

人間科学

第23巻 第2号
2006年 3月

論文

- Shakespeare's Views of Kingship in *Richard II*
..... 真部多真記 1
- 大学教育のeラーニング化－ TOKINET の試行と課題－
..... 阿部 昌信 堀口 秀嗣 13
北根 精美 坂井 知志 塩 雅之
- テューダー朝初期人文主義をめぐる批判と弁明
..... 森 弘一 31
- 支配株式取引における売却機会均等理論の再検討
－ Andrews (1965) からの示唆－ 文堂 弘之 45
- イギリス炭鉱業の繁栄と衰退：
1880年代から1920年代末における炭鉱労働者とストライキについて
..... 井上 麻未 57

研究ノート

- メディア・リテラシー教育に対する教員の意識
..... 石川 勝博 73
- 看護管理職のネットワークに関する一分析
..... 林 寛一 87
-

1. 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』(HUMAN SCIENCE)は、年に一巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めた者とする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。
4. 本誌には論文、研究ノート、書評、学界展望などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。
論文は理論的又は実証的な研究成果の発表をいう。
研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。
学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要編集委員会において検討し、必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを要求することがある。
7. 一号につき一人が掲載できる論文など、原則として一編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要綱を配布する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

1. 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピーと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿の長さは、論文は24000字(400字詰め原稿用紙換算60枚)、研究ノートは12000字(30枚)、書評は4000字(10枚)、学界展望は8000字(20枚)を基準とする。課題研究助成報告は(3.75枚)以内とする。そのほかのものについては紀要編集委員会が決定する。
3. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
4. 原稿執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
 - (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
 - (4) 記述は簡潔、明解にし、現代かなづかい、常用漢字を使用する。
 - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
 - (6) 欧文は手書きにせず、ワープロないしタイプライターを使う。
 - (7) 注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従うものとする。
 - (8) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
 - (9) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
 - (11) 見出しは、1、2、(章に相当)、1-1、1-2、(節に相当)、(1)、(2)の順とする。
 - (12) 人名、数字表記、用語表記は、所属学会の慣行に従う。

Shakespeare's Views of Kingship in *Richard II**

Tamaki Manabe

This paper aims at analyzing views of kingship represented in Shakespeare's *Richard II*. The play presents a complicated and ambiguous perspective on kingship, but at least it does not offer to the audience the doctrine of the divine right as an effective means of understanding the contemporary monarch. During the course of the play the audience perceives the transitory nature inherent in kingship and sees Richard's divine right collapsing. What I propose to do in the following discussion is to examine the subversive discourse that pervades the play and to reconsider Shakespeare's perspective on kingship in *Richard II*.

I. Introduction

Ernst H. Kantorowicz's theory of the king's two bodies has exercised a great influence on the interpretation of Shakespeare's history plays. In particular, his theory has been developed most effectively in the reading of *Richard II* (1599)¹, and the paradigm of downfall from an organic whole to chaos has gained currency among critics. In Kantorowicz's reading, Richard has the unified two bodies, body natural and body politic, but with the appearance of Bolingbroke his bodies begin to crumble, and the split emerging between the two bodies makes Richard a tragic king (Kantorowicz 24-41). In new historicist criticism that has revealed a close relation between body and power in the political discourse, Kantorowicz's analysis of Richard's bodies and his following tragic destiny has been appealing. However, the play's focal point does not lie in disunity of the two bodies, and the play does not present only the nostalgic sentiments toward the lost unity. We see in the play the subversive political discourse in which the Elizabethan audience would mirror their own situation, but Kantorowicz's emphasis on Richard's unified bodies distracts our attention from

such an aspect of the play. In fact, even Kantorowicz contradicts himself. Referring to the political conflicts between Queen Elizabeth and the Earl of Essex and Essex's unsuccessful rebellion against the queen in 1601, he implies the contemporary political themes woven into the fabric of the play (Kantorowicz 40-1), but he does not develop a convincing argument about such political factors that seem to be counter to his conservative reading. An analysis of the play's topicality is not always necessary to understand the play, and in the case of the Essex rebellion, it is difficult for us to know accurately what parts of the play served to the rebellion. As a recent study of *Richard II* reveals, however, some political problems described in *Richard II* — tyrannical policy, the collapse of feudalism, usurpation, and the deposition of the king — reflect the contemporary political vision (Forker 5-55), and at least the Elizabethan audience would notice the subversive nature represented in the play. The following discussion focuses on the subversive elements described in *Richard II* and attempts to reread the text beyond the theory of the two bodies.

Another important factor in considering the

representation of kingship, which Kantorowicz disregards, is the audience. History plays require more direct contact with the audience than comedy and tragedy. The characters on the stage are forefathers of the audience, and by seeing their heroic actions, the audience transgresses the temporal barrier and feeling nostalgia for the past, they share patriotic sentiments with each other. In addition to these characteristics, *Richard II* provides the audience with the ingredients to consider the doctrine of divine right. Beholding Richard's tyrannical behaviours and other characters' reaction to them, the audience comes to understand why Richard's divine right is annulled. In other words, *Richard II* contains the calculated mechanism that makes the audience think over what kingship is like, and this paper discusses the function of the audience in order to elucidate Shakespeare's views of kingship in *Richard II*.

II. Is Richard "worthily deposed"? : The Ideological Conflicts of Kingship

Richard II, as well as the *Henry VI* plays (1598), deals with the struggle between the king and the aristocrats which leads to the decline of the kingdom. In both plays, the legitimate kings are deposed, and a new crown-holder becomes a king as a winner of the power game. In this point, both Henry VI and Richard II are categorized as the "weak" kings, but there is a distinctive difference between them: Richard is politically weak and not innocent like Henry VI. Richard himself is a violator of the very order through which he exerts his authority, and his misrule is the cause of his downfall. Here as elsewhere in history plays, Shakespeare does not show us his own perspective on the monarch, but by dramatizing King Richard's political false, he seems to imply possibilities for the subjects to overthrow the debased king and order. Indeed, the rebellion against the king is partly based on the contemporary political fashion, Machiavellianism. However, Shakespeare

focuses not on describing the Machiavellian strategy controlled by the law of force but on revealing that Richard is worthily deposed, and some devices we see in the play — verbal attacks on Richard, unity between stage and audience, and Richard's recognition of his misrule — shift our attention from violence of the king's enemies to Richard's inability to rule.

The first two acts of the play question Richard's qualities of a king. A historical mystery of the murder of the Duke of Gloucester, Thomas Woodstock, is an important episode for the audience to cast a doubt on Richard's kingliness. While an anonymous play *Woodstock* (1592) depicts Richard's involvement in the murder, *Richard II* never reveals the truth. Instead, "silence" of the lords eloquently speaks of Richard's responsibility for the death of Gloucester. At the opening act where trial by combat between Bolingbroke and Mowbray is presented, Bolingbroke, attacking Mowbray, indirectly mentions Richard's complicity:

Further I say, and further will maintain
Upon his [Mowbray's] bad life to make all this good,
That he did plot *the Duke of Gloucester's death*,
Suggest his soon-believing adversaries,
And consequently, like a traitor coward,
Sluic'd out his innocent soul through streams of blood,
Which blood, like sacrificing *Abel's*, cries,
Even from the tongueless caverns of the earth,
To me for justice and rough chastisement;
And, by the glorious worth of my descent,
This arm shall do it, or this life be spent.

(R2 1.1.98-108 italics mine)²

Historical writings report Gloucester's conspiracy against the king, and in fact there were some reasons Richard seized and banished him (Holinshed II 780-837; Norwich 84-91), but *Richard II* speaks nothing about Gloucester's rebellious action because it places a great emphasis not on the background of the murder of Gloucester but on Richard's denial of the kinship. Comparing Gloucester to Abel killed by his brother

Cain, Bolingbroke implies Richard shed the blood of a kinsman, and the allusion to the Abel-Cain episode obviously attacks Richard for destroying the kinship. In Genesis Abel's blood cried to God (Gen. 4.10), but in the play it is not God but Bolingbroke who avenges the murder of Gloucester on Richard. Similarly, Mowbray refers to Richard's involvement in the murder by asserting Richard's responsibility for his "tainted" honour:

Take but my shame,
And I resign my gage. My dear dear lord,
The purest treasure mortal times afford
Is spotless reputation.

(R2 1.1.175-8)

Here we notice that Bolingbroke and Mowbray accuse the king in the feudal code. In their language, the feudal motivations of family dignity and individual honour are recognizably emerging, and they condemn Richard because he violates their values. It is often pointed out that *Richard II* represents the two modes of temporality, "Richard's old/medieval" and "Bolingbroke's new/modern", but in fact Richard already excludes himself from the medieval ideal and feudal values, and Bolingbroke's concept of kingship is based on feudalism. Therefore, the true conflict is not a trial of arms between Bolingbroke and Mowbray but an ideological struggle between feudalism of the lords and absolutism of the king, and this conflict between two antagonistic ideologies about kingship runs through the play.

The ideological conflict brings a temporary victory to the absolute king. By imposing his royal prerogative upon Bolingbroke and Mowbray, Richard silences them, and the truth of the murder of Gloucester remains unrevealed. The play, however, goes on speaking of Richard's tyranny eloquently. Instead of Bolingbroke and Mowbray, in the following scene the Duchess of Gloucester accuses Richard of his guilt. Like Bolingbroke's, her conception of kingship is based on the feudal values,

but it is more deeply associated in ties of blood. Her utterance sounds primitive and unsophisticated, but it conveys what Richard shattered most directly in the play. The inheritance through ties of blood is the foundational rule of aristocracy, and as far as the king secures the rule, the king and lords are organically bound into a nation. Now that Richard breaks up the ties from King Edward III to his sons by murdering her husband, she believes, Gaunt and other lords should take up arms against the king to avenge Gloucester:

O, sit my husband's wrongs on Herford's spear,
That it may enter butcher Mowbray's breast!

(R2 1.2.47-8)

In this speech, justice lies in blood vengeance. According to Jean E. Howard and Phyllis Rackin, the female characters in *Richard II* are "powerless" to the political conflict between male characters, and they embody private and excessive emotion of grief and anger (Howard and Rackin 140-141). Indeed, as they point out, the Duchess expresses female passion, and she has no means to take her revenge on Richard. However, she shares feudal ideals and chivalric values with male characters, and by speaking passionately Richard's crime she supports the blood vengeance as the desired conclusion of murdering Gloucester. Her existence in the play is marginal, but the marginality enables her to speak more freely and powerfully the subversive conception against the king than male characters. She is given the most "liberal tongue" (R2 2.1.229) to make a verbal attack on Richard.

While the Duchess speaks of the significance of kinship under the feudal system, John of Gaunt attempts to reconsider Richard's kingship in terms of the stability of the realm. For Gaunt the realm symbolizes power and nobility of England. In his famous speech in Act II scene i, England is:

This royal throne of kings, this sceptred isle,
This earth of majesty, this seat of Mars,

Shakespeare's Views of Kingship in *Richard II*

This other Eden, demi-paradise.
This fortress built by Nature for herself
Against infection and the hand of war, . . .

(R2 2.1.40-44)

The land is not real estate but a mythical one that represents the myth of English greatness, and the king's possession of the land means he holds it as a symbol. Richard, however, does not see the realm as an abstract one. He suggests leasing the land to tenants for the Irish war:

We are enforc'd to farm our royal realm,
The revenue whereof shall furnish us
For our affairs in hand.

(R2 1.4.45-47)

Here the realm is the real material that is to be divided and exchangeable for money. According to Franco Moretti, in Elizabethan drama the king's possession of the land as his own real estate is the ultimate presentation of his tyrannical power (Moretti 7-14). Richard displays his absolute power by demythicizing the realm and possessing it as his own manageable piece. From Gaunt's point of view, Richard's tyrannical behaviour to treat the realm as real estate is debased representation of royal power and threatens the very structures of feudal system. Because Gaunt still inhabits a feudal world, he realizes that there is no way a good subject can overthrow the king without opposing God's will, but for him Richard is no longer a king whose divinity should be respected. Unlike the Duchess of Gloucester, throughout the play Gaunt does not speak his desire for the deposition of Richard, but in his verbal protest against Richard's absolute policy there is treasonous implication:

O had thy grandsire [Edward III] with a prophet's eye
Seen how his son's son should destroy his sons,
From forth thy reach he would have laid thy shame,
Deposing thee before thou wert possess'd,
Which art possess'd now to depose thyself.

Why, cousin, wert thou regent of the world,

It were a shame to let this land by lease;
But for thy world enjoying but this land,
Is it not more than shame to shame it so?
Landlord of England art thou now, not king,
Thy state of law is bond-slave to the law, . . .

(R2 2.1.104-114 italics mine)

As compared with King Edward III, Richard is a tyrant who takes the realm in hand beyond metaphor. In addition, the kings of divine rights were subject only to God, but now Richard erodes divinity of kingship and reduces his royal status to that of a subject bound to obey the law. Now that Richard dissolves the myth of the realm and sacredness of kingship that have been believed between the king and lords, Gaunt believes, Richard is debased enough to be deposed.

However, Gaunt could not take up arms against his monarch for he was deeply engaged in loyalty to the king rather than allegiance to the feudal bonding. Gaunt is keenly aware of Richard's inability to rule, but he does not know how to resolve the sharp tension between submission and resistance. Therefore, he never agrees with the Duchess' blood vengeance, nor does he take seditious behaviours. Accordingly, he dies, remaining emotionally torn. It is Northumberland who resolves the dilemma Gaunt faces and sets free the lords who remain within the discourse of obedience. It is worth noting that Northumberland develops his logic in the light of public interests. Like the Duchess and Gaunt, Northumberland condemns Richard's confiscation of the land and neglect of kinship, but unlike them he accuses Richard of his betrayal of all his subjects:

The King is not himself, but basely led
By flatterers, and what they will inform,
Merely in hate, 'ganist any of *us all*,
That will the King severely prosecute
'Gainst *us, our lives, our children and our heirs.*

(R2 2.1.241-5 italics mine)

Richard denies predominance of public over private

interests, and he is untrue to his subjects, including both the lords and commoners. The resentment at Richard's tyranny is spread all over the country, and Richard's divinity loses allegiance of his subjects, and the commoners and the nobles are united with each other in despair and hatred against Richard (*R2* 2.2.127-131). Within this context, Northumberland suggests a rebellion against the king:

If then we shall shake off our slavish yoke,
Imp out our drooping country's broken wing,
Redeem from broking pawn the blemish'd crown,
Wipe off the dust that hides our sceptre's gilt,
And make high majesty look like itself,
Away with me in post to Ravenspurgh.

(*R2* 2.1.291-6)

The imagery of "broken wing" and "blemished crown" is associated with the corrupt state by a tyrant, and the "dust" that hides "sceptre's gilt" is a reminder of Richard who hides his guilt. At this moment, patriotic loyalty is preferable to allegiance to the king, and the play shifts from the verbal resistance to military action against Richard.

Just as the plays that handle the treason against the monarch such as *Jack Straw* (1591) and *Woodstock* take an ambiguous attitude to the treason, so *Richard II* does not celebrate the violent reaction to the king straightforwardly. Politically, like these plays, *Richard II* is not univocal. On one hand, the play continues to describe the process of deposition of the monarch in light of the historical fact. On the other hand, it emphasizes grief of the deposed king in a tragic form, and Bolingbroke's closing speech conveying his regret for usurpation leaves the audience emotionally torn between obedience and resistance. At least, however, the audience of the 1590s would be aware of perspective on kingship the play offers to them. The conflict that leads to Richard's deposition does not arise from a simple power struggle between Richard and Bolingbroke. As we have seen above, Richard deviates himself from an

old conception of kingship that is rooted in the feudal system and attempts to affirm his absolute policy by insisting on his royal prerogative overriding the chivalric convention and medieval tradition. There is no reason to suppose Shakespeare was conscious of the crisis of civil war that England faced because of Queen Elizabeth's succession problem, but timely political resonances would be probably understood by Shakespeare's viewers. Critics such as Kantorowicz have asserted that the first two acts of the play describe Richard as a source of medieval culture and that the play dramatizes how the medieval king and his society are undermined by what is more "modern". *Richard II*, however, closely examines what Richard destructs and observes how the rebellion against the king is accepted as an inevitable step to restore the declining country. Therefore, the Earl of Essex and his followers may have had a great interest in the play.

III. Beyond the Temporal Barrier: The Duke of York and the Audience

Thomas Nashe places the theatrical performance above historical records because the theatrical performance offers to the spectators a direct contact with the past that was obscured by historical writings. According to Nashe, beholding the ancestors' brave action on the stage, the audience feels nostalgia for the past and shares a sense of unity with each other (Nashe I 212). *Richard II* also dissolves historical distance between past and present and links the audience with the past, and the Duke of York plays a role to make the audience participate in the play. In Shakespeare's history plays, Chorus in *Henry V* is well known for its role to allow the audience to participate in the play and shape a sense of unity in the theatre, but unlike Chorus, the Duke of York not only helps the audience understand what is taking place on the stage but also serves as a spokesman to speak the same anger and lenity to

the king as the audience feels.

York, as well as Gaunt, is a royal but now reluctant supporter of Richard. He asserts that the king's divine right should be valid only as long as the king secures the rights of the feudal lords (*R2* 2.1.187-208), but at the same time he is fettered by the ideology of divine right. While Gaunt was released from such emotionally torn feelings by death, York must resolve his complicated feelings by himself and accept Bolingbroke's new political order. It is worth noting that York's psychological response to Bolingbroke's language and action overlaps that of the audience. For example, at first, York understands Bolingbroke's complaints about Richard's tyranny at the emotional level, but he cannot admit his rebellion because

Both are my kinsmen:
T' one is my sovereign, whom both my oath
And duty bids defend; t' other again
Is my kinsman, whom the King hath wrong'd,
Whom conscience and my kinred bids to right.
(*R2* 2.2.111-5)

York cannot make his mind between two equally valid but conflicting conceptions of justice and loyalty. While some lords are preparing to replace Richard with Bolingbroke, York remains himself divided between the two conceptions. This kind of internal conflict is even more disturbing in the audience. They have a desire to see Bolingbroke taking up arms, but they are forced to oppose his rebellion. Exploiting York's rhetoric of justice, however, Bolingbroke releases York and the audience from the emotional double bind. He accuses Richard of his confiscation:

As I was banish'd, I was banish'd Herford,
But as I come, I come for Lancaster.
.....
If that my cousin king be King in England,
It must be granted I am Duke of Lancaster.
(*R2* 2.3.113-124)

York's ideal model of the country is the ordered one, and as Bolingbroke asserts, it is Richard who destructs the model by disinheriting Bolingbroke, and Bolingbroke returns to England to restore the broken order. Therefore, Bolingbroke's insistence is right within York's conception of justice. In a larger construction of the play Bolingbroke's utterance is not merely self-serving insistence but the mechanism by which the audience understands Richard's guilt, that is, neglect of the principle of inheritance. As Northumberland says, Bolingbroke's argument is legally right (*R2* 2.3.148-150), and Bolingbroke's language, "I am a subject, / And I challenge law" (*R2* 2.3.133-4), which is spoken to both York and the audience, implies that a subject can demand his legal rights if the monarch breaks up the law. Critics often disregard legal arguments evoked around Bolingbroke, but as Rackin and Holderness point out, the play puts a great emphasis on a legal process (Rackin 1985 266; Holderness 56). Richard presides over this legal system, but now he himself is a violator of the law, and the legal discourse enables the audience to judge Richard's guilt. In fact, in the following scene, York, a spokesman for the audience, admits the justification of the rebellion, and his ideal of the divine right doctrine begins to collapse. Although he defines his position as a "neuter" (*R2* 2.3.159), at this point in the play he participates halfway in the rebellion.

As the play progresses, the audience comes to realize Bolingbroke's political vision through the eyes of York. Bolingbroke's fundamental strength lies in his ability to control both political reality and imagination that he is an "ideal" ruler. For instance, York emphasizes Bolingbroke's treatment of "ceremony." The king's ceremony concealed Richard from reality and blinded him politically, but Bolingbroke exploits it as his own strategy to proclaim his right and to justify his usurpation of the legitimate king. In addition, while Richard regards the king's power as invisible one given by

God, Bolingbroke overthrows the mystical conception of kingship and reveals that the power depends on a material foundation such as money and men (*R2* 3.2.34-5). It is interesting to note that York explains the shift of power from Richard to Bolingbroke by exploiting theatrical metaphor. York depicts Richard as follows:

As in a theatre the eyes of men,
After a *well-graced actor* leaves the stage,
Are idly bent on him that enters next,
Thinking his prattle to be tedious,
Even so, or with much more contempt, men's eyes
Did scowl on gentle Richard.

(*R2* 5.2.23-8 italics mine)

Here Bolingbroke is "a well-graced actor," and Richard is compared to an incompetent actor who follows the good performer. Richard has played the role of a king as "a well-graced actor," but his performance has never satisfied his audience. If "actor" means "doer" (*OED* n3), Bolingbroke is a very "well-graced actor" in a double meaning, a performer and a man of action. From the beginning of the play, Bolingbroke has been forced to follow Richard, but in York's theatrical metaphor, the relationship between them is reversed, Richard/an incompetent actor enters on the stage, following a great actor Bolingbroke. The reverse of the two actors symbolizes the shift of political power from Richard to Bolingbroke, and here in this point York adjusts himself to Bolingbroke's new political world. Just as York accepts Bolingbroke as a new king who his allegiance is directed to (*R2* 5.2.39-40), so the audience is aware that Bolingbroke is an ideal hero who can restore the order of the country and reunite Englishmen with each other.

Thus, York breaks up the boundaries between past and present, between stage and audience, and enables the audience to share the patriotic sentiments with the rebels on the stage. Here we should note another function of York that seemingly

contradicts his first one. *Richard II* dramatizes cause and effect of the rebellion, and it never evokes the violent resistance against the king. To deflect the audience's attention from violence, York plays an important role. The episode involving the York family in Act V is a stumbling block in *Richard II*. The scenes describing the trouble of the York family are often cut in the stage productions because the oddly comic tone included in the scenes disturbs the seriousness of the play. These comic scenes, however, restore the barrier between stage and audience and serve to dissolve the sense of unity between the audience and historical characters on the stage. Beholding the comic family trouble of the Yorks, the audience gradually separates themselves from the historical violent actions.

The trouble in the York family begins with York's discovery of his son's involvement in the conspiracy against Bolingbroke/Henry IV. The newly established society of Henry IV is far from peaceful, and King Henry cannot deal with dangerous people such as Aumerle and his fellows. In other words, Aumerle's conspiracy indicates the corruption of the microcosm that is following the ruin of Richard's macrocosm. It is worth noting that such a serious episode involves some comic, rather stupid, scenes. For example, when York visits the king to tell him about Aumerle's treachery, the audience pays attention not to York's attitude toward the conspiracy but to the conversation concerning "the boots" between York and his wife. In the only twelve lines, York orders his servant to bring his boots three times, but equally fanatically, the Duchess prevents the servant from giving the boots to York. York has led the audience to the world of history since his first appearance and spoken for the audience, but the Duchess' enthusiastic utterances reduce his role to merely a comic character. Moreover, the Duchess continues to deflect our attention from her son's conspiracy. In the following scene, where York manages to interrupt

the conspiracy against the king, the entrance of the Duchess renders a serious conspiracy scene into absurd comedy:

DUCHESS

A woman, and thy aunt, great King, 'tis I.
Speak with me, pity me, open the door!
A beggar begs that never begg'd before.

KING HENRY

*Our scene is alt' red from a serious thing,
And now chang' d to "The Beggar and the King,"*

(*R2* 5.3.76-80 italics mine)

Comparing herself to "a beggar" who is begging to the king, the Duchess changes her son's conspiracy into a farce, "The Beggar and the King," and the audience's attention shifts from York and Aumerle to the Duchess. With her appearance on the stage, the Duchess occupies the whole stage, and York, Aumerle, and the king are all involved in her farce. While she is begging for the king's pardon with her exaggerated language and action, York and Aumerle are forced to be silent and the king says nothing but "Rise up" and "Stand up" (*R2* 5.3.92, 111, 128). Her hyperbole language and action reinforce the absurdity and make invisible the political tension that Aumerle reminds the new king of.

As Rackin points out, Aumerle's conspiracy reminds us that the play still proceeds within Richard's history (Rackin 1985, 275), but by covering it with the comic episode of the family trouble, Henry IV's new order is not overthrown in the play. Leonard Barkan asserts that the combination of comedy and violence in *Richard II* indicates a new form of history plays. According to Barkan who discusses the emotional responses of the audience, *Richard II* describes violence, but the play excludes excessive passion for violence and keeps the emotional continuity of the audience by combining history with comedy (Barkan 6-7). In Shakespeare's second tetralogy from *Richard II* to *Henry V* the *Henry IV* plays dramatize history in a comic form,

but Barkan points out, the combination of history and comedy already begins with *Richard II* before the *Henry IV* plays (Barkan 19). Barkan concludes his discussion with assertion that comedy added in *Richard II* indicates development of Shakespeare's history plays. Barkan's conclusion requires more intensive examination, but his discussion provides us with an important point to consider the episode of the York's family. In spite of its absurdity, the farce including York, Aumerle, and the Duchess shifts the audience from the participants to the beholders toward the end of the play and reconstructs the barrier between past/performance and present/reality. Thus, in the role of York we see a nicely calculated function to evade excessively emotional reaction to the deposed king and allow us to regard death of Richard as one of the historical event without passionate conflicts.

IV. The Carnival Nature in *Richard II*

As compared with other history plays, especially the plays dealing with the deposed king, *Richard II* is striking because it depicts Richard's reaction to the deposition without falling into excessive pessimism. Indeed, *Richard II*, as its title shows, represents tragedy of the deposed king, and it is often pointed out that the play's tragedy culminates in the so-called deposition scene where Richard's despair and grief is fully represented.³ In this scene, however, Richard does not only lament his tragic fate. Here Richard is aware of his political failure and reveals fragility of the royal status. It is worth noting that the carnival nature runs through Richard's language and action. As Michael Bristol argues, carnival provides the topsy-turvy world, where the rigid social boundary is eliminated and socially established identity is made questionable, and it contains potentially subversive power and threatening qualities (Bristol 64-5, 200). In the deposition scene Richard, exploiting this kind of the carnival nature, mocks

“King Richard” who does not realize instability of the social identity.

Richard dissolves the relationship between symbols and social identity indicated by them. His crown was the greatest symbol of rule given by God, but now he regards it as “the bucket” to be filled with his tears (R2 4.1.181-9), and he also removes other symbols of rule one by one as if a player were taking off the properties:

I give *this heavy weight* [crown] from off my head,
 And *this unwieldy scepter* from my hand,
The pride of kingly sway from out my heart;
 With mine own tears I wash away *my balm*,
 With mine own hands I give away *my crown*,
 With mine own tongue deny *my sacred state*,
 With mine own breath release *all duteous oaths*.

(R2 4.1.204-210 italics mine)

In order to sustain the stability of kingship, there must be reliance on the authority of royal symbols, but Richard deprives the symbols of the authority. In his language the royal symbols are reduced to a kind of toys. Here we see the carnival spirit that lightly deals with the authority of symbols and makes the relation between signifier and signified arbitrary. Separating himself from the royal symbols, Richard admits that the social identity of “King Richard” made by the symbols is never permanent. In addition, ironically, Richard understands the significance of kingly power when he loses all the symbols. In some scenes before the deposition, he believes in his extraordinary power inscribed in the name of king (“Is not the king’s name twenty thousand names? / Arm, arm, my name!” R2 3.2.85-6) and never thinks an appearance of the person who annuls his divinely conferred authority (“The breath of worldly men cannot depose / The deputy elected by the Lord” R2 3.2.56-7). Dispossession and deposition tell him, however, that power is not an abstract concept such as divine right doctrine. It is practical and subversive one that makes “proud majesty” “a subject” (R2

4.1.251-2), and Richard who is not aware of the mechanism of power is no longer King of England (“I have no name, no title” R2 4.1.255). His action of breaking the mirror in which his face is reflected symbolizes death of “King Richard” who has been blind to the power structure of the society.

The carnival discourse draws our attention not only because Richard mocks his own political failure by using the carnival policy but also because we see in the discourse the transitory nature of kingship that pervades the subsequent plays of the second tetralogy. In the carnival world Bolingbroke, who embodies the non-festivity as a “silent king” (R2 4.1.290), opposes Richard’s festivity. The carnival seems to end with Bolingbrook’s removal of Richard, but in fact there remains an endless tension between stability and subversion that characterizes carnival. In other words, even after the deposition of Richard, Bolingbrook’s reign is annoyed with carnival-like instability. It is Bolingbrook’s son, Prince Hal, who disturbs stability of his father’s reign, and Bolingbrook’s language shows that his son is the very carnival that represents anarchy and unruly violence:

Can no man tell me of my *unthrifty* son?
 ’Tis full three months since I did see him last.
 If any plague hang over us, ’tis he.
 I would to God, my lords, he might be found.
 Inquire at London, ’mongst the taverns there,
 For there, they say, he daily doth frequent,
 With *unrestrained loose* companions,
 Even such, they say, as stand in narrow lanes
 And beat our watch and rob our passengers,
 Which he, young *wanton* and *effeminate* boy,
 Takes on the point of honor to support
 So *dissolute* a crew.

(R2 5.3.1-12 italics mine)

Hal’s self-indulgence threatens Bolingbroke because it reminds him of the carnival spirit that turns over the established order. No matter how seemingly

dominant and stable Bolingbroke's kingship is, it cannot escape from a great surge of subversion. In carnival stability is overthrown as soon as it is established. Similarly, Bolingbroke's order may be forcedly replaced by a new one. Bolingbroke perceives an important fact through Hal's carnival-like behaviours: stability is constantly under attack.

The final reaction to instability of kingship comes from Richard in prison. In the soliloquy, he summarizes its changing nature by mentioning his reduction to nothing ("Then am I king'd again, and by and by / Think that I am unking'd by Bolingbroke, / And straight am nothing" *R2* 5.5.36-8). Richard cannot resist subversive power, but he appreciates kingship by being deposed. He says, the state resembles music in that both of them are composed of polyphonic voices. Just as in music we need an "ear" to hear a wrong note that causes dissonance, so the king must have an ear to the ground in order to sustain the stability of the state. However, Richard didn't have such an ear:

How sour sweet music is
When time is broke, and no proportion kept!
So is it in the music of men's lives.
And here have I the daintiness of ear
To check time broke in a disordered string;
But for the concord of my state and time
Had not an ear to hear my true time broke.
I wasted time, and now doth time waste me.

(*R2* 5.5.42-49)

Richard's language reminds us of various voices spoken by Mowbray, Gaunt, and York in the first half of the play. Their words told him the existence of the polyphonic and contentious world, but Richard shut his ear against them and believed in only universality of the harmoniously united state. Being deposed, he understands the discord of the society and its subversive nature. At this time Richard releases himself from the conservative doctrine of divine right that made him an incompetent king. At

the last moment before he dies, he resists the power struggle started by Bolingbroke and kills two men who come to murder him. Richard's resistance is unsuccessful, and he is murdered finally. However, this is Richard's first and last violent resistance to the rebels who have stained "the King's own land" "with the King's blood" (*R2* 5.5.110), which was never seen at the beginning of the play. Accordingly, Richard's final resistance evokes the audience's patriotic sentiments. At first, patriotic feelings were shared between the audience and Richard's rivals — Gaunt, the Duchess and York —, but now Richard accepts patriotic sentiments from the audience. The members of the audience have some sympathies for Richard not only because they are satisfied with Richard's action but also because they see in the action human, not divine, power which creates historical dynamism.

V. Some Conclusions

I close my argument with reference to the gardener's speech in Act III scene iv. In this unhistorical scene, comparing England to the garden, he mentions Richard as an unskilled gardener ("O, what pity is it / That he had not so trimm'd and dress'd his land / As we this garden!" *R2* 3.4.55-57). As the garden ruins because of a neglectful gardener, so now England declines because of Richard's lack of policy (*R2* 3.4.47-53, 54-66). In addition, Richard's political failure invites his own downfall. It is interesting to note that the gardener is sharply aware of the balance of power between Richard and Bolingbroke. He responds to the Queen who asks why Richard must be deposed:

Their fortunes both are weigh'd.
In your lord's scale is nothing but himself,
And some few vanities that make him light;
But in the balance of great Bolingbroke,
Besides himself, are all the English peers,
And with that odds he weighs King Richard down.

(R2 3.4.84-89)

In a theological conception of rise and fall, the king's downfall is fall from grace, and Richard is deposed because he loses the favour of God. The gardener's interpretation of Richard's downfall, however, is far from such a traditional conception. Bolingbroke's triumph is brought by the support of "all the English peers," and Richard's political lightness causes his isolation and downfall.

The gardener's analysis of Richard's deposition seems available throughout the play. As I have discussed, the play cautions us about assumptions of stability by representing the transitory nature inherent in kingship. As the gardener like other characters releases himself from medieval doctrine of divine right, the play separates the audience from the ideology of divine right. *Richard II* admits the significance of the doctrine, but it does not offer the doctrine as a proper means to understand the contemporary society.

*This paper is based on part of my research supported by a research subsidy program of Tokiwa University.

Notes

¹ The chronological order of the plays referred to in this paper follows that described in *Annals of English Drama, 975-1700*, ed. Alfred Harbage, 3rd ed. (London: Routledge, 1989).

² All the quotations of Shakespeare's works are taken from *The Riverside Shakespeare*, ed. G. Blakemore Evans, 2nd ed. (Boston: Houghton Mifflin Company, 1997).

³ It is commonly admitted that the deposition scene was omitted from Q1-Q3 and added to Q4 and F (Forker 506-541). In this paper, I follow this argument and do not discuss the textual problems of *Richard II*.

Works Cited

Barkan, Leonard. "The Theatrical Consistency of *Richard II*." *Shakespeare Quarterly* 29 (1978): 5-19.

Bristol, Michael D. *Carnival and Theater*. New York: Methuen, 1985.

Evans, G. Blakemore ed. *The Riverside Shakespeare*, 2nd ed. Boston: Houghton Mifflin Company, 1997.

Holderness, Graham. *Shakespeare Recycled: The Making of Historical Drama*. New York: Harvester, 1992.

Holinshed, Raphael. *Holinshed's Chronicles of England, Scotland and Ireland*. Vol. II. 1580. New York: AMS Press Inc., 1976.

Kantorowicz, Ernst. *The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology*. Princeton: Princeton University Press, 1957.

The Life and Death of Jack Straw. 1591. The Malone Society Reprints, 1957.

Moretti, Franco. "A Huge Eclipse': Tragic Form and the Deconsecration of Sovereignty." *The Power of Forms in the English Renaissance*. Ed. Stephen Greenblatt. Oklahoma: Pilgrim Books, 1982. 7-40.

Nashe, Thomas. *The Works of Thomas Nashe*. Ed. Ronald B. McKerrow. Vol. I. Oxford: Basil Blackwell, 1966.

Norwich, John Julius. *Shakespeare's Kings*. London: Penguin Books, 2000.

Rackin, Phyllis. "The Role of the Audience in Shakespeare's *Richard II*," *Shakespeare Quarterly* 36 (1985): 262-281.

———. *Stages of History*. Ithaca: Cornell University Press, 1990.

——— and Jean E. Howard. *Engendering a Nation*. London: Routledge, 1997.

Shakespeare, William. *King Richard II*. Ed. Charles R. Forker. London: Thomson Learning, 2002.

Woodstock, A Moral History. 1592. Ed. A. P. Rossiter. London: Chatto and Windus, 1946.

大学教育のeラーニング化 – TOKINET の試行と課題 –

阿部昌信、堀口秀嗣、北根精美、坂井知志、塩 雅之
Abe Masanobu · Horiguchi Hidetugu · Kitane Akemi
Sakai Tomoji & Shio Masayuki

Tokiwa eLearning Trial – What is the Key for Best Practice in eLearning at University ? –

This article is the final report of a group for the study of eLearning at university. The paper highlights some of the findings from the study group's trial in eLearning system called TOKINET. There are 5 factors are indicated the success of e-learning system at university: 1) flexibility of learning management system (LMS), 2) clearing copyright, 3) developing teaching materials based on the instructional design (ID), 4) placing ICT staffs efficiently for supporting to construct eLearning system, develop materials and LMS and 5) meeting the learner's demands on study contents. For the sake of providing the best practice in teaching, we expect eLearning supports learner and teacher as a good tool for recording a study log. This tools works well for evaluating and modifying the installed LMS, ID and teaching materials.

1. eラーニングの現状と課題

–大学. 企業の実践例– (阿部昌信)

はじめに

コンピュータ技術を教育に生かす試みは、1970年代にイギリスのオープン大学で始まり、我が国では1972年に司馬正次氏が「教育とコンピュータ」を出版してeラーニングの幕を開いている。それから約30年後の2001年頃から日本政府はe-Japan基本戦略を打ち出し、情報技術が教育へ活発に利用されるようになってきた(注1-1)。

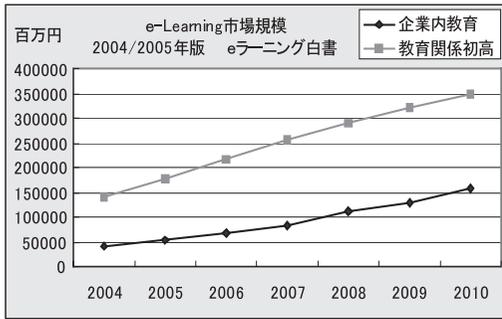
この時期は、企業へのIT設備投資が一段落し、ITが企業経営から教育分野へ活路を見だし始めた時期である。

いつでも、どこでも、自分のペースで学習が出来る、且つ、双方向のコミュニケーションが出来るeラーニングは、企業においては従業員の経費削減と基礎知識を身につけさせることを目的とした。一方、学校教育では一人一人のきめ細かな教育と学習管理によって学習効果を上げる事を目的とした。

統計によれば、eラーニングは大手企業を中心に実

施されている一方、大学では、すでに955人から7000人以上が受講している。両者とも昇進条件や単位認定を始めている所もあり、その普及は、2010年には350000百万円に達すると予測されている(図1)。

図1



市場規模から見たe-Learning規模は、企業内教育は3.8倍、教育関係は2.5倍の伸びを示している。

この章では、このようにeラーニングの普及が見込まれている企業と大学に焦点を当てeラーニングがどのように活用され、実施されているのか、また、実施によって発生する問題は何かを見ていくことにする。

1.1 eラーニングの利点

いま、eラーニングのメリットと言われていることを列挙するとつぎのようになる。

第1は、従来、企業活動によって得た知識やノウハウ(個人や小集団の知識や情報)をデータベース化して、より多くの人々にその恩恵を与えることが出来ること。

第2は、僅かの時間を割いて知識を学ぶ事が出来、且つ、教育費用削減につながる。働きながら新しい知識や技術を学ぶことは時間的にも費用的にも容易ではないが、eラーニングシステムによって、より多くの人に学ぶ機会を与えると同時に、企業にとっては、教育費削減のメリットになること。

ある報告によれば、集合研修費用は約一億1600万円掛かるところ、eラーニングによる教育費用は1500万円になり、一億円の経費節減効果が出ている。また、別の例では受講期間が5日から3日に減り、拘束時間=教育コストの低減に結びついたとの報告もある。つまり、受講者が140人を越えると受講者を一カ所に集める場所、時間、費用が大幅に削減でき、eラーニングのメリットが表れると言われている(注1-2)。

第3は、教育には同じ手順で、同じ事柄を教えなければならない部分が必要存在するが、教える人が個々に時間と労力をかけて教材を作成する無駄を省くことが出来ること。

第4は、IT化する事によって、繰り返し学習が出来、必要とする部分はWeb画面で見ても最小限の印刷にとどめることが出来るばかりか、資料をコピーして配布する時間と労力も省けること。

第5は、静止画像、動画、音声などマルチメディアを有効に利用できることである。

図表を利用したときの情報は、1分あたりに文字を読んだ場合に比べて、2倍の情報量があることが知られている。ましてや、色彩豊かな動画や音声があれば情報量は格段に増え、学ぶものにとっては興味が増すであろう。

つまり、eラーニングは教育費用の削減を望む企業と、時間的余裕のない受講者が基礎的な知識や専門的な知識を学び、より良いポスト-競争社会を生き残る為の手段として、また、学生は予習復習によって知識や教養を高め単位取得する為の有用な手段となっているのだ。

1.2 eラーニングの動向

2004年に企業3万社を対象に実施した調査によれば、eラーニング導入企業は全体の16%で、検討中を含めても僅か30%である(注1-3)。

この数値を見る限り、導入企業が思ったより少ない。しかし、その内訳を見ると一概にeラーニングを導入している企業は少ないとは言えない。ちなみに、従業員5000人以上の企業は、すでに6割強が導入しているのに対し、300人以下の企業は1割程度となっている。つまり、従業員が多ければ多いほどeラーニングの効果があり、導入の割合が多くなっている(注1-4)。

さらに、業種別にeラーニング導入率をみると、情報に強い「情報、通信系」の企業が断然多く情報サービス業50.3%、つづいて、その他情報通信業50.0%、IT関連製造業39.5%、電気、ガス、熱供給、水道業37.5%の順になっている。

他方、大学教育は18歳人口の減少により大学冬の時代に突入と言われている時期でもあり、学生確保と

学生サービス、就職率アップ等々を目指し、学生一人一人の教育に力を入れ始めている。ちなみに大学のeラーニング市場は2004年の867.3億円から2010年には1509億円と約1.7倍の規模が見込まれている(注1-5)。

また、働きながら学びたい社会人に対して遠隔授業を展開し、社会貢献と大学のイメージ向上に力を入れはじめた。ちなみに2001年度に社会人向けに提供する公開講座は約18000講座、86万人が受講している(注1-6)。

1.3 企業のeラーニング実態

企業がeラーニングを導入した時期は、2000年から2001年頃のITバブル崩壊時期に実施していることもあって、その目的は1つである。

スピードが要求される競争社会においては何時でも、最新の教育を適時実施する事が会社の業績を左右する事から、いつでも、どこからでも学ばせ、従業員の技術力をアップし、それを業務に還元させる事である。

従来のように一カ所に従業員を集めて数日掛けて、業務に必要な基本教育や専門教育を行ってはいられなくなったのだ。

一方、従業員は基本的な知識を習得した上に専門的な技術を身につけ、それによって自らの地位向上と昇進をめざす事を目標に積極的に参加している。

具体的な教育内容は、多岐に渡っているがその中で最も多いものを見ると①全社員へ徹底すべき項目(遵守教育)であり、つづいて、②職場環境に合わせたフレキシブルな対応(基本教育)、③横並び底上げ型の教育から個人の意欲を重視した教育(アドバンス教育)への変革を中心に、企業独自の教育(個人情報保護プログラム教育、情報セキュリティ教育、輸出管理教育、環境教育と著作権教育、管理者教育、営業職遵守教育等々)を盛り込んでいる。

1.3.1 学習方法

eラーニングのみに特化して教育実施しているところもあるが、対面教育とeラーニング教育をブレンドして実施しているところもある。ブレンディング教育

の成果は、理論を実際現場で確かめる事が必要な実習を伴うハードウェア系で、集合教育が必要になっている。

学習期間は、約1ヶ月、学習量は、1時間で終わる程度と言ったように時間を区切り受講し易いようにしている。

また、eラーニングを実施している企業は、何らかの受講者を支援する組織を立ち上げ、進捗状況を随時把握、受講相談や励ましなど等、受講者への学習指導と未受講者への受講を促す一方、未修了者に対しては、制約を与えて管理を行なっている企業もある。

eラーニングの受講者は、理解度、満足度が共に増えている。調査によれば、よく理解できた者は、95%にも及び、集合教育に比べ約70%の者が好意的に受け止めている。その結果、社外研修の場合の合格率が48%であるのに対し、eラーニング受講した者は70%~80%の者が合格しており、eラーニングの効果は大きい。

1.3.2 eラーニング障害事項

このようにeラーニングは、基礎教育の徹底から種々の教育にまで及んでおり従業員満足と効果を上げているが、問題も出てきている。

第1は、コンテンツ制作に掛かる労力と教育費の削減と経営への効果を如何に明確に示せるかが重要な問題となっている。

第2は、eラーニングを供給する側と導入する側の双方が効果測定と評価についての必要性を強く持っていることである。

eラーニングを実施するに当たって58.8%の企業が提供するサービス効果が不明確であると答え、それが原因となって66.3%の企業がコンセンサスを得られないと回答している。

その為には、学習到達度、コスト測定、満足度測定に加え、学習時間、修了率の向上、平等な学習機会(回数、対象者)等々を含む効果測定の指標、方法、標準基準を明確に示す必要がある。しかしながら、投資効果を測定している企業はまだ少なく、その仕組みづくりに取り組み始めたと言ったところが現状である。

第3は、学習意欲のないものへの動機付けが必要で

ある。動機付けに重要な要因は、学習者へのメンタルサポート、技術的サポート、学習の進捗管理に加えて、昇級、昇格などを明確にして行くことである。このサポートの善し悪しがeラーニングの効果を上げるか否かに大きな影響を与える。

第4は、受講生同士のコミュニケーションの不足解消である。

eラーニングはパソコンを介して学習するシステムであることから、生身のFace to faceのコミュニケーションの欠落が起きがちである。この欠点を補うための仕組みが必要になる。

第5は、著作権や個人情報の取り扱いについての検討が必要である。

1.4 大学のeラーニングの実態

e-Japan戦略が2001年に決定し、2003年にはe-Japan戦略IIが政府によって公表され、遠隔授業を実施する大学学部、研究科は2001年度の3倍にすることを旨とするにしている(注2-1)。

この政府発表に先立ってeラーニングへの取り組みをすでに開始していた大学はあったが、大部分の大学は2001年の政策発表前後からeラーニング教育に取り組み始めている。現在では、すでに955人から7000人以上が受講している大学もある(注2-2)。

また、単位取得可能な大学は、申請中も含めて大学院14、大学28、短大20となっている(注2-3)。

1.4.1 eラーニング導入目的

教育現場へのeラーニング導入目的は、多岐に渡っている(注2-4)。

最も大きな理由は、教育効果を上げるためである(96.0%)。つづいて、広報活動のため(92.7%)、学生の動機付けを高めるため(88.9%)、新技術を教育に応用するため(82.6%)、事務運営の効率化のため(82.3%)、機関の活動を公開するため(81.6%)、研究上の知見を共有するため(81.3%)の順になっている。

つまり、教育では講義、演習を中心にレポートの提出から論文掲載、評価までを実施して、一人一人に対してきめ細かい学習指導を目指している。通常授業の中で合格者には学長名で「ネット講座修了書」を授与

する大学もある。さらに加えて、資格取得のための講座などネット上での履修可能なものを実施している。

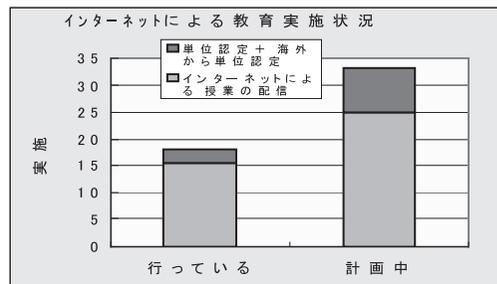
第2は、広報活動の一環として市民講座や単位認定科目を実施し、大学イメージを上げるためと位置づけている。ちなみに、平成12年度にeラーニングを実施している大学は588校であったが、1年後は35校増えて623校になっている。特に、私立大学が開講する講座数は全大学の73%に達している(注2-5)。

第3は、社会人大学生の学習と学生確保を目的に実施している。最近急激に実施され始めた遠隔授業などがあげられる。2003年2月現在、構築中も含めた開講大学数は全体の6.7%にすぎないが、今後、ますます開講数が増えることが予想される。

1.4.2 授業形態

eラーニング導入によって授業形態は、徐々に変化をしており、授業全体に占める割合は、スタンフォード大学では2000年の30%から、1年後には、全体の40%近くにもなっている(注2-6)。一方、我が国では2002年において、インターネット授業配信している大学は15.5%、単位を認定している大学は2.2%、海外からの単位認定は0.3%にすぎない。

図2



しかし、大学設置基準の改定により、1998年3月 - 30単位(遠隔授業で可能な単位数)、1999年 - 60単位、2001年3月に非同期双方向の授業も単位と認められるようになってきており、今後、急激に単位認定を計画する大学が増えそうである(注2-7)。

事実、大阪市立大学は、2001年から全学生共通科目の単位を単位認定科目として認め、SOI(慶応義塾大学を中心にして)は、2001年時点で7000人以上が受講している。

さらに、京都工芸繊維大学では2002年は1500名、2003年は全学生を対象としている。信州大学は、2004年度から社会人を対象としたIT大学を開校し、60単位を取得可能としている。

東北大学の大学院は、2007までに大学院等の講義科目の40%を開講する予定であるが、学部と似た状況にある(注2-8)。

1.4.3 教育形態

eラーニングの教育形態は、大きく分けて5つ考えられる(注2-9)。

① eラーニング受講のみで修了可能なコースを提供。
② eラーニング受講のみで単位の一部を取得できるコースを提供。③ 対面学習とeラーニングのブレンディット型の講義を開講。④ eラーニングを部分的に用いる講義を開講。⑤ 集合学習の中でeラーニングを実施等々である。

しかし、現在最も利用され、且つ、望ましいとされている学習形態はWBTとのブレンディング教育であると言われている。

また、大学院教育、社会人教育は、遠隔教育が盛んであり、東京都心に19大学が駅前キャンパスを開講し、遠隔地にある大学との教育を実施している(産経新聞2004年8月17日付け)。この遠隔教育は、大学生、一般社会人を対象に実施されているが、今後増加の傾向が予想される。ちなみに、常磐大学では、2005年度から被害者学研究所(大学院)を東京田町に開校し、水戸との遠隔授業を実施している。

1.4.4 eラーニング障害事項

eラーニングは、問題点も出てきた(注2-10)。

その最たるものは、特定の者に負担が掛かる(94.2%)であり、つづいて、機械設備の導入費用が掛かる(93.7%)、支援スタッフが不足している(91.4%)、機械設備の維持費用が掛かる(87.1%)、利用の準備に時間が掛かる(84.2%)、機械設備の数が不十分(80.0%)の順になっている。

つまり、eラーニングを導入したときの最大の問題点は、コンテンツ制作に掛かる労力を如何に減らすか、eラーニングを支援する専門スタッフや組織を充実し

ていくかが重要になる。

このeラーニングの問題や悩みは、企業とほぼ同じである。

1.4.5 学生と教員の反応

つぎにeラーニング実施時における学生と教員双方の反応について見るとつぎのようになっている(注2-11)。

学生の反応：

- * 授業を後で見るとは、結構大変であった。
- * 掲示板は、他人の視点が分かり役立った。
- * Tree上の掲示板は、何処に返事があるか探すのが大変だ。
- * eラーニングで学習するメリットを明確にしないとだめだ。

- ・ eラーニングで学習する根拠を示して欲しかった(単位が取れる、資格が取れるなど等)
- ・ 個人にとって、お得感を明確に打ち出すことだ

* 講義のまとめを最後にすると分かりやすく、便利だ。

* ストーリーミングの映像は、コマ落ちが出た。

- ・ 256Bの電話線を利用する者にとって不向きだ

* 講義している先生の顔が見えなかったのは残念だ。

* お知らせメールなどはありがたかった。

* 社会人学生にとっては、仕事の両立が出来助かった。

* 掲示板の議論は、リアルタイムの議論に比べ、じっくり検討することが出来た。

* 教員も学生の掲示に対してのコメントを欲しかった。

* 掲示板などは、アーカイブ化して欲しかった。

教員の反応：

つづいて、教員の反応を見ると(注2-12)、

* 自分のVTRを見て、癖を直すのに役立った。

* 著作権がらみで鉄腕アトムの漫画を見ることが出来なかった。

* 15分で一区切りの講義として、今回は、前回の最

初をだぶらせることにした。

2-12 頁127)

- * 掲示板の事柄を授業で取り上げることもした。
- * OHPも教員の顔が見えて、良い。
- * 掲示板に授業への評価が書かれることは良いことだ。
- * VTRが後々まで残り、誰に見られているか分からないと言う恐怖心があった。
- * 授業内容と掲示板の議論がバラバラになり、修正がきかなくなった。しかも、授業の内容がVTRに残るから、ストレスがたまった。
- * 1, 2回は同じ授業をするのがよい。最初は、失敗する。

以上、企業と大学におけるeラーニングの実態を概観すると、次のことが云える。

1. 学習効果と経費節減効果は期待できる。
2. eラーニング実施をサポートする組織、人材が必要である。
3. 無理をしないで出来るところから実施する。
4. WBTとブレディング教育が適している。
5. eラーニングの障害事項を取り除いていく必要がある。
6. eラーニングは、益々、普及していく事が予測されている。

注

1. 先進学習基盤協議会 (ALIC) 編著、eラーニング白書、2003/2004年版、Ohmsha、(注1-1 頁33) (注2-1 頁32) (注2-3 頁132)
2. 経済産業省、eラーニング白書、2004/2005年版、Ohmsha、(頁28～頁85) (注1-3 頁84) (注1-4 頁84) (注1-5 頁216) (注1-6 頁140) (注2-4 頁101) (注2-5 頁140) (注2-7 頁10) (注2-9 頁105) (注2-10 頁103)
3. 先進学習基盤協議会 (ALIC) 編著、eラーニングが創る近未来教育、Ohmsha、(注2-2) (注2-6) (注2-8 頁171)
4. 大島敦俊、eラーニング、ダイヤモンド社、(注1-2 頁87)
5. 坂元昂監修、中原 淳、西森年寿編著、eラーニング、マネジメント、Ohmsha、(注2-11 頁127) (注

2. 常磐大学 tokiwa-net の試み (塩雅之)

本研究会では、本学におけるeラーニングのあり方を検討するため、eラーニング・システム「常磐大学 tokiwa-net」を構築し、運用を行った。tokiwa-netでは、コンテンツ導入、試験の運用、学習者へのeラーニング利用意識・実態調査を行った。

2.1 サーバー導入の経緯と問題

常磐大学 tokiwa-net の構築にあたり、サーバーに求められる条件は、①学習管理システム (Learning Management System、以後LMS) がインストールされていること、②学外からのアクセスが可能であること、の2点である。現在、常磐大学に置かれているWebサーバーには、LMSは導入されていない。また、セキュリティのため学外からの学内ネットワークへのアクセスは制限されていて、学外からアクセス可能なサーバーを学内ネットワークに接続するのは困難である。検討の結果、学内にLMSサーバーを設置し、ADSLによって学外ネットワークに接続して運用することとした。

2002年5月～9月にLMSの選定を行った。2003年3月、K棟内にLMSサーバーを設置するとともにADSLで学外ネットワークに接続して運用を開始した。

サーバー設置にいたるまでに、サーバー設置場所、サーバー管理者の問題、サーバーに関わる予算項目の変更といった問題が浮上し、その調整に6ヶ月の時間を要することになった。

2.2 ソフトウェア選定と評価

【ソフトウェアの選定】

eラーニングで行われる授業の形態は様々であるが、学習形態 (講義、演習、自己学習) と距離 (対面、遠隔) とで分類することができる。このような授業形態によってLMSに求められる機能は異なる。例えば、遠隔講義型の授業であれば講義映像のライブ配信機能が必要となり、自己学習型であれば進捗管理機能が必要となる。そのため、LMSはこうした機能を有するだ

けではなく、それらの機能を柔軟に組み合わせることができる必要がある。また、将来的に機能拡張ができるような仕組みを持つものが望ましい。表1は、LMSに要求される代表的な機能を共通な機能と個々の授業形態による機能とに分類したものである。

表1 LMSに要求される機能

共通な機能	教材作成 (オーサリング)
	出欠管理
	テスト実施・採点
	課題提出
	成績管理
	アンケート実施・集計
	学習者管理
授業形態による機能	ストリーミング配信
	ライブ配信
	掲示板
	テレビ会議
	チャット
	ファイル共有
	アプリケーション共有
	進捗管理

このような機能を全て網羅しているLMSは少なく、多機能であるものは必然的に価格が高い。予算によっては、特定の機能に限定したLMSを複数組み合わせることも選択肢として考えなければならない。

その他、LMSに求められる機能としては、SCORM (LMSに共通して使用できるe-コンテンツの国際規格)の対応があげられる。SCORM対応の利点としては、

- SCORM対応の市販教材 (コースウェア) を導入できる
- SCORM対応の教材作成ソフトウェア (オーサリングツール) を使用できる
- 将来LMSが変更になった際に作成したコンテンツがそのまま使用できる

などがある。

オーサリングツールは、作成する教材の種類により様々である。教材の種類としては、Webテキスト、質問応答型テキスト、動画 (講義映像など)、ライブ型といったものがあげられる。こうした教材全てを作成できるものもあれば、特定の種類の教材に特化して高レベルなものを作成できるものもある。作成した

教材に合わせて、個々の教員が好みのオーサリングツールを使用して教材作成を行えることが望ましい。

LMSの選定の際には、複数のLMSのデモンストレーションを業者に依頼して比較を行った。検討の結果、「Fujitsu Internet Navigware Ver.6.0」を選定した。選定理由は、

- 上表のテレビ会議・ライブ配信・アプリケーション共有以外の機能を持つ
- ユーザ数を少人数に制限することでソフトウェアの価格が抑えられる

などであった。また、納入されるのはバージョンアップ版のVer.7.0になることが予定されており、Ver.7.0では

- ライブ配信機能を拡張できる
- SCORM1.2に対応している

ことも選定の理由となった。

【ソフトウェアの評価】

LMS「Fujitsu Internet Navigware Ver.7.0」の評価について述べる。問題点としては、オーサリングツール「教材作成キット」と成績管理用ソフトウェア「成績管理サービス」が別売りであることがあげられる。「教材作成キット」が7万円、「成績管理サービス」が10万円と高価であり、教員全員が購入するのは困難である。これは教材作成や成績評価の際に環境が限定されることを意味し、eラーニングを広めるにあたって大きな障害となると思われる。現在は、このような問題点に配慮されたLMSも開発されている。LMSが低機能なオーサリングツールを備えていたり、ダウンロードできるようになっていたり、といった方法でインターネットが利用できればどこからでも教材作成ができるものもある。LMS上に成績評価機能が用意され、ブラウザ操作だけで成績評価が行えるものも多い。

また、オーサリングソフトとして「教材作成キット」を使用することを前提としているので、「教材作成キット」の評価がLMSの評価に大きく影響を与えてしまうことも問題であるといえる。この「教材作成キット」の問題点として

1. ソフトウェアの操作がわかりづらい

2. マニュアルの使いづらさ
3. HTMLで作成されたコンテンツの移植の手順が煩雑である

ことがあげられた。このことは、tokiwa-netで教材を作成する際に大きな障害となった。一般に、eラーニング教材の作成には通常の教材作成よりも多くの時間が必要であり、教材作成で教員に大きな負担を強いることになれば、eラーニングを導入しても対応する講義が増えないということになるであろう。LMSが様々な教材に対応し、自由にオーサリングツールを選択できることがコンテンツ拡充に重要であるといえる。今後、常磐大学でeラーニングを進めていくには、オーサリングツールについても研究を行い、教材作成支援を行っていく必要があると思われる。

2.3 コンテンツ制作と著作権問題 (坂井知志)

2.3.1 技術と制度のアンバランス

eラーニングに取り組むにあたり、本研究会においては著作権法に関する最新の状況を踏まえつつ進められた。平成16年1月(関係者は元号を一般的に使用しているので)の法改正により、eラーニングにおいてはリアルタイムで主会場に学習者がいることなどの条件下において主会場に配布している資料等を送信できるようになった。その他、試験問題のインターネット送信、学習者による複製などについて検討を行った。さらに、著作権法第35条のガイドラインについても検討・協議を行った。

しかし、eラーニングを開発している業者は、そのことを充分承知していることはなく、どこで著作権に留意することが必要かについては、全くソフトウェアに反映されていない。このようなソフトウェアの不備は採用したソフトウェアのみに見られるものとはいえない。

こうした現状は、情報化の取り組みの共通した問題といえる。中央省庁や各地方自治体、高等教育機関が取り組んでいる様々なプロジェクトにも共通する問題といえる。つまり、技術的に行えることをもって、情報化という単純な図式が通用してしまっているのである。車が時速200km出すことができるとしても、通常は60km、高速道路は100kmに制限されてい

る。これを前提に社会の諸制度は作り上げられている。20kmを超過すれば罰金等が科せられる。つまり、技術だけのことを知っていてeラーニングに取り組むことは、運転技術だけを教わったドライバーのようなものである。時速制限も標識もわからないで、一時停止もしないで無謀な運転を繰り返すことと同様なことを行っているのである。

それでは、eラーニングについて技術的な問題だけで取り組んでいることを単純に批判できるかということにも無理がある。中央省庁の取り組みにも「デジタル地上波」の番組をサーバーに取り込み、LANを通じて各教室で自由に活用できることなどで授業がどのように行われるのかについて検証している。このような取り組みは地方自治体にも広がっている。このことの是非は別として、取り組んだコンテンツが流通段階で公開できなくなることを予想しないでコンテンツを蓄積することには無理があると思われる。最低、教育関係者が知るべき著作権法第32条(引用)35条(学校その他の教育機関における複製等)38条(営利を目的としない上演等)48条等(出所の明示)は取り組む関係者はどのような法律なのかについて充分検証してコンテンツを蓄積することが必要といえる。

2.3.2 契約システムの構築

それでは、どのような方法により著作権問題を解決していったらよいかについて検討した結果、本学における「著作権等委員会」の動向と足並みを揃えることで合意し、研究会は進められることとした。その後「著作権等委員会」は研修の実施、契約書の策定を試みている。研修は学園全体に呼びかけ教職員が3回にわたり受講した。第1回目は、文化庁の著作権課長により著作権の基本的な考え方について説明を受け、第2・3回目はより具体的に音楽著作権協会(常任理事)から解説を加えられた。それらのVTRは情報センターで貸し出されるための著作権処理も行っている。

契約書については、委員会において作成されたものを学園全体の経営判断を行う理事長が最終判断を行い、教職員にその実態も踏まえ説明することとなっている。このようなシステムを導入し、eラーニングが取り組まれているケースは極めて稀といえる。それは、

日本が未だ契約社会に馴染めないからといえる。契約社会の是非は別として、著作権問題を適切に処理するためには、このような契約システムを導入する必要があると思われる。我が国で極めて先進的に取り組んでいる研究会といえる。

2.4 eラーニング実態調査結果 (阿部昌信)

2005年1月31日に常磐大学で情報処理教育を受講している学生51人に対して、「eラーニングに関するWeb調査」を実施した結果、自宅でパソコンを使用している学生は、全体の94%にもなっている。しかも、その内訳を見ると70~80%がインターネットに接続しており、毎日あるいは週2~3回以上インターネットを利用する学生は全体の74%、1回以上の利用を含めると96%にも達している。

この結果からいえることは、eラーニングを大学で実施した場合、家庭から大学へアクセスし教材を利用できる基盤は、既に整っているということである(注1)。

一方、現在大学で実施している情報教育については、内容、教授法、学習環境における不満や要望がある(表2)。それらの多くは、eラーニングの導入によって解決できるものである。例えば、自分の目的、学習進度にあった自学自習の支援や質疑応答である。

今後、学習内容のeラーニング化にあたり、対面授業との関連付けや教材提示法、双方向コミュニケーション法を考慮した学習者視点の教材開発が求められている。

表2 学生の情報教育に対する不満・要望

注1. 猪瀬恵子、情報教育によるeラーニングの実態、

【情報処理教育の内容】
<ul style="list-style-type: none"> ● ワード、特にエクセルを1年生からやりたかった。 ● エクセル、ワード、パワーポイント等、それぞれ分け、詳しく授業を行ってほしい。 ● MOUSやシスアドなど資格取得のための講習を授業にも取り込んでほしい。 ● 基本的なソフトの扱い方よりワンランク上の、少し突っ込んだ授業をしてほしい。 ● 興味がないものが多い。 ● 情報それ自体の重要性や価値に関する講義が必要ではないか。

【情報処理教育の方法】
<ul style="list-style-type: none"> ● 授業進度がはやすぎる。 ● 機械が苦手な人にもわかりやすい授業展開を心がけてほしい。 ● 重要な箇所は時間をかけてやってほしい。 ● 自分の達成度がわからない。 ● 各自で進むペースが異なるので、同時進行で授業を進めるのはあまりよくない気がする。 ● 個人の知識・技術の差を考慮してほしい。 ● わからないときに質問してもあまり教えてくれない。 ● 授業を理解できず、ついていけなかった。もっとゆっくり丁寧に指導してほしい。 ● 受講生の数が多すぎる。 ● 教師の質問への対応が間に合わない。教科書をみただけではわからないこともあるので、質問しやすい環境を作ってほしい。 ● 情報処理の授業だけでは、授業内容が身につかない。 ● 1年生の授業で扱った知識が定着していない。 ● 先生により異なる授業スタイルを考えると、学生が授業を選択できた方がよい。
【授業設備】
<ul style="list-style-type: none"> ● パソコンの起動、反応が遅くてイライラする。 ● 自習教室が足りない。

常磐大学4年生、2005年1月10日。茨城県内の3つの高校を対象にしたeラーニング調査結果。2004年8~11月にかけて、高校生233人に対して実施したWeb調査結果である。家庭からのインターネット接続は、81%になっている。

3. eコンテンツ利用の現状と課題

3.1 情報教育における実践 (塩雅之)

コミュニティ振興学部では、情報処理演習I、情報処理演習IIの授業において、常磐大学のサーバー上に「Webプログラミング講座」と題したWebサイトを構築し、Webを利用した演習を行っている。コンテンツとして、①HTML、②CSS、③フレームページ、④Perlプログラミング、⑤Flash、⑥Flash Action Script等のWebプログラミングに関するWebテキストおよび掲示板を設けている。Webテキストを使用する利点としては

- 学外からアクセスできるサーバーに設置することで自宅での自習ができる
- Webテキスト上のマルチメディアデータ(テ

キスト、画像など)の利用ができることがあげられる。受講学生にテキスト媒体についてのアンケートをとったところ、Webテキストの方が良いとの回答が大半を占めた。主な理由として、プログラムなどのソースコードをコピーして利用できる、家庭で学習できる点があげられた。

同様に、紙媒体のテキストを配布しているコンピュータ演習でも同様のアンケートを取ったところ、逆に紙媒体の方が良いとの回答が多かった。主な理由として、ウィンドウを切り替えながらの学習に不慣れであることがあげられた。選択科目である情報処理演習を受講する学生との情報技術の差も起因していると思われるが、情報教育の場合には教材を見ることが実際に演習することの2つの用途でコンピュータを使用するため、他の科目と比べて受講者の負担が大きいことが考えられる。

tokiwa-netには、上記Webテキストの一部の移植に加え、資格試験の質問解答型のeコンテンツを作成した。ゼミ学生数名に利用してもらい自由記述のアンケートをとったところ、

- Webテキストだけの利用をするにはログインが煩わしい
- 質問解答型はその場で解答も得られ訓練になる
- 質問解答型は問題数が多くないと問題そのものを覚えてしまう
- 質問解答型は飽きやすい

との意見があった。ログインによる学習者管理は、進捗状況の把握ができる反面、学習者にとっていつでも気軽に学習できるという手軽さを失わせてしまうということを考えさせられた。質問解答型は、自己学習における有用さとコンテンツ制作の煩雑さが見合わない感があった。学習意欲の維持を考えると、質問解答型のコンテンツは、資格取得などの明確な目的をもって訓練するようなのが望ましく、制作の煩雑さを考慮するとコースウェアを利用の方が良いと思われる。

近年、情報の授業が小学校・中学校・高等学校で行われるようになってきているが、各校での対応が異なるため、学生の情報技術格差が広がっている。情報リテラシーの演習においても技術レベルの高い学生からの授業の難易度が低いとの苦情が聞かれるようになって

きている。授業での個別の対応には限度があるため、能力別クラス編成を行えるのが望ましいが、時間割上の制約・教員負担の両面から実現は難しいのが現状である。eラーニングによる情報技術の資格取得コースウェアの導入は、このことの一つの解決策になるのではないだろうか。

3.2 エル・ネットによる授業の実践(坂井知志)

常磐大学は、エル・ネットが本格稼動する以前の調査研究事業の段階から、諸澤英道理事長を中心に衛星を活用した授業について文部科学省の教育方法に関する調査研究活動に参画してきた。エル・ネットには衛星を活用している様々な問題がある。双方向性の確保には、VSAT局の設備にコストがかかるということや衛星回線の負担を恒常的にどこが負担するのかなどは未だ方向性を見出せていない。さらには、コンテンツを積極的に開発するという組織的、継続的な取り組みがあまり多くはないという利用上の問題など、上意下達では解決し得ないことが多い。

そのような状況の中で、常磐大学は地上系のインターネットが普及したときに普及するであろうeラーニングを視野に入れて、「大学独自収録」を続けてきた。「大学独自収録」は、大学内の映像の専門職にエル・ネットの授業を企画から収録・編集までを担当させることをいい、テレビ局などの外部のスタッフに頼りがちなものとは、一線を画するものである。そのことにより、将来の地上回線のeラーニングにおける企画から収録・編集までの方法論を大学に残すことが可能となった。

また、取り組み内容も犯罪被害者という常磐大学ならではの特徴のあるものから、子どもの心理という多くの受講者が見込まれるもの、そして複数の教員が一つの授業(ミュージアムの授業をミュージアムの担当教員だけではなく、英語やボランティア、情報の担当教員が合同で行うことにより、英語圏のミュージアムの取り組みを詳しく理解できるようにした)を担当するというメディアの特徴を活かした授業など変化にとんだものとなっていた。それでは、そのような取り組みがeラーニングとどのような関係にあるのかについてのべることにする。

現在のeラーニングソフトウェアはテレビ並みの音

声と画質を安定した状態で多地点に送ることは困難であるといわれている。そのことは、インターネット技術がピアツーピア (peer to peer) というコンセプトにより構築されているため、多地点接続には向いていないためである。しかし、様々な多地点と接続するための取り組みや技術開発が行われ、状況は急速に改善されている。数年後には、ホワイトボード機能と教員の映像とシラバスという画一的なソフトウェアしか存在しない現状は改善されると思われるが、そのときに予想されることは、現在のテレビ並みの映像と音声で遠隔の多地点双方向授業である。そのときに教育方法はどのように開発されて、著作権や肖像権はどのように処理されるかについて適切に対応しているのが、教職員や組織としての大学などに今求められているといえる。エル・ネットはそのような次世代を見据えた取り組みを支援するシステムといえる。

現在、常磐大学の学園としては東京の田町のサテライトキャンパスと水戸キャンパスをつないで大学院の授業が行われているが、一対一であれば基本的には著作権上の公衆送信には当たらないと思われるが、このコンテンツをインターネットによりオンデマンドで受講するためには著作物の適切な利活用が必要となる。また、そのようにして工夫された授業は誰に帰属すべきなのかについては多角的に議論していくべきである。そのような、大学経営の今後の重要課題が、エル・ネットによる授業から見えてくる。

常磐大学は、2005年度から東京の田町と水戸間で行われた授業とともに、エル・ネットの実践を多角的視野から検証し、今後の常磐大学全体のeラーニングを充実していくことが可能な状態にあるということがいえる。

3.3 異文化コミュニケーション論のeラーニング化 (北根精美)

「授業の補完としてのeラーニング」という観点から、異文化コミュニケーション論をeラーニング化するためのプロセスについて、インストラクショナルデザイン (ID) にもとづき整理してみたい。また、受講生の授業理解、科目への関心を深めるためのeラーニング・モデルについて、1996年から現在までの授業

実践の結果を踏まえて考察する。

3.3.1 授業の補完としてのeラーニング

授業の補完としてのeラーニングは、ブレンディング型のeラーニングである。ブレンディング型とは、「従来型の教室授業と、eラーニングとを組み合わせた授業形態」である。ここでいうeラーニングとは、「Eメール、掲示板、学習管理機能、教材作成機能などを活用する」形態を意味し、Web Based Training (WBT) と呼ばれる (eラーニング白書、2003)。

学習者は従来の対面授業を受講するとともに、授業内容の予習・復習、レポート作成、試験準備のために、必要に応じてWBTのリソースを引き出すことになる。こうした授業補完の機能は、学修目的および学力が多様化した授業環境にあつて、学習者の自学自習を支援するための道具として期待される。

デジタル・ネットワーク化された授業を提供し、サーバーに蓄積された授業情報を、いつでもどこからでも利用可能とすることで、学習者の都合、すなわち学習者主体の学習環境の整備が可能となる。

日本の高等教育機関におけるeラーニング実施実態をみても、eラーニングだけで学位を与えるという、本格的な遠隔教育の段階というよりもむしろ、一部の教員がeラーニング実施のために科目を提供し、対面教育の補完的にeラーニングを利用しているのが現状である (メディア教育開発センター、2003)。

3.3.2 異文化コミュニケーション論のeラーニング化プロセス

(1) IDの考え方の導入

IDのプロセスは、学習者の分析から始まり、具体的な学習目標や内容を決定する設計、学習ツールの開発、実施、学習成果の測定・評価フェーズから構成される。

授業のターゲットとしての学習者が、授業に寄せる関心の度合いや期待を把握することから、IDのプロセスは始まる。ターゲット像を描いたら、次に科目の学習を通して何を達成することになるのか、その目標を定め、それを達成するためのタスクを列挙していくとともに、タスク実行に適した教授法を決定する。授

業が実施されると、学習者の理解を確認しながら、教授内容や方法の問題を形成的に評価していく。コースが終了後、総合的に学習成果の評価が実施され、各フェーズへのフィードバックが可能となる。

次項では、ID プロセスにそった、異文化コミュニケーション論のeラーニング化についてみていく。

(2) 分析フェーズ

分析フェーズでは、科目を履修する学習者すなわちターゲットの特性、目的を把握することが求められる。異文化コミュニケーション論の学習者は、1・2年生中心であること、選択必修科目であるため、進級要件を満たすことが主な学習目的であること、という特性を有し、受講者数は80～120名である。

eラーニング機能への関心について、国際学部2・3年生11名の学生にインタビューしたところ、必ず利用する、利用すると強い関心を寄せた機能として、次の7点があげられた。

1. e課題や休講の連絡を確認できる(11名)
2. 出席状況をWeb上で確認できる(10名)
3. メールによる授業に関する質疑応答(8名)
4. 授業課題がWeb上でできる(8名)
5. 学習履歴をWeb上で確認できる(8名)
6. 授業内容をWeb上で確認できる(7名)
7. 資格取得の学習ができる(7名)

あまり使わない、まったく利用しないと関心の低い機能としては、「受講生同士で授業内容についてディスカッションできる」機能であった。また、「授業の様子を記録したビデオ画像をみることが出来る」機能に関しては、利用したいが4名、なんともいえないが5名であった。

インタビューの範囲で考察するならば、学生の授業履修に対する目的は、単位取得が優先されるため、それを支援する機能-出席状況管理、課題・休講連絡-へのニーズが高いことがわかる。また、ディスカッションや授業ビデオの画像閲覧については、実際に利用したことがないので、具体的な活用方法が思い浮かばないという理由があげられた。

(3) 学習目標・内容の設計フェーズ

学習目標設計のフェーズでは、主として単位取得を目的に集まる受講生に対し、異文化コミュニケーション

論の内容に興味をもってもらい、キーとなる概念をわかりやすく解説することに留意した。

学習内容の設計図であるシラバスでは、授業毎に1. 文化の相違の捉え方、2. 高低コンテキスト・コミュニケーション、3. パーバル・ノンパーバル・コミュニケーション、4. コード認識の相違、5. ステレオタイプ、6. エスノセントリズム、7. 偏見・差別、8. カルチャラル・アイデンティティ、9. 異文化不適応といった基本的なキー概念を抽出した。

授業では、パワーポイントでキー概念の説明をするとともに、キー概念に関連したドキュメンタリー、ニュース、音楽映像、文献紹介を取り込み、学生のテーマへの関心を高めた。また、授業で利用するパワーポイントの資料は、原則、授業開始前に著者の授業ホームページにアップロードし、印刷して授業に持ち込めるようにした。

(4) 学習ツールの開発フェーズ

異文化コミュニケーション論の主な学習ツールは、授業で利用するパワーポイントファイルである。これを個々の学習者の自学自習用教材としてeラーニング化するためには、いくつかの問題が浮上した。

まず、異文化コミュニケーションの個々のキー概念を自学自習用に作りこむためには、学習者がWeb上で見やすい画面のデザインを設計し、そこに現在までに蓄積したパワーポイントファイルから情報を抽出し、埋め込む作業が必要となる。画面デザインやWeb上の動作設計に関しては、授業準備とは別枠で時間を確保しなければ、一教員がすべてをこなすことは難しい。

日本の高等教育機関におけるeラーニング実施実態の調査結果をみても、eラーニング実施上の課題として、教材作成・システム運用のための不十分な予算、著作権の処理の不安と困難、教員やTAのスキル不足、TA確保の困難、部局内での教育、評価方法、規範に関する合意形成の困難など、eラーニング・システム構築のコア要素における問題が列挙されている。

大学の資産として、授業をeラーニング化していくためには、大学共通のeラーニング設計仕様を用意し、ITスキルの有無に関わらず、短期間で習熟可能なeラーニング教材作成ソフトの導入とそのトレーニング

が必要であると考える。

学習者の異文化コミュニケーション論への動機付けを高めるために、eメールを利用した、学外教育機関との交流方法についても検討した。

1996年から3年間にわたり実施した「Web上での異文化交流演習」である。ここでは、Intercultural E-mail Classroom Connection (IECC) の高等教育間の交流募集掲示で呼びかけ、フランスとイタリアのクラスとの異文化交流が実現した。フランスとの交流では、相互に英語で自己紹介をメール交換する段階で、自己を言語化して表現することの難しさに直面した。イタリアとの交流では、相互に母文化の情報をまとめ、異文化新聞をWeb上で発行しようという企画であった。ここでも、共通語として英語を使うため、表現の困難が壁となった。しかし、Web上で異文化を知り、同世代の学生と交流することにより、外国語で自己を言語化することに慣れている文化と不慣れな文化の存在を知る機会を得ることができた。

Web上での異文化交流演習の他、学習テーマへの動機付けに貢献が期待できるのは、インタラクティブな教材の利用である。

ハーバード大学の「Implicit association test」では、潜在的に人々がもつ人種、ジェンダー、年齢などへの偏見をテストすることができる。学習者はクイズ形式で、自分の中にある異文化への偏見を客観的な数値として認識できる。こうしたインタラクティブ教材は、偏見とは何かを学ぶ契機づくりとして利用できる。

(5) 実施のフェーズ

当然のことながら、授業目標、内容、学習ツールの設計は、授業開始の半年前から準備が始まる。この時点では、履修者情報は前年度の状況から推測するのみである。授業をすすめながら、授業進度を調整し、説明に利用する資料をアップデートすることになる。

国際学部では、形成的評価方法として、授業終了後に受講生の意見、感想、質問を400字程度でまとめて提出してもらうスタイルが浸透している。授業内容の調整は、このコメントをもとに、授業担当者の経験値によって判断しているのが実情である。

授業の補完という役割をeラーニングに期待するのであれば、講義資料とあわせて、ストリーミング化さ

れた講義のWeb上での提供がある。講義のストリーミング化とは、授業の模様をビデオ撮影した後に、ストリーミング対応用にデータを変換し、配信サーバーにアップロードする一連のプロセスである。

講義がストリーミングされていれば、講義の繰り返し視聴が可能となり、特に欠席した授業の補習時に便利である。東京大学大学院情報学環・学際情報学府のiii onlineは、講義のストリーミング化により、欠席頻度が高い社会人大学院生向けのサービスを充実させている。

講義のストリーミング化は、受講生の利便性を図るだけではなく、授業実施者の授業の自己評価資料としても活用できる。iii onlineに参加した、コミュニケーション・システム担当の原島博教授は、「eラーニングは究極の授業評価」と述べている(坂元、2003)。

2005年春semesterにおいて、テレビ会議型の授業を実施した著者の経験によれば、授業実施者が設計した授業が、どのように表現されたか、資料提示のタイミングは適切であったか、説明時のいいまわしの癖は気にならないかなど、記録に残して初めて気づく点も多かった。

(6) 学習成果の測定・評価フェーズ

異文化コミュニケーション論では、数回のキー概念説明後に小テストを実施し、コメント付き出席カードとあわせて、総合的に評価をしている。小テスト実施の翌週には、テストの解説を行っているが、これをWBT型eラーニング化すれば、学習者が理解できなかったキー概念について、自分のペースで再学習することができる。また、学習履歴と組み合わせれば、WBT利用による自学自習の状況を把握することも可能である。

成績評価の結果と学生による授業評価(2004年度)を鑑みると、Web上に授業資料を公開する方法だけでは、学習者すべての自学自習支援とはなっていない。「教材(テキスト・配布資料等)の適切さ」に対して、回答者108人中69%が適切であったと評価している一方で、不適切であると回答した3%の学生は、「プリントアウトすると資料の枚数が多くなってしまう」、「自宅で資料を閲覧できなかった」という理由をあげ

ている。後者の意見については、Web ページアーカイブファイル形式で配布しているので、自宅で閲覧する際に何らかの障害が生じたことが考えられるが、資料がWBT型eラーニング化されれば、印刷する必要はなくなる。

また、ホームページには「授業評価いつでも受付」を用意し、学生からの質問に対応した。しかし、送られてくる情報はほとんどブランクであり、この窓口を通したやりとりは皆無であった。これも、WBT教材の一部として設置しないことには、利用を促すことはできない。

最後に、先述の学生へのインタビューにおいて、「将来、自宅にいても授業を履修できるサービスが開始されたら、あなたは利用したいと思いますか」と聞いたところ、9名の学生が必ず利用する、利用すると答えている。また、遠隔授業を利用した授業について複数回答で聞いたところ、資格取得を目的とした科目が8名、外国語の科目が4名、講義科目が3名という結果であった。学習者は比較的学習目標がたやすい科目において、自学自習機能をもったeラーニングを求めていることがうかがえる。

3.3.3 eラーニング化のプロセスにおける課題と展望

本項では、異文化コミュニケーション論のeラーニング化のプロセスについて、IDにもとづく著者の授業実践を分析した。1996年以後の試行錯誤を省みると、著者のeラーニングは、日本の高等教育機関におけるeラーニング実施実態において指摘された、「一部の教員がeラーニング実施のために科目を提供し、対面教育の補完的にeラーニングを利用している」のが実情である。

eラーニングを全学的に実施し、大学の資産として授業をeラーニング化し、学習者の利便性を高めていくためには、教材作成・システム運用のため予算、著作権の処理の不安と困難の解消、TA確保、部局内での教育・評価方法および規範に関する合意形成、ITスキルの有無に関わらず、短期間で習熟可能なeラーニング教材作成ソフトの導入とそのトレーニング、大学共通のeラーニング仕様の構築など、eラーニング実施のためのコア要素に関わる課題が山積している。

こうした現状を踏まえ、異文化コミュニケーション論のeラーニング化、あるいは講義科目のeラーニング化を推進するための流れについて、図3に整理した。

現在、教員の講義はアナログ、デジタルの2種類が存在する。まず、これらの講義について、eラーニングによりデジタル・ネットワーク化した際の、著作権の問題について確認する。当研究会の坂井知志教授は、デジタル著作物の取り扱いに関する、専門家による講義を2005年2・3月に実施しているが、こうした啓蒙活動に加えて、学内でデジタル著作物を専門に管理する機能が必須となる。

次に、eラーニングの教材化においては、主に3つのやり方が可能である。1つはiii onlineが行っている、講義のストリーミング化である。専門スタッフが、授業の撮影、授業の15分単位の分割加工、アップロードを行うことで、即時に授業コンテンツを受講生に公開できる仕組みである。

テレビ会議システムを用いた方法は、大学院の授業で実施されている。講義実施者が講義開始とともに、電子黒板に埋め込まれた録画ボタンをクリックするだけで、授業の様子が録画され、データベースとして保存される仕組みである。大学院の空き時間帯にこのシステムを利用し、講義を録画すれば、既存のシステムで個々の教員の授業を簡単に蓄積することが可能である。

3つ目の方法としては、eラーニング教材作成システムの利用がある。簡単な操作により、現在保有しているデジタル教材をeラーニング教材向けに加工でき、受講生の出欠管理やテスト作成、アンケート作成が可能となるものである。しかし、簡単な操作であるといっても、すでに作成した教材を変換していく作業が生じるため、教材作成補助、教材作成システム利用のためのトレーニングが不可欠である。

eラーニングを教材化するにあたり、個々の教員が同じ方法で教材のデジタル化を進めていくのは不便である。可能な限り、最低限の労力でデジタル教材作成ができるようにならなければ、学内全体の授業のeラーニング化は失敗する可能性が高くなる。

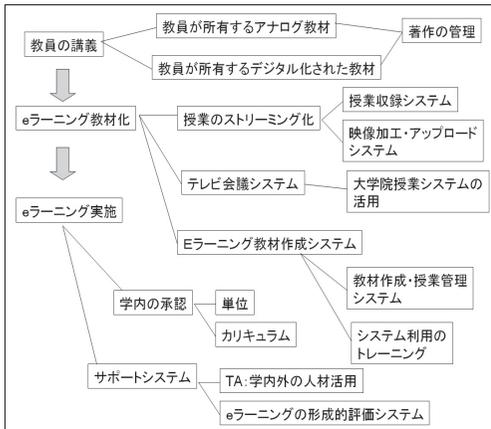
eラーニング実施にあたっては、学内の単位、カリキュラムにおける承認が必須である。この作業は、あ

る程度eラーニング教材化と同時進行でおこなわなければならないであろう。というものの、eラーニングそれ自体が新しい学習環境であり、その具体像なしには議論のしようがないからである。

eラーニング実施の段階では、サポートシステムが重要な役割を担う。学内外のTAを積極的に活用し、運営にあたる必要が生じるであろう。また、受講生やeラーニング実施者への定期的なオンライン・アンケートを行い、システム評価を繰り返すことができる仕組みが必要となる。

iii onlineの実践においても、授業をデジタル化し、授業を欠席した学生への便宜をはかるために、学内のリソースを総動員し、「まずは実践ありき」の姿勢でシステム構築をした様子が伺える。

図3： 講義のeラーニング化のための流れ



3.3.4 結語

Information and Communication Technology (ICT) が家庭に普及し、義務教育および高等学校における情報基礎教育が必修化し、高度情報依存社会が進行する中で、学生をとりまく情報環境は確実に変化していることは事実である。

2004年度の文部科学省による「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」においても、募集テーマの中に「ITを活用した実践的遠隔教育（eラーニング）」が採り上げられており、情報のデジタル・ネットワーク化技術を活用し、大学教育のコンテンツを再構築することで、大学教育それ自体を資産化し、大学の立地に制約されない、潜在的な学習者の掘り起しが期待されて

いる。

こうした状況において、大学だけがICTを重要視しない授業を実施することのデメリットの方が、eラーニングに代表される積極的なICT利用教育を実施して起こる問題によるデメリットよりも、大きいとはいえないだろうか。情報社会において、ICT技能を養うだけではなく、ICT利用にともなうリスクや社会人としてのマナーを訓練する場として、大学教育が機能することが、結果として、常磐大学の教育の質の向上につながるのではないだろうか。

参考文献

坂元昂監修 (2003) 「eラーニング・マネジメント」、オーム社
 先進学習基盤協議会 (ALIC) 編 (2003) 「eラーニング白書 2003/2004年版」オーム社
 メディア教育開発センター (2005/2) 「eラーニングに関する実態調査」
<http://www.nime.ac.jp/~itsurvey/pub/e-learning/2004/index.html>
 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 iii online (2005)
<http://iiionline.iii.u-tokyo.ac.jp/index.php>
 Intercultural E-mail Classroom Connection (IECC) (2005)
<http://www.iecc.org/>
 Project Implicit (2005)
<https://implicit.harvard.edu/implicit/>

4 eラーニングの現状における問題 (堀口秀嗣)

eラーニング白書 2005 / 2006によれば、企業での受講者が感じるeラーニング利用に関するデメリットとして、19の理由が挙げられている。そのうちの上位の理由は：

- 利用者① 受講継続の意欲継続の困難
- 利用者② 講師や受講者との対話性が薄く意欲を感じない
- 利用者③ 集合研修より理解度が落ちる
- 利用者④ 質問等へのサポート不足
- 利用者⑤ いつでもどこでもできる事が結果として勤務時間にできない

この中で②③④はメンターのような人的支援がないな

どを含めた現時点でのeラーニングの機能の不十分さや、コースウェアの工夫の不十分さが要因になっていると考えられる。⑤は企業の事情によるものであって、解決可能なことである。

一方、導入時の障害としてeラーニング導入済み企業が運用時の問題点として15の理由を挙げているが、その上位は：

導入時① 研修ニーズに合ったコースウェア不足

導入時② 意義・必要性の理解不足

導入時③ インフラ整備不十分

導入時④ 効果が不明確

導入時⑤ 質疑応答や学習誘導が不十分

大学での問題点を、これらの企業の利用者として導入側の問題点から抽出すると、以下の項目が挙げられる。

4.1 教授者にとっては手間のかかることもあるeラーニング

eラーニングは省力化を目指すものではない。かえって最初の段階では手間がかかる場合も少なくない。ある程度、完成度が高くなったソフトウェアは、それ以降、手間をあまりかけなくても学べる良さが出てくるが、それまではむしろ手間と時間のかかるものである。それでもあえてやるのは、省力化や自動化とは違う良さに着目するからである。例えば、①学びの広域化、②学習者の都合のよい時間に学べる良さ、③学習者のベースで学べる良さ、④学習の過程が自動的に記録に残る良さ、などが挙げられる。

コースウェアは自動的にできるものではなく、効率的に学びが成立することを旨として開発するべきである。その点から考えると、講義の様子をビデオにとってそのまま配信するすことはコンテンツを手軽に増やす意味では有効であろうが、学習という観点からは、効率が落ちるので、不要な部分や冗長な部分は除いたり、図や文字情報に差し替えるなど効率化を最大限にはかることが望まれる。

このように、良いコースウェアに完成させるまでは手間がかかるため、eラーニングの導入によってすぐに学習としての効率が上がったり、省力化や自動化が実現されるものではない。

4.2 専門的知識と経験が必要になる実現技術の問題点

本研究でもWebCTを利用したコースウェア開発を行ったが、単純な選択肢問題の応答とヒントの提示、KRメッセージの表示などでもかなりオーサリングシステムの発想の理解が必要であり、一画面ずつ作成するとかなり時間がかかる。これが一般の教員ではさらに時間がかかるだろう。その意味では、現状のオーサリングシステムを利用してコースウェアを開発するには専門知識と経験が必要になる。質の高い授業ができる教員がコースウェアを開発できる可能性は低いと考えざるを得ない。コースウェア開発に専門のスタッフを養成するか、外注する必要がある。

導入コストを削減することや、大学としての独自性を模索すると、必ず特色あるコースウェアの自作の必要性に到達する。これを解消するためには、授業を収録することで簡単にビデオ配信型のeラーニングのコンテンツを作成できるようなシステムの開発と、既存のWordやExcelやPowerPointのコンテンツからコースウェアに変換できるツールが必要である。潤沢な経費の確保ができず、専門の人材も確保できないとすれば、容易に作成できるツールを創るほかには無い。

4.3 高額なシステムコストや運用のコスト

一般にeラーニングシステムや有料コースウェアは、同時接続クライアント数や利用者登録数でチャージされる方式が多く、大学のような学生数の多い機関では、システムコスト、コースウェア利用料など、相当高額になる。eラーニングに関しては、どの大学もゼロスタートであり、それだけに、ある程度高度な機能を持ったシステムの導入と実績のあるコースウェアを導入せざるを得ない。同時に、既存のコンテンツや授業をeラーニングのコースウェア化する方法を確立するほか無い。その意味では、しっかりしたプラットフォームを導入し、その上に評価の高いコースウェアを若干導入し、低価格またはフリーウェアのシステムを組み合わせて導入し、実用性を確保しながら、常磐大学の独自性を時間を掛けて具体化していくことが本格的運用には必要である。

4.4 評価や効果をすぐには出しにくい教育効果

企業でも運用時の問題点の④に挙げられたように、評価や効果を具体的に数値で出すことは難しい。特に企業の研修と比べれば、大学の講義はゴールも明確でなく、学習者のレディネスもばらつきが大きい。それでも効果をあげるためには、教育効果をすぐに求めるのではなく、時間をかけて効果をあげられるコースウェアに育てる感覚で、質的な向上を継続的かつ長期的にはかるしかない。また、学習者のeラーニングによる学習という、従来は無かった学習形態での学習を効果的に進めるために、学生が慣れるように指導しなければならない。慣れをもたらす必要がある。

4.5 著作権の問題

著作権法の35条では授業利用での著作物の利用は認められている。しかし、授業利用は同時であることが前提であるから、eラーニングのような同時でない利用は講義の主教材であっても、授業利用とは認められない。それだけに、著作権をクリアしたコンテンツを組み込まなければならない。全てをコンテンツとして取り込まないで、外部へのリンクを積極的に利用する方法を取り入れる必要がある。

これらの5つの問題点をすべて解消することは困難である。この壁を乗り越えるには、できるところから取り組みながら、完成度を高めていくしかない。問題が無くなるのではなく、徐々に問題としては小さくなるように継続的な取り組みが必要である。

4.6 学習記録装置としてのeラーニング

eラーニングの特徴は、Web Based Training (WBT) という用語でもわかるように、学習内容を含み、学習の順序性や学習者の学習特性を配慮した学習の流れを内包 (プログラム化) したコースウェアと呼ばれるものが中心である。それに加えて

- ① 学習者と講師とのメールのやりとり
- ② 学習者相互のメールのやりとり
- ③ 学習者全体とのやりとりを可能にするメーリングリスト
- ④ 頻繁に出てくる質問に対しての回答をデータ

ベースにしたFAQ

- ⑤ 学習者、講師、メンターなど全員が書き込みできる電子掲示板

- ⑥ 管理者に対する要望のメールとその回答

などを介して学習が進行する。いいかえれば、WBTだけで長期に学習を継続していくことは、学習意欲の継続の観点からも、理解の連続性が前提になっているコースウェアの特性からも、困難である。必ずといってよいほど学習者は躓くのであり、それを乗り越えないと学習は成立しないのである。そのために、CAIの時のような、応答のログだけでは十分な学習者の学習状況の分析は難しいといえよう。

しかし、従来の教室における講義に比べれば、学習者ひとり一人の学習内容に対する理解状況の把握や学習の進捗の把握の元となる情報が自動的に、かつ克明に、とれているのである。どのような場面で何秒かかって何と反応したかが克明に記録される。この学習記録がとれることは、パワーポイントやHTMLによるWebページだけで構成される学習用コンテンツとは根本的に違う点である。すなわち、eラーニングという学習システムを理想的に考えれば、学習者側からは自分の都合の良い時間に、自分に合ったペースで、多様に効率よくできる学習システムと見える。一方、教授者側から見たときは、ひとり一人の学習者の学習活動を自動的に克明に記録している学習記録装置であるとも言えるのである。この情報を活かさないと、eラーニングを有効に使っているとは言えないのである。

eラーニングの良さは学習の過程が克明に記録されることにあるといっても、過言ではない。にもかかわらず、この記録が指導に活用されていない状況にある。学習者へのその後の学習への支援、コースウェアの改訂という目的に役立てられてはじめて、eラーニングの特性が活かされたとも言えるであろう。

4.7 常磐大学のe-キャンパス実現にむけて

大学でeラーニングを本格的に導入しているのは、白書によれば、早稲田大学、東京工業大学、東北大学、玉川大学、阪南大学、阪大フロンティア研究機構、八洲学園大学、東京海洋大学、青山学院大学、中小企業大学校 (東京校) の10大学である。

それぞれに参考になる特色がある。これらを参考と

しつつ、本学独自の状況やねらいを組み込む必要がある。具体的には

- (1) サテライトキャンパスとの併行授業の実現
- (2) 遠隔教育、在宅教育を可能にするeラーニング
- (3) 電子シラバスとの連動
- (4) 学習者ひとり一人の履修状況との連動
- (5) 資格取得を支援するeラーニング

であろう。これを個々に解説することは避けるが、eラーニングの導入が、当面どれか一つだけでも実現されるならば、導入する価値がある。そのためには、単位認定や制度面での改訂が必要になるであろうし、システム面でも拡張性のあるプラットフォームの導入が急務である。

テューダー朝初期人文主義をめぐる批判と弁明 －トマス・モアの弁明・反論－

森 弘一
Hirokazu MORI

Criticism and Defense on Humanism in the Early Tudor Period － Thomas More's Defense and Refutation －

The aim of this article is to study three letters written by the English humanist, Thomas More in the controversy about humanism during the early Tudor period. In 1518 More wrote a letter arguing against the tide of anti-humanistic criticism growing in the Oxford University, and in 1519 wrote letters to refute Edward Lee and John Batmanson criticism of humanism. Examination of these letters demonstrates the arguments both the anti-humanistic writers and the humanist More proposed, and illustrate the main points of contention over the criticism and the defense of humanism. On *studia humanitatis* (liberal or literary education), critics insisted that it harmed Christianity, deplored its popularity, and denounced the study of classical languages; the humanist argument is that it promoted Christianity, and emphasized the utility of classical languages. On the study of Christianity, critics disapproved of the contemporary philological works on the Bible and Church Fathers by the humanists; humanist replied that nothing but these works promoted the study of Christianity and opened the way to discover the truth. The letters also suggest the nature of the interpersonal factions underlying the controversy. Humanists used their relations with Church authorities and fostered their fellowship in defense of themselves while, at the same time, critics established their own faction through their criticism of humanism.

1. 序

テューダー王朝下の16世紀初頭のイングランドにおいて、人文主義は揺籃期から成長期へと入りつつあった。イタリアから人文主義者を招くのではなく、イングランド自前の人文主義が確立しつつあった。イタリア等に留学し、帰国して活動を行なうものもいた。テューダー政権は学問振興に前向きであり、王権や教会の支援のもとに新たにカレッジや学校教育機関が設立された。そこでの教育活動には人文主義が積極的に関わっていた。人文主義の王エラスムス (Desiderius

Erasmus 1466/69-1536) が、1511年秋から1514年7月までケンブリッジを中心に長期滞在していたことも、イングランド人文主義の定着を現している。しかしながら、人文主義の浸透と発展は、それへの批判をも喚起することになり、その批判者たちとの論争も起こった。

1516年の『ユートピア』出版後イングランド人文主義者の中心人物として役割を果たすようになっていたトマス・モア (Thomas More 1477-1535) も、こうした論争に係わっていた。モアは、1515年ヘンリ8世の外交使節参加後、1517年ごろから国王参議会のメンバーの一人となり、王の宮廷において相応の役割を果

たすようにもなっていた。そのモアが、宮廷入りした直後の1518年、彼の母校オックスフォード大で反人文主義の動きが起こった。彼はすぐにこれに反論する書簡を大学にむけ発している。また、同年、イングランド人エドワード・リー (Edward Lee ca.1482-1544) が、モアの同朋であるエラスムスを批判して論争を起こすと、モアは翌19年5月にリーに忠告を与える書簡を送る。またこの論争が長引く中、修道士ジョン・バットマンソン (John Batmanson ?-1531) が、エラスムスに代表される人文主義を批判すると、同年9月までに、モアはバットマンソンに反論書簡を送っている。リー宛書簡とバットマンソン宛書簡は、1520年5月に出版された、リーに対する反論本 *Epistolae aliquot eruditorum* の中におさめられた。

この1518年から20年に起こった論争の中で人文主義を擁護したこれらのモアの諸書簡一特にオックスフォード大宛とバットマンソン宛一を考察の対象として、人文主義をめぐる批判と弁明の構図を提示することが本稿の目的である。もとより、これによってこの時代の人文主義をめぐる構図全体が明らかになるわけではない。だが、この1510年代後半イングランドの中心的人文主義者となっていたモアの論争書の検討が、初期テューダー人文主義をめぐる批判と弁明の構図の考察へと繋げるための、有益な入り口であることは否定できないだろう。

またこの論考は、拙論のドルブ宛書簡研究 (森2002) に続くものでもある。1515年モアは、エラスムスの活動を批判したルーヴェン大学のマルティン・ドルブ (Martin Dorp 1485-1525) に対し、反論の書簡を送っていた。その書簡においてモアが展開した人文主義思想の論点を検討したのが先の拙論であった。ドルブ宛書簡と、本論稿で考察対象とするオックスフォード大宛、リー宛、バットマンソン宛の三書簡を含んだイェール版モア全集第15巻 (*The Yale Edition of the Complete Works of St. Thomas More. Vol.15, 以下 CW15 と略*) の編纂者キネー (Kinney) は、これら四書簡からこの時期のモアの人文主義を論じることを目指している (Kinney Introduction.)。このキネーの考え方に共感して行なったのが先のドルブ宛書簡研究であり、引き続き他の三書簡を対象に考察を行なう

のが本稿である。ただし、各書簡をそれぞれ詳解するのではなく、先の論考で整理した論点を参考し、残りの三書簡の人文主義をめぐる批判と弁明を横断的に考察し、その構図を探究する。

先のドルブ宛書簡研究でも言及したが、キネーの指摘したように、これらの書簡に関するモア研究や人文主義研究は十分注目されていなかった。それでも複数の書簡全体を概観するものは少なくない。ショエック (Schoeck1967; Schoeck1976) は、本稿で取りあげているものも含めたモアの諸書簡を論じているが、書簡という文学ジャンルのペトルルカ以後の形式的伝統に重きを置いた考察を進めている。人文主義を擁護するための伝統的論点を引き継いだモアの思想内容にも考察が及んでいるものの、その考察を論文の第一義とはしていない。同様にドルブ宛書簡を含む複数書簡を論じている澤田 (1970) は、バットマンソン宛書簡を論じる部分では修道生活墮落をめぐる論点に重きを置いて、人文主義思想により直接関連する論点を取りあげてはいない。マルハドゥール (Marc'hadour 1972) は、書簡も含むモアの初期作品を対象とした論考の中でバットマンソン宛を取り上げているが、やはり修道生活をめぐる考察が中心である。モアの警句集とモアの全書簡中の主たる書簡を対象に論じているバウマン (Baumann1983) は、本稿で対象としている三書簡にも言及している。バットマンソン宛書簡に関しては、人文主義思想の簡潔で要を得た考察もあり、著者は恩恵を受けている。しかし、モアの警句集と主たる書簡の考察がバウマンの主眼であるために、個々の書簡の紹介に終っている点は否めない。また、1518-20年の人文主義をめぐる論争を焦点とした考察のようなものは行なわれていない。この時期の論争研究の意義を理解して諸書簡を考察した論文として、唯一著者が注目したのは、バットマンソン宛書簡を中心に論争内容を考察したマーフィ (Murphy 1980) の論文である。ただしマーフィは、バットマンソンの非難内容と、教会批判や社会批判も含めた論議を全般的に論じている。人格攻撃的な論議も含んだ論争内容を詳解しているものの、修道生活論に代表されるような宗教生活のあり方をめぐる論点对立の考察に力を置いている。それゆえ、人文主義をめぐる論争の構図は十分

に明確化されていない。

このようにモアの初期書簡に関する人文主義研究は、これまで行なわれてきてはいたものの、これを核とした研究の進展はまだ十分ではなかった。従って、1986年キネーによる初期書簡の編纂は、これらの書簡研究を促進させる契機だったはずである。それにもかかわらず、これらを対象とした研究が管見する限りだがその後見うけられない。このような現状は好ましいものではない。キネーの功績に基づき、モアのそしてイングランド人文主義の考察はさらに進めなければならない。本論文は、こうした意図をもって試みた論考でもある。

考察は、対象となるモアの三書簡から読み取った人文主義論争に関する部分を、先のドルブ宛書簡研究で用いた論点を参考に、批判と弁明の構図として集約整理することを中心に進めた。だがその過程で、三書簡の中のリー宛書簡が、論争自体の契機としては重要だが、人文主義をめぐる批判と弁明に関連する内容では他の二書簡に劣ることが分かった。したがって、構図の考察に関しては、三書簡を通じて考察するという当初の目的を変更し、序に述べたように、オックスフォード大宛とバットマンソン宛書簡を中心に進めることになった。その結果具体的には、内容の点で、人文研究(位置づけと古典語)、キリスト教研究の二点が軸としてあることが推測された。さらに諸書簡からは、論争の背後にある人間(党派)関係もうかがえた。これは人文主義に直接関連しない点であり、当初は本稿の対象外と考えた。だが、人文主義思想の構図をあわせて明確にするべきだと考え、人間(党派)関係も検討した。

本論は以下のように進める。まず諸書簡の説明を行なう。その後、人文研究(位置づけと古典語)、キリスト教研究の二点を中心に、人文主義の内容をめぐる批判と弁明の対立構図を示す。そして次に、対立する双方における人間関係のあり方、捉え方を検討する。なおモア書簡からの引用は、イェール版モア全集の頁数を示す。

2. 三書簡

オックスフォード大宛書簡 (<1518年> 3月29日

付、CW15:Rogers no.60; Rogers SL no.19)は、おそらく1518年、モアがオックスフォード大における反人文主義運動に対し反論した書簡である。テューダー朝初期、ウルジーやウォーハム(二人とも大法官を務めた)などの教会政界の権力者や宮廷貴族などが、オックスフォード大やケンブリッジ大に新たにカレッジを創設していた。これに象徴されるように、権力者たちは教育活動や学問振興に積極的であった。そしてそこでは、人文主義思想が徐々に浸透していた。だがこうした動きを批判する動きも当然予想できたことであった。1518年ごろにオックスフォード大で起こった、人文主義教育(特にギリシア語教育)に対する反対運動もその流れの一つである。前年1517年から参議会員としておそらく宮廷入りしていたモアは、そうした動きをロンドンで聞き及んでいた、(古代ギリシア連合軍と戦ったトロイを自らに重ね合わせたのであろうか)自らをトロイア人(トロイ)と称する大学の学者たちが、ギリシア語研究を憎み、よき学問を軽視していると。そして、反人文主義の説教が行なわれたことをアピンドンの宮廷で知ったモアが、これを契機に学監や評議会に宛てたのが、オックスフォード大宛書簡である。ちなみに、モア書簡も含んだ大学への働きかけの結果、オックスフォード大での反人文主義はその後衰退したと説明されてきた。だが、近年これを疑う動きもあり、これまでの説明を再検討する必要がでてきた(D'Alton)。ただし、この問題は本稿とは直接関係しないので、別機会の課題とする。ともかく、執筆契機から考えて、この書簡がモアの人文主義思想を考察するうえで重要なことは明らかである。ただし、この書簡には、論争のためだけでなく、オックスフォード大に対する政治政策的な面もある。書簡自体も、他の二書簡と比較して長いものではない。そのため、この書簡は、この論争時のモアの基本的な考えを示してくれるものの、反人文主義への弁明・反論を考察するのに十分な内容をもっているとは言い難い面もある。

しかし、この後オックスフォード大に続いて別の反人文主義の動きが起り、モアは人文主義弁明の論点を十分に提供してくれることとなる。今度の契機は、ロンドン出身で当時ルーヴァンに滞在していたエドワード・リーが、エラスムスへの批判を始めたことだっ

た。後にヨーク大司教になるエドワード・リーは、オックスフォードとケンブリッジで学んだ時は人文主義にも触れ、モアとも面識があった人物である。1516年研究のためにルーヴアンに渡り、翌年そこでエラスムスと知り合った。当初二人の関係は良好だった。だが1518年夏前までには、リーはエラスムスが行っていた聖書校訂に厳しい態度を取るようになっていた。エラスムスは1516年に、これまでの研究成果として『校訂新約聖書』を出版していた。この出版の重要な部分は、エラスムスが校訂したギリシア語聖書とその注解、そして彼の手による新たなラテン語訳聖書である。『校訂新約聖書』の出版は、人文主義者やキリスト教世界に大きな反響を与えた(木ノ脇)。そしてリーと会った頃には、第二版のための更なる校訂・注解・翻訳作業に入っていた。リーは、そうした作業の誤謬を指摘するなどのエラスムスの批判を始め、そこに個人的確執も絡んで対立は激化する。エラスムスへの非難が大きく広まるのが人文主義批判を促すことを憂慮してか、1519年イングランド人文主義者が対立の仲介を試みる。この時、リーがモア宛に自分の立場を説明する書簡(現存せず)を書いたのに対し、1519年5月1日モアがリー宛に返したのがリー宛書簡である(CW15:Rogers no.75)。この書簡の目的は、リーにエラスムス批判をやめさせ、リーが計画している批判本を出版しないように説得することであった。だがこの説得が、リーに節度や寛容を勧め、エラスムスの才能や善良さへの理解を求めることを中心にしており、人文主義をめぐる論点での説得ではないことが、書簡内容の検討から明らかになった。従って、本稿の目的からすると、リー宛書簡自体の意義は若干小さくなる。しかしながら、後述するような経過から、この書簡を本研究の対象から外すこともできないのである。

リー宛書簡執筆とほぼ同時期、エラスムスを批判する反人文主義的書簡がイングランドの一修道士から発され、1519年9月ごろまでにモアがこれに反論してエラスムス擁護論の書簡を著した。これがバットマンソン宛書簡である(CW15:Rogers no.83; Rogers SL no.28は後半部のみ)。モアは論争相手の修道士の名を伏せて修道士宛書簡としているが、この修道士がロンドンのカルトジオ修道会修道士ジョン・バットマン

ソンであることは間違いない(Knowles)。バットマンソンの書いた書簡は現存しないが、モアによる引用からは、バットマンソンの論点が人文主義のあり方も含んだ議論であったことがわかる。そしてモアの弁明はその点に応じており、人文主義をめぐる論争の考察として、このバットマンソン宛書簡をオックスフォード大宛書簡とをつなげることは可能である。かつて数年間(1499-1503)このカルトジオ会修道院に寄宿していたこともあったモアは、バットマンソンが青年だったころから彼を知っていた。その彼が、リーとエラスムスとの論争によりイングランド人文主義者が動揺している時に、追い討ちをかけるように反人文主義を展開したことに、モアは危機感を抱いたであろう。こうしてモアが著したバットマンソン宛書簡は、何人かの研究者が指摘しているように(Schoeck1976; Murphy1980)、一連の人文主義書簡の中で最も激しく論敵に反駁している。リーとエラスムスの衝突以来反人文主義の動きが高まりつつあり、ここでそれに徹底的に反論を加える必要があるとするモアの認識がある。そしてそれは、イングランド人文主義者たちの認識でもあるだろう。バットマンソン宛書簡が、以下に述べるように、さらにリーへの反論にも用いられたことはその認識の現われである。リーとエラスムスとの対立は、モアを始めとするイングランド人文主義者の仲介にもかかわらず、1520年さらに激しくなった。2月にリーがエラスムスの聖書校正を批判した著作(『注解』Annotations)を出版すると、エラスムスは立て続けに三冊の反論書を発行した。さらに5月には、イングランドや大陸のエラスムスの支持者からの書簡を集めた*Epistolae aliquot eruditorum*(『諸学識者たちの諸書簡』)が発行された。この書簡編集本に、リー書簡とともにバットマンソン宛書簡が含まれていた。リー宛書簡自体は先述したように、人文主義をめぐる論点そのものが主になっていない。バットマンソン宛書簡は、リー宛書簡を補って、リーに代表される人文主義批判に反論するものと位置づけられていたのである。

このように三書簡は、人文主義をめぐる論争に関係し、執筆時期や論争契機の共通性でも関連している。確かに、リー宛書簡は人文主義の思想自体を論じてお

らず、その点での関連性は大きくない。しかし、時期や論争契機の点で重要な意味をもち、論争の背後にある人間(党派)関係を考察するうえでは欠くことのできない書簡である。以下では、これら三書簡を対象に、1518-20年の人文主義をめぐる論争の構図を考察する。

3. 人文研究

3-1. 位置づけ

ラテン語やギリシア語の修得と、それらを通じての古典古代ギリシア・ローマの文学・歴史・道徳哲学等の自由学芸の研究が、人文主義の基盤である人文研究である。そうした研究の位置づけをめぐる構図を最初に論じる。この点をはっきり述べているのはオックスフォード大宛書簡である。

ギリシアの学問への憎しみから「トロイヤ人」と称するグループがオックスフォード大に存在していることをかねてから知っていた、とモアは述べる。さらにトロイ派の一人が、説教の場で、ギリシア語研究やラテン語だけでなく、あらゆる自由学芸を馬鹿にするような愚かで不敬な話をしたことも新たに聞いた、と付け加える。その後で、この説教を次のようなものと同じではないかと、彼はこう書いている。

良き人がこの世をひそかに遠ざけて、長い間隠遁して暮らしていたが、そこから突然現われて、次のように弁論を行ったとしたら、あらゆる世俗の学問(seculars disciplinas)を軽蔑したことになるでしょう；夜の勤行、祈祷、断食を追求すべきである；もし天を求めるのなら、この道を進むべきである；その他のことは些細なことである；それどころか、学問研究(studium literarum)そのものは足かせなのではないか；粗野で無学なもの(indoctus)が天へと飛び立つのはより容易なのではないか(CW15,136)。

隠修士のように世俗と係わらず、信仰の行いに励むことや知恵のないことが、キリスト教信仰のためには望ましいことである。逆に、学問に熱心であることは天に至る道の妨げとなる。人文研究に対する批判としてこうした考えがあることをモアは示している。

学問を信仰の妨げとする考えは、キリスト教において初期のころからあった。福音書のイエスの言行では明確ではない。だが、使徒パウロはその書簡の中で明らかにこうした考えを述べている。「偶像に供えられた肉について言えば、『我々は皆、知識を持っている』ということは確かです。ただ、知識は人を高ぶらせるが、愛は造り上げる。自分は何か知っていると思う人がいたら、その人は、知らねばならぬことをまだ知らないのです」(1コリ8:1-2、新共同訳)。知識を高慢に結びつくものとして警戒しているこの文章に代表されるように、パウロは、知識や知恵をキリスト教信仰に弊害をもたらすものにとらえている(「わたしは知恵ある者の知恵を減らし、／賢い者の賢さを意味のないものにする。』という十字架の言葉を説く1コリ1:18-25、知識を鼻にかけ、信仰の道を踏み外しまう危険を述べた1テモ6:20-21など)。キリスト教にとって異教徒であった古代のギリシア・ローマの学問は、避けるべき知識の中に当然位置づけられる。1510年代後半にオックスフォード大で起こった人文研究批判は、こうした伝統的論点に則ったものであった。

これに対しモアは、世俗の文学や学問がなくても救われる、と批判者と同様な同意見をまず述べつつ、次のように弁明を述べる。

このように世俗の学問(seculars literas)に関しては、誰もが否定しないでしょう、これらの学問だけでなく、十分な学識がなくても、救われることを、しかしながら、言うところの世俗の学問も、魂を徳に対して準備させるのです；どうであろうと、誰も疑わないでしょう、学問がほとんど唯一、オックスフォードに人を多く集められるものだということが……あなた方のところにくるものは誰もが、さらに神学を根本的に学びに来るものではありません；法を根本的に学ぼうとする者がいるのは当然ですが。そして、人間のことがらについての賢明さ(prudentia)が学ばなければならない、特にそれは神学者にとっても無益ではないことですし、それなしでは自分では不快でない歌を歌っているが、人々に対して確実に下手に歌を歌うことになるでしょう；詩人たちや弁論家たちや歴史よりも他のどこから、より豊

かに熟練が汲み出されるのか、私はほとんど知りません。自然のことがらの認識をすでに手に入れ、天上への観照に通じる道のように、その道を哲学と自由学芸（これらすべてを世俗の文学（literaturae）の名で彼〔オックスフォードの説教者〕は非としますが）を通じて、神学にまでつなげている人も多くいます。すなわち女王に仕えている貧しいエジプト女性のようなものです……（CW15,138）

世俗の学問の有効さが魂を徳に向かわせる、とモアは指摘している。そして、オックスフォードに多くの者たちが来るのは、神学や法学を修めに来るよりは、この世俗の学問を学びに来るからだとする。また人間的なことがらの賢明さ（prudentia）は、神学者も学ぶべきである、なぜならそれがあると人々に上手く歌うことができるからである。歌うとはつまり説教のことであり、それらは詩人と弁論家（orator）と歴史家—人文研究の主要分野—から学ぶことができると述べている。哲学と、論敵が世俗の文学研究と非難するところの自由学芸、これら二つによって神学への道が可能であるともモアは主張している。批判されているところの人文学研究は、実は神学への準備の一つであり、信仰による救いを妨げるのではないというのが、モアの弁明である。しかしながら、人文研究が決して信仰に先んじるものと彼が位置づけていないことに注意しなければならない。神学や信仰に極めて有益であるはずの人文研究を排除しようとする動きに、モアは反論しているのである。

ただし、この論点も新しいものではない。異教の学問をキリスト教の教えの中でどう位置づけるかは、キリスト教の初期教父たちを悩ませてきた問題である。代表的な教父アウグスティヌス（Aurelius Augustinus 354-430）は著作『キリスト教の教え』（De Doctorina Christiana）の中でこの問題を論じている。アウグスティヌスは、パウロと同様、知識・学問に対しては警戒感と慎重さで対処すべきだとしている（2巻.13）。だが、それ以上に聖書に関する深い知識が必要だとしている。彼は、ものには喜んで所有するものと役立つものとがあり、使用すべきもの—つまり役立つべきもの—を、間違えて喜んで所有するように

なると、我々の歩みが遅くなったり、道を逸れたりすると述べている（1巻.3）。そして、異教の人文学問特に修辞学や論理学や文法学の知識は、聖書の理解のために使用すべきものだと考えている（2,4巻）。アウグスティヌスは、異教徒の学問を使用することを、イスラエル民族がエジプトを脱出した時、自分たちでより良く利用するためにエジプトから金銀器や衣類を持ち出した話に例えている（2巻.40）。先の引用したモア書簡の最後で、哲学と自由学芸を通じて人は神（女王）にエジプト女性のように仕えたとモアが述べていることは、彼がこのアウグスティヌスの伝統的論点を十分意識して、自身の弁明を展開していることを示している。このように、人文研究の位置づけをめぐることは、信仰に害をもたらすものであるとして人文主義を批判するものたちと、キリスト教に有益なものであるとして現在の人文主義運動を弁明するものたちとの対立があった。

3-2. 人文研究の普及

人文研究の位置づけの次に目を向けるのは、当時の人文研究の現状を、批判する側はどうとらえていて、モアはどう反論しているかということである。モアは、オックスフォード大で人文研究を批判した説教者の見解にこう反論している。

しかしもし、かの説教師が今彼の馬鹿な行いを、彼によって断罪されているのは世俗学問というよりも、研究の節度のなさ（immoderate studia）だとして隠そうとしても、あたかも危険の中に居るかのような人々を、公の説教で捕らえて呼びもどすことが当然であったかという程度まで、この誤りが広まっていると私はみていません。というのも、多くの人がこの学問分野に進んでいるのでそこから先に少しも進まないくらいだというわけではなく、中間（medium）にもかなり足りないくらいで止まっている、と私は聞いているからです。しかも、この善良な男は、本当に明らかなように、説教の節度（moderatio）というものをいかに欠いていたことか（CW15,140-42）

つまり、批判する側は、人文研究が過度に研究されることが問題だと主張している。これに対しモアは、批判者の論点は人文研究そのものへの攻撃の隠れ蓑だと捉え、この書簡が書かれた1518年の人文研究の普及状況は、十分と言うには程遠いと認識している。

そしてこの現状認識は、翌19年2人のイングランド人による人文主義批判にモアが対峙した時にも変わりはない。「トロイア人」と同様のギリシア語批判をバットマンソンが展開したことに對し、モアは古典語であるギリシア語の意義を弁明し、こう述べている。

それらの言語〔古典語〕に中庸 (mediocris) を持つて精通することを称賛し、その過度な (nimis) 研究を断罪するところをあなたが知っていることは、確かに見事なやり方です。あたかも〔研究が〕中庸 (mediocritas) をさらに越えて進んでいるかのように、〔実際には〕それにはとても及ばないところでたちどまっているのですが (CW15, 220)

1510年代末、人文主義を批判する側は、中庸や節度という徳に訴え、そこから人文研究が行き過ぎていると糾弾するこのような論法をよく用いていたことがうかがわれる。これに対してモアは、バットマンソンの言う中庸を守ることは、人文研究を減らすことになると考えていた。そして、中庸といえる程度までイングランドの人文研究は進んでいないどころか、現在足踏みをしているような状況だと反論している (これは、論争のための誇大表現とも、モアの危機意識の現われとも解釈できよう)。つまり、人文研究の進行普及の程度をめぐっては、現状がすでに適正度を越えていると批判する側と、未だに十分ではなくさらに研究を進めるべきだと弁明する側とで、論点が対峙していた。

3-3. 古典語

人文研究自体の中身で、特に問題とされていたものは、古典語の学習、主にギリシア語の学習であった。オックスフォード大での反人文主義の動きはギリシア語学習に対する非難から起こったものであるから、大学宛のモア書簡は当然これに反論している。モアは、

ギリシア語学習と研究の効用を、「オックスフォードの賢人たちに」、謙遜しつつ次のように説く。

……〔ギリシアの学問研究〕の効用は十分に周知され知られていることは私には簡単に分ります、というのも、他のあらゆる学芸においてだけでなく、また神学においても、常に最上のものを見つけ、発見を伝えてきたのはギリシア人だったことが、誰にとっても明白でないというのでしょうか。……。新約聖書のほぼ全体がほとんど最初からギリシア語で書かれたことについては、言うまでもないことです。聖なる書物の最も古いただし最も熟練した注解者たちはギリシア人であり、そしてギリシア語で書いたことも、言うまでもないことです。……ラテン教会の古代の学者それぞれが、ヒエロニムスが、アウグスティヌスが、ベダが、多くの他の者たちが、同じ様にギリシア語の徹底的な習得に熱心に身をささげたのです (CW15, 142)。

人文研究とも言える「他のあらゆる学芸」や神の問題に関して、ギリシア人こそが最良のものを研究していたこと、キリスト教に関して、聖書や聖書解釈者である教父たちが著作をギリシア語で書いていること、そしてラテン教会の学者もこれをなっていたこと、それらが古典語学習、特にギリシア語学習の意義だとモアは説いている。

そして、バットマンソンとの論争においてもモアはこの論点を展開している。ギリシア語使用を批判するバットマンソンに對し、モアはギリシア語を見事に使用している教父ヒエロニムスを称える。そして、雄弁かつ文法的にもすぐれたエラスムスを非難するバットマンソンをさらに攻撃して、こう続けている。

言語〔古典語〕の研究に對して論じている時に、ギリシア語やヘブライ語が学ばれる一方で、……その優美さを声高に叫んでいたラテン語の純粹さが減びつつあるとあなたが悲しみ歎いていることは、不愉快なことではありません、……また当時ギリシア語が役立っていました、それは新約聖書、それは旧約聖書を、あたかも物体が影に実体が像にまさるよう

に、はるかにしのいでいるのですが、それゆえでし
たし、あるいは聖書の注解者、彼らのうちの最良で
最も神聖なものはほとんどギリシア語で書きました
が、その注解者たちゆえでし、あるいは最後に、
自由など呼んでいる学芸やラテン人たちがほとんど
それについて何も書いて来なかった哲学ゆえにでし
た…… (CW15, 218-20)

モアは、ヒエロニムスがヘブライ語学習を何より優
先したと述べており (CW15, 220)、その点でギリシ
ア語学習だけが問題となっているわけではないことに
注意したい。しかしながら、ここでモアがその有益さ
を説いているのは何よりもギリシア語である。新約聖
書、聖書の解釈者、それだけでなくキリスト教には直
接関係しない自由学芸や哲学が、ラテン語では書かれ
なかったがギリシア語では書かれている。大学宛書簡
の論点が、ほぼそのまま繰り返されていることに注意
したい。このような論点の積み重ねの中に、ギリシア
語を主とする古典語学習促進に対する批判と、それ
に対して人文研究からキリスト教研究までの広い分野
での古典語の有益さを説いて反論する人文主義側との
対立軸が現われている。

ちなみにバットマンソンは、ギリシア語学習の結果
ラテン語学習が疎かになることを、ギリシア語学習批
判の理由の一つとしていたらしい。モアはこの点を論
じていないので、現時点でははっきりとした判断をくだ
すのは難しい。ただ、何よりもまずラテン語という姿
勢には、後述する、伝統的なラテン語訳聖書をギリシ
ア語訳聖書よりも重んじる反人文主義側の論点と通ず
るものがみられる。

4. キリスト教研究

古典語学習の意義論争を考察した前章で既に言及し
ていたキリスト教を、この章では中心に考察する。

4-1. 聖書や教父著作の研究

1510年代後半の人文主義の中で、最も重要な事件は、
先述のエラスムスによる『校訂新約聖書』出版であ
った (1516、第二版 1519)。また、彼は教父たちの著作
を出版するための研究を進めていて、1519年にはヒ
エロニムスの著作集を出版している。エラスムスの

こうしたキリスト教研究に、イングランドの人文主義
者は深く関わっていた (木ノ脇)。彼を聖書研究に促
したのは、1499年初渡英時に出合った人文主義者ジョ
ン・コレット (John Colet 1466/67-1519) であった。
また、1511-14年のエラスムスのケンブリッジ滞在を
実現させ、彼の聖書研究の準備を支援したのは、ケ
ンブリッジ大の総長 chancellor を勤めていたジョン・
フィッシャー (John Fisher 1469-1535) であった。エ
ラスムスの一連のキリスト教研究は、もちろんイン
グランド以外の人文主義者からも支持を受けていた。『校
訂新約聖書』(聖書の注解やラテン語新訳)の出版は
称賛の反響が大きかった。だが、それは批判も同時に
喚起することとなった。リーがエラスムスの注解や訳
に誤りがあると執拗に攻撃し、バットマンソンが校訂
自体や誤りを非難しているのは、校訂聖書に象徴され
る人文主義研究が彼らの批判の対象であることを示し
ている。

バットマンソンは、聖書研究に関して、これまでの
聖書に新たな翻訳を加える必要はないとする見解もつ
ていた (CW15, 226-28)。つまり、5世紀にヒエロニ
ムスによってラテン語され、その後ウルガタとよばれ
て教会の標準聖書となっていたラテン語訳で十分であ
るというのである。また、ヒエロニムスの著作をエ
ラスムスが改悪したとも述べている (CW15, 226)。こ
れは同時期に出版されたヒエロニムス著作集を指し
てのこととであろうが、同様の見解は聖書新訳に対
しても抱いていたであろう。さらに、バットマンソンは、
この動きが複数の校訂翻訳をもたらし、それが人々に
不安と混乱をもたらすとも述べている (CW15, 250)。
バットマンソンの見解は、聖書研究をめぐる批判者側
の論点を集約したものと言えらる。

こうした一連の批判に対し、モアがまず弁明の基礎
に置いたのは、キリスト教の原典、つまり聖書と教父
の著作に戻ることに意義である。この点は、オックス
フォード大宛書簡の中ですでにモアは明確に述べてい
る。ラテン語で書かれているものだけで神学は十分と
の考えに対し、弁明した部分である。

しかし、この崇高で天の女王である神学が、この狭
い中に閉じ込められているかのようで、その結果神

学が聖なる書に住むことがないかのようなことに、私は断固反対します。聖書からは最も古く最も神聖なあらゆる教父たちの部屋へと訪ね歩けるのです。私が言っているのは、アウグスティヌス、ヒエロニムス、アンブロシウス、キュプリアヌス、グレゴリウス、バシリウス、そしてその他の同様な人たちのことです。キリストの受難以来千年以上もの間、この彼らの *positiva*〔侮蔑の意味で慣習的実践的〕著作に（今や人々は見下してこう呼んでいるのですが）神学の研究は拠ってきていたのです。今やほとんどそれだけが論じている意味深長な小問題が起こる以前は（CW15,140）

ここにあるのは、まず聖書と教父著作に神学が拠るべきであるとの認識である。そして同時に意識されているのは、こうした認識が軽視されていること、そして「意味深長」ではあるが別のそれほど重要でない「小問題」のみが論じられている現状である。論理的には発展したが、思弁的になり過ぎてしまった中世後期の学問に対して、人文主義者は度々このように批判していた。

この原典重視の姿勢を、バットマンソン宛でもモアは維持している。それを象徴しているのは、次の部分であろう。バットマンソンは、ラテン語写本がギリシア語写本より真正だとヒエロニムスが言っていたとしている（CW15,252）。これに対しモアは、その主張は12世紀の教会法教科書グラティアヌス（Gratianus）の『教令集』（*Decretum*）中の誤った解釈に依拠するものであり、ヒエロニムスの原文に拠っていないこと、つまりバットマンソンが原典をふまえて批判していないことを明らかにする。そして「多くの信頼がそうした小大全によっているので、……編纂された原作者たちがほとんど不要とみなされています」（CW15,258）として、中世後期の「編纂された」選集的教科書（「小大全」）に依存して、「原作者たち」を疎かにしていることを批判している。

4-2. 聖書の校訂と翻訳

このように聖書と教父著作に立ち返ることが重要である以上、これらの校訂作業の推進とその出版は重要

な仕事である。しかし先述したように、その校訂作業と出版自体が、ウルガタの権威への侵害であり、人々の混乱を招くと批判されていた。これに対しモアは、これまで行なわれてきたものも含めて、校訂の注解や翻訳の成果を固定的にみるべきではないと弁明する。例えば、バットマンソン宛のなかで次のように述べている。「ヒエロニムスは翻訳をしていません、そうではなくて、その当時特に受容されていたものを見つけて、ギリシア語写本の信頼できるものに従って修正したのです」（CW15,228）。ヒエロニムス自身、手元におそらく複数のラテン語訳本を置いて、その中で受容されていた信頼できる読みを採用したのだ、という認識がここにある。

そして、ウルガタは絶対的とはみなされるべきではないとして、こう続ける。

教会全体があらゆる時代にわたりこの翻訳を認めてきたとあなたは明言できないでしょう。可能な限り最善のもの、あるいは（私はこのほうがより真理に近いと考えているのですが）可能な限り最初のものとして持っているように〔ウルガタを〕読んできました、そしてひとたび受容されとり入れられたそれ〔ウルガタ〕を、より良いものを与えられたとしても、交換することは確かに簡単ではありませんでした」（CW15,228）

ウルガタは最善の最初の訳である、だが最初のものにしか過ぎない。そして、たとえ一度受け入れた訳をさらにより良い訳と替えることは難しいとしても、既存の訳に固執せず、より良いものを認めるべき、というのがモアの考えである。

従って、聖書の注解をはじめとするキリスト教研究において、人文主義者たちが新たな成果を示すことは間違っていない。これまでの研究に欠けている部分はある。その「欠けているものを与える者や損なわれたものを修繕する者も恩恵に値する」（CW15,228）のであるから、人文主義者は聖書や教父著作の注解などに務めるべきなのである。

新たな注解などを示すことは、しかしながら、それまでの見解との衝突を引き起こすことになる。複数の

注解が存在することが混乱をもたらすとする反人文主義側の論点は、この点を突いたものであった。これに対し、モアはこう答えている。

もし読み手が思考力をもっている (mentem habeat) なら、翻訳者たちの様々な翻訳の中から、アウグスティヌスも言っているように、真理であるものを探し出すのは、もっと簡単なことです。……しかしながら、学問に熱心なものたちに考え判断する機会を提供しているのですから、〔翻訳者たちの詳述が〕度々違ってもそれは有益なのです (CW15, 250)。

読者が才能も判断力もないのなら、批判する側が述べているように、確かに不安と混乱が起きるだろう。しかしそれを持っている読み手であるなら、それは起きない。異なった訳だけでなく、異なった注解も含めて相違する見解が並置されるなかで、思考力のある読者は、これらを比較しながら真正なものに到達できる。これがモアの反論である。思考力がないなら混乱に陥るだろうというのは、批判者たちへの皮肉でもあるだろう。だが、反論の中心は、思考力のある人間は多様な考えの中で真正なものの理解できるから、それによって真理は残り虚偽は消失していくとする考えである。したがって、聖書や教父著作の複数の注解や翻訳が存在することは、何ら問題とはならない。

思考力のある人間に対するこの信頼に象徴されるように、モアの弁明には楽観的とも言える面がある。すべての人間が人文主義の考えるような才能や判断力を得られる現実の可能性は高くないにも係わらず、それを前提としている。この前提があやしくなれば、キリスト教研究の推進やその成果の公表を擁護する人文主義の弁明は弱いものとなるだろう。1520年代のルター主義のイングランドへの上陸やティンダルの英語訳聖書問題において、モアを含むイングランド人文主義勢力が強硬な態度をとったことを考えると、すべての人間の思考力への信頼感がどこまでモアの弁明の根柢であったが怪しくなる。しかし、1510年代、聖書や教父著作を読み直して新たな注解・翻訳の研究に務めた人文主義が、これを阻止しようとする批判側に対抗す

るためにこうした反論点も用いたことを、このことは示している。人文研究とそれに関連するキリスト教研究をめぐる論議を見ると、1510年代イングランド人文主義者モアの周りでは、以上のような対立構図が確認できる。

5. 人間関係 (党派) の構図

前章までで、人文研究とキリスト教研究をめぐる、イングランドでの人文主義批判とこれに対するモアの弁明の基本的な対立構図を検討した。しかし、書簡からは論争の背後にある人間関係もまたうかがえる。モアは政治・教会有力者との人間関係や同朋の人文主義者たちとの共同連帯を、そしてその党派意識の裏返しとして対立する側の人間関係の存在を、意識して論争と関係させている。書簡中のそうした言及を検討する中で、逸話的後日談にみられてしまうそうした人間関係も考察に取り込むべきと著者は考えた。そこでこの章では、この人間関係への言及からみえてくる対立構図を整理する。

5-1. 権威者の支援と連帯

まずは、人文主義批判に対峙したイングランド人文主義者側の人間関係に、モアが論争の中でどう言及しているのかの検討する。オックスフォード大宛書簡の中でモアは、人文主義側がこの時期国王をはじめとする権威者との関係を保持あるいは保持しているようにみえることを、弁明の道具立てとして用いている (少なくとも彼ら権威者との関係がある程度本物の支援だとモアは思っていたのではないか)。オックスフォード大の反人文主義者たちへの反論の結びでモアは、次のような文章を書いている。

最後に最もキリスト教的であるわが君主、その聖なる栄光はこれまでのどの君主とも同じくらい優れた諸学芸に好意を表していますし、さらに彼はこれまでのどの君主が持っていたよりもおおくの学識と判断力をもっていますので、その無限の賢慮とまた同じくらいの神への敬虔によって、優れた諸学芸の研究が悪質で拙劣な人々の熱意によって、最も秀でた祖先たちが最も秀でた学校を建てたその場所で、衰えてしまうことをゆるしてしまうことなど疑いもな

くないことでしょう…… (CW15, 146)。

すぐれた知性をもった時の国王ヘンリ8世が人文主義の推進を強く支持していることを、モアが称賛の言葉を尽くして説いている。この直前には、カンタベリ大司教でオックスフォード大総長であるウォーラム、そしてヨーク大司教で枢機卿しかも大法官でもあるウルジー、この二名も人文主義を支持していると、同様の丁寧な文章で記している。国王、大司教、大法官の三名は、当時のイングランド最権力者であり、この三名の支持を背景に、オックスフォード大と「トロイア人」にモアが圧力をかけようとしていることは明白である(直後に、オックスフォード大への割当金にもモアは言及している)。モアが宮廷入りしたのはほんの1年前であり、彼がここまでの力を真に持っていたかどうかは不確かである。だがともかく、イングランド権力者との人間関係や彼らの支援の存在は、弁明の上で意識されていたのである。

そうした権力者として、イングランド外では西欧キリスト教会の頂点に立つ教皇がいる。当時の人文主義論争の一つ契機が、エラスムスによるキリスト教の聖典の校訂翻訳『校訂新約聖書』であったことから、モアは教皇との関係にも言及している。エラスムス批判書の出版中止勧告を主に論じているため、これまで人文主義思想の考察対象としてこなかったリー宛書簡から、その部分を引用する。エラスムスの校訂に不備があるとしているリーに対し、モアはこう答えている。

すべての学識者の投票よりも優先する司教、最大で最善の司教自身〔教皇〕、敬虔な説得のためにエラスムスが従順にもその労作を企て、神の助けにより彼〔エラスムス〕はいま二度これをより豊かなものとして完成させました、そして教皇から二度、その尊い文書が明らかしたからですが、格別な感謝と称賛を受け取ったのですが、…… (CW15,168)

教皇からの称賛というのは、エラスムスが最初の『校訂新約聖書』を教皇レオ10世に献呈したことに対し、この仕事を称える書簡をレオ10世が書いたこと(1518年9月1日付)を意味する。称賛の手紙は

結局1519年の一度だけのものになのだが、モアはこれを気にせず、二度称賛されたとエラスムスを擁護しているのである。バットマンソン宛書簡の中でも、二箇所ですり宛とほぼ同じ主旨のことを述べている(CW15,200,270)。ここでも、権力者からの支援の存在自体を反人文主義への弁明に用いようとする意識がみられる。

またモアは、同じ思想を共有して活動するイングランドの人文主義者たちを思い出させることも、反人文主義側に反論する上で意味のあることと考えている。バットマンソン宛では、エラスムス批判が過ちであることを説くために、モアはこう書いている。

私はあなたに思い出させることができるでしょう、徳や学識ゆえに最も有名であり、彼〔エラスムス〕の労作がこれほど役立っているので、あらゆるところで彼に感謝している人たちを。……私たちの国の人から、彼らと一致しないのは恥知らずであるかのような者を一人一人呼び出してみましょう。特にその名誉をゆえに、尊敬すべき父なるキリスト教徒ロチェスター教会の司教ジョン〔・フィッシャー〕の名をあげましょう、学識だけでなく徳ゆえに高貴な人物で、それらの点でより卓越した人物は今日いません。コレットの名もあげられます、ここ数世紀彼より学識があり神聖な人物は私たちの間にいませんでした。(CW15,268)

この後尊敬すべき聖職者としてソルーズベリ首席司祭のジョン・ロングランド(John Longland 1473-1543)の名もあげている。ともかく、人文主義者の共同体を「思いださせる」ことも、非難に対する反論手法なのである。バットマンソン宛書簡では、冒頭に近い部分でも、称賛すべき仲間として、先の二人フィッシャーとコレットを先頭に、思い出させたい人物としてマウントジョイ(William Blount, Lord Mountjoy 1478-1534)、タンスタル(Cuthbert Tunstal 1474-1559)、ペイス(Richard Pace ca.1483-1536)、グローシン(William Grocyn 1446-1519)の4人の名前が挙げられている(CW15,208)。そこでも、彼らがみなエラスムスの友人で彼を支持しているとモアは書いている。リー宛書

簡では、リーが論争の仲介を依頼したフィッシャーに言及し、学識もあり信仰あついフィッシャーにリーが仲介を依頼したことを称賛する。しかし、その仲介に誠実に振る舞おうとしていないとしてリーを暗に非難している (CW15, 178-180)。リーもバットマンソンも共にイングランド人であり、特にリーに対してはイングランド人文主義者が論争に仲介しようとしていたという背景がある。しかし、いずれにしろ、モアを含むイングランド人文主義者たちの共同関係の圧力が、批判封じの一つの手法として使われていることは無視できない。

モアが示す、彼ら間の人間関係の共同意識は、イングランド人文主義側の党派の構成を明らかにもする。フィッシャーとコレットは、モアより年長で、イングランド人文主義成長期の基盤をつくった人物である。また後の4名も老若まじった当時の中心的人文主義者たちであり、人文主義者とは明確には言えないものの、ロングラントは有力者としてエラスムスを支援した人物である。もとより、書簡中の論争の大半は思想的なものであり、こうした人間関係の言及が主要な部分でないことは認めなければならない。だが、この論争に現われている人文主義者の連係は、はたして無視できる視点なのだろうか。この時代のこれまでの研究は、モアそして次にコレットを中心に論じるものが蓄積も多い。これと比較して、マウントジョイ以下の4名のような他の人文主義者が論じられることは少ない。しかし、反人文主義に反論する中で使われる人間関係を手がかりに、この時期のイングランド人文主義の考察をすすめることは可能だろう。

モアは、反人文主義の動きへの反論として、時の政治権力者や宗教的な権威と自らの側との友好な関係(直接もあれば間接もある)に言及して、これを一つの圧力として用いた。また、同朋のイングランド人文主義者たちとの連帯意識も、弁明の手法として用いた。こうした人文主義者相互そして彼らと有力者たちとの(確実とは言い難い)関係が、モアの弁明の背後に存在したのである。

5-2. イングランド宮廷や教会での反人文主義

モアの書簡からは、人文主義側の支援と連帯の人間

関係がうかがわれるとの並行して、モアらに対抗する人々の関係も見えてくる。オックスフォード大の「トロイア人」が、まずはそうした勢力である。「トロイア人」として特定できる人物はいないが、大学という教育機関において、まとまった反人文主義勢力が存在していたことは明らかである。

また、バットマンソン宛書簡では、エラスムスに対する罵詈雑言をバットマンソンに吹き込んでいる人物に対し、以下のような厳しいことばをモアは述べている。

まさに次のような言葉であなたに注意を促していたとあなたが述べている人もまた、似たような[悪魔のような]儀式で吹きかけられているのだと私は思っています、『あなたは知るべきです、エラスムスが、華美な言葉を伴っていますが、正統的な信仰や聖書に関して正しく考えていないことを。密かに聴衆を相手にするたびに彼はそれを明らかにしました。私がそう言うのは、私がこれを度々体験したからです』。……あなたはこれがリーでないかと私が疑わないようにと警告しています。……私は[リーだとは]疑っていません。(CW 15, 204-06)

バットマンソンの背後で扇動しているらしい人物が、人文主義非難の中心的存在であるとモアがみていることは明らかである。この人物のことをエドワード・リーであるとモアが誤解をするのではないかと、バットマンソンが心配しているという点も興味深い。つまり、リーとバットマンソンの繋がりが別のところにあることを、バットマンソンもモアも当然の前提としていることが想定できるからである。

しかし、実際にこの扇動者はリーではなく、一度も書簡では名指しはされないのだが、フランシスコ会修道士ヘンリ・スタンディッシュ(Henry Standish ? -1535)のことだとされている(Kinney Intro.&Comm.)。スタンディッシュの出自や少年期のことは不明だが、オックスフォード大とケンブリッジ大で神学教育を受けた後、ロンドンのフランシスコ修道会の要職を得ていた。また、1511年ごろから宮廷に登場し、教会権益と国王の世俗権益が衝突した1515年のハン事件では国王側を支持した。つまり彼は政治

的にも発言力を持っていたと推測される。そして何よりも、彼は人文主義を酷く嫌っていた。

スタンディッシュとされるこの人物への次のようなコメントは、モアがこの時彼をどれだけ警戒しているかを物語っている。

(あなたも知っているように) 捏造者であり、邪悪なうそつきであり、もし彼が偽っていないのであるなら、なおさら邪悪な人、すなわち積年の共犯者でありのろまな密告者、要するに真理も虚偽も述べて、双方の立場に対して不誠実だった人、この人に反駁することに、相応する以上に私は長く時間をついやしています (CW15,210)

そして、その不信仰不品性を、異端や悪魔といった言葉を用いて非難し続けている。すでに1516年ころからモアはスタンディッシュに警戒を示していた (Allen, no.481)。1518年オックスフォードの「トロイア人」の運動自体を、直接スタンディッシュが指導したのかどうかは確かではない。だが、少なくともエラスムスは、オックスフォード大の事件とスタンディッシュを関連付けている (Allen, no.948)。このようなスタンディッシュへの評価からして、自分の母校でもあるオックスフォード大の反人文主義運動にも、彼は何らかの関係をもっていたと考えられるだろう。

これまでの人文主義研究では、トロイ派、リー、バットマンソン、背後のスタンディッシュのような、人文主義を批判する側の人間関係自体に大きな注目が払われていたとは言えない。1510年代から宮廷や権力舞臺の登場したスタンディッシュは、無名の「トロイア人」や若手のリーやバットマンソンと比べても、強力な反人文主義者と言えよう。彼を軸としたリーやバットマンソンらを含む反人文主義たちの人間関係を、モアらの人脈と対照させることは、人文主義の考察を深めることになるだろう。例えば、1510年代の王権と教会の権益論議において、モアは教会側の立場に立っていた (森 1999)。王権側に近かったスタンディッシュはこの点でもモアと対立するのではないか。同時期の法政治の論議が、人間関係の構図を介して、人文主義をめぐる論争と繋がってくる。この時代のイングラ

ン人文主義をめぐる非難と弁明の考察が、さらに多様に論じられるであろう。

モアの書簡からうかがえる人文主義批判者たちの関係は、書簡の相手であるリーとバットマンソン、そして彼らの背後にいるスタンディッシュとの結びつきである。そして、オックスフォード大の「トロイア人」とも無関係ではない。すでに存在していた、スタンディッシュを軸とする反人文主義の党派と人文主義者らの党派の対立構図が、1518-20年の論争時にも影響を与えていたのである。

6. 結

1518-20年前後の人文主義をめぐる論争の構図を、主としてモアの諸書簡の検討を通して、人文研究とキリスト教研究のあり方という思想面と、人間関係という党派面から論じてきた。人文研究に関し、批判側はこれを世俗の学問とみて、信仰の妨げとなると批判した。これに対しモアは、人文研究が徳や賢慮のためになるとみなし、神学のためにもこれを活用すべきだと弁明した。この対立構図はキリスト教初期の教父たちがすでに論じていたもので、モアの議論は伝統的な構図を継承している。また、現状の人文研究は限度を越えて浸透しているといるとの批判には、モアは逆に現状の人文研究の浸透はまだ不十分と反論した。人文研究の中身では、古典のギリシア語研究のあり方が一つの焦点だった。人文主義者モアは、自由学芸の著作や聖書や聖書注解がギリシア語で書かれていることをうたえて、古典語学習の意義を弁明した。その意義に否定的であった批判側の姿勢は、キリスト教研究をめぐる論点でも変わらなかった。キリスト教の原点としてのギリシア語の聖書・教父著作を高く評価するモアに対し、批判側はラテン語聖書 (ウルガタ) を重んじる見解を維持したからである。モアは、中世の選集的著作物に依拠するようなその姿勢に反対し、古典語で書かれた聖書や教父著作等の原典研究の意義を説いて、その象徴であるエラスムスの『校訂新約聖書』を支持した。このような新たな翻訳は混乱をもたらすと、反人文主義の批判に対しては、様々な翻訳から真正なものが明らかになるとして、新たな研究を継続することをモアは肯定した。こうした思想面での対立構図

と並んで、論争に関係する人間関係の構図も検討した。モアの書簡は、人文主義側が、宮廷の国王や有力者そして教皇との関係を後ろ楯とし、フィッシャー、コレットを筆頭とする人文主義者の共同戦線をもって、批判勢力と対峙していたことを示している。他方、論争相手やその背後の扇動者らへの言及からは、「トロイア人」からリーやバットマンソンとそれらを結ぶスタンディッシュという反人文主義側人間関係が浮かび上がる。こうした人間関係の対立構図も、この時期の人文主義をめぐる論争に影響を与えたと考える。

この対立構図の考察は、しかしながら課題となる点も少なくない。大きな問題点は、モアの諸書簡—人物の反人文主義への弁明—を中心に考察したということで、考察範囲がまだ制約されていることである。初期テューダー人文主義をめぐる批判と弁明の構図は、他の人文主義者たち、さらには反人文主義の書き表したものを通じて、より詳細に検討されるべきものである。本論考を基礎として、さらに対象をひろげることが今後の課題としたい。

文献表

Allen See Erasmus Opus
 Augustinus (加藤武訳)『キリスト教の教え』(『アウグスティヌス著作集第6巻』) 教文館、1988。
 Baumann, Uwe. *Die Antiken in den Epigrammen und Brifen Sir Thomas Mores*. Paderborn: Schöningh, 1984.
 D'Alton, C. "The Trojan War of 1518: Melodrama, politics, and the rise of humanism." *The Sixteenth Century Journal*, Vol.28 (1997) : 727-738.
 Erasmus. *Opus epistolarum Des. Erasmi Roterodami 12vols*. Ed. Percy S. Allen et al. Oxford: Oxford UP, 1909-58. (cited as Allen)
 ——— *Collected Works of Erasmus*. Toronto: Univ. of Tronto Press, 1974.
 Kinney, Daniel. Introduction. CW15. (1986). xvii-cxxxii.
 木ノ脇悦郎『エラスムス研究 新約聖書のパラフレーズの形成と展開』日本基督教団出版局、1992。
 Knowles, Davis. "Sir Thomas More's Letter 'To a

Monk' ". In *The Religious Orders in England vol.3*. David Knowles.1959.469.
 Marc'hadour, German. "Thomas More's Spirituality." In *St. Thomas More: Action & Contemplation*. Ed. Richard Sylvester. New Haven : Yale University Press for St. John's University, 1972.123-159.
 More, Thomas. *The Yale Edition of the Complete Works of St. Thomas More. Vol.15*. Ed. Daniel Kinney, New Haven: Yale UP, 1986. (cited as CW15)
 ———. *The Correspondence of Sir Thomas More*. Ed. Elizabeth Frances Rogers. Princeton,1947.
 ——— *Sir Thomas More: Selected Letters*. Ed. Elizabeth Frances Rogers, trans. Marcus A. Haworth. New Heaven: Yale UP, 1961.
 森弘一「『ドルブ宛書簡』におけるトマス・モアの人文学」『人間科学』第19巻2号(2002)。
 Murphy,C.M. "An Epistolary Defence of Erasmus: Thomas More and an English Carthusian." In *Acta Conventus Neo-Latini Turonensis*. Ed. J-C.Margolin. 1980.329-347.
 Rogers See More *The Correspondence of Sir Thomas More*.
 Rogers SL See More *Sir Thomas More: Selected Letters*.
 澤田昭夫「ヒューマニズムとキリスト教」監修:石井正之助, ピーター・ミルワード『英国ルネッサンスと宗教: モアからミルトンまで』(ルネッサンス双書 / ルネッサンス研究所編: 1)、荒竹出版、1970。
 Schoeck, Richard J. 1976."On the Letters of Thomas More." *Moreana* 15&16 (1967) : 193-203.
 Schoeck, Richard J. "More's Letters and the Epistolary Defense of Renaissance Humanism." In *The Achievement of Thomas More: Aspects of his Life and Works*. ed. Schoeck. Victoria: Univ. of Victoria, 1976.

支配株式取引における売却機会均等理論の再検討 － Andrews (1965) からの示唆－

文堂 弘之
Hiroyuki Bundo

Reconsideration of the Equal Opportunity Theory in the Sale of Controlling Shares － Some Implications from Andrews (1965) －

This paper is a survey of Andrews (1965), the seminal article in the ongoing controversy of the rules regulating the sale of controlling shares in corporations. It provides three new interpretations not discussed by prior commentators on his work. First, it exposes the hints Andrews makes to clarify the essential difference between the sale of controlling shares and mergers or sale of assets. Second, it proposes the limited role of tender offers as a means of selling opportunity for minority shareholders, and implies the necessity of amending the present regulations. Third, it expands the scope of the means of the selling opportunity, and implies the opening of a new research framework from the perspective of, not only law, but also economics.

I はじめに

株式会社における支配権の取引は通常、支配株式の
売買取引という方式で行われる。ある会社の支配株式
をすでにある特定の株主あるいは株主グループ（以下、
支配株主という）が所有しているとき、その支配株式
を取得しようとする者が現れて支配株主にその売却を
提案して支配株主がそれに応じた場合、素朴な考え方
からすれば、支配株主（売り手）と支配株式を取得し
ようとする者（買い手）の間における支配株式の相対
取引が成立することとなる。しかし、支配株主が対象
会社の全株式を所有していない場合（たとえば50%
をわずかに超える株式のみを所有している場合）、こ

の相対取引によって支配株主以外の少数株主に何らか
の影響が及ぼされる可能性がある。そのため、支配株
式の取引には売買当事者のみの相対取引を制限なく認
めることに疑問が生じうる。少数株主への配慮を重視
する立場に立てば、支配株式の相対取引を認めるべき
ではないという考え方が主張されるのは自然なことと
みることでもある。このような考え方が証券取引規制
において採用されれば、当然ながら支配株式の相対取
引は原則的に認められなくなる。実際にわが国では
1990年の証券取引法改正以降、有価証券報告書提出
義務のある会社の発行済み株式数の3分の1を超える
株式取得に対して原則として公開買付が強制されてお
り、わが国以外でもEUでは支配株式取引に対して全
株式を対象とした公開買付が求められている¹。

このような支配株式取引に対して相対取引を認めず公開買付を強制する規制のあり方に対して、証取法学者のみならず実務家からも疑問や修正の必要性が提起されている²。その一方で、会社法学者は強制公開買付制度の維持の必要性を重視している³。このように、支配株式取引に対する公開買付強制規制の評価は大きく分かれる。

本論文の目的は、評価を二分するこの規制のアイデアを提起した Andrews (1965) の理論を再検討することである。Andrews (1965) の論文は支配株式取引における少数株主の売却機会の均等ルール理論化を初めて提起したものとして⁴、この議論においてほぼ必ず参照される代表的な研究である。これまで、彼の理論については既に検討がなされてきており、その過程で彼の理論の問題点はいくつか明らかにされてきている。しかし、彼の主張の中にはこれまでの批判では十分とらえきれない点も残されており、それらは支配株式取引のあり方を探る上で何らかの示唆を与えようと考えられる。

本論文の構成は以下の通りである。II では、Andrews の理論とその特徴を概観する。III では、彼の論文に対する代表的な批判を概説する。IV では、これまでの批判が看過している彼の主張の意義を考察し、新たな示唆を指摘する。V はまとめである。

II Andrews の機会均等理論

1. 理論の概要

Andrews の機会均等理論の基本的な考え方は次のとおりである。すなわち、支配株主がその持ち株を売却する際には、(同じクラスの) 他のすべての株主が実質的に同じ条件でその持ち株 (の比例的な部分) を売却する機会を均等に与えられるべきである、という考えである⁵。具体的には、支配株主が持ち株を売却するには、公開買付を通じて行われなければならない。支配株主の持ち株を取得しようとする買い手は相対ではなく公開買付を行わなければならない。その結果、その買付のオフアは支配株主のみならずすべての株主に提示されるため、売却を希望するどの株主もそれに応じることができる。

ただし、Andrews の理論では、買い手に対象会社の全株式の買付が求められておらず、いわゆる部分買付が認められている。このため、たとえば 51% の株式を所有する支配株主のいる会社の株式に対して買い手が公開買付を行った場合、合計で 51% を超える株式が応募される可能性がある。このとき、制度上の手続きにより、応募したすべての株主から、それぞれの応募株数に対して同じ比率の株式が買い付けられ、残りはそれぞれ応募株主に返却される。このように、Andrews の理論に基づくルールでは、公開買付を利用することによってすべての株主に等しく、比例的に売却の機会が与えられると主張される。そして、このルールは会社の損害の可能性や支配権の価値についての評価、あるいは支配権の取り除かれた株式の投資価値についての評価といった問題を単純化するための基礎を提供できると主張される。

2. 機会均等理論の利点

① 支配株式取引の自然淘汰効果

Andrews の機会均等ルールの利点は 3 つに大別されて説明されているが、まずはじめは支配株式取引の自然淘汰効果とも呼ぶべき効果である⁶。その内容は大要次のとおりである⁷。

一般に、支配株式の移転後に新たな支配株主が会社財産の略取を企てたり、ミスマネジメントによって会社にとって好ましい機会を潰すという可能性がある。これらの行為は、売却機会が与えられていないことで支配株式の移転前から会社に留まっている少数株主に不利益となりうる。機会均等ルールは、この問題を直接取り扱うのではなく、そのような行為を伴う支配株式の移転自体を防ぐことができる。なぜなら、このルールの下では、会社財産の略取を企てる者の支配株式取得の動機がかなりの程度減殺されるからである。すなわち、このような意図をもつ者は、全株取得を目指さないで部分買付を実施する。このルールでは、支配株式の移転にかかわる株式の買付には公開買付が強制されるので、すべての株主にはそれに応募することでその支配株式の売買取引に参加する権利が与えられている。このため、部分買付の場合、現在の支配株主が持ち株の一部しか売却できず、支配株式の移転後も少数株主として残る可能性がある。つまり、このルール

は現在の支配株主に移転後に少数株主の立場に置かれることのリスク（と便益）を、ほかの少数株主と共有することを強制している。その結果、現在の支配株主が移転後の略取などによる会社の価値の低下について注意深く調査し、もしそのような恐れがあれば取引を成立させないように取り回すことになるだろうと期待されている。

このように、機会均等ルールは、取引の決定権者である現在の支配株主に移転後の少数株主となるリスクを負担させることによって、会社財産の略取などで少数株主に不利益をもたらすと見込まれる者への支配株式の移転を予防する効果があると主張される⁸。

ところで、有害な支配株式の移転を予防する効果があったとしても、その一方で有益な移転も同様に抑圧されるかもしれない。しかし、このルールでは次のような理由でそのような抑圧はそれほど起こらないと主張される。すなわち、会社財産の略取を意図せずに支配株式を取得しようとする者は、自ら進んで全株買付を行うはずである。さらに、支配株主がその取引を会社に有益なものとして判断したのであれば、部分買付によって移転後に少数株主となった場合でもそれを喜んで受け入れるはずである。さらにまた、移転前の少数株主が同様に考えれば、株を応募せずに喜んで持ち続けるはずである。このように、会社に有益な支配株式の移転については、まず全株買付が実施されやすく、もし部分買付が実施されても支配株主も従前の少数株主も移転後の少数株主となることに納得すると主張される。

このように、機会均等ルールのもとでは、有害な支配株式の移転は予防される一方、有益なそれはそれほど抑圧されないと説明される。

②少数株主の保護の確保

Andrewsの機会均等ルールの利点の2番目は少数株主の保護の確保である。その内容は主要次のとおりである⁹。

支配株式の取得者は、合併や（全部）営業譲渡を行うことによって、支配株式の取得と同様に対象会社の支配権を獲得しうる。しかし、合併や営業譲渡ではその対価が等しく全株主に分配されるのに対して、支配株式の売却の対価は支配株主のみに与えられる。さ

らに、合併や営業譲渡では少数株主を含んだ承認が必要とされるが、支配株式取引では少数株主に何らの同意の機会も与えられていない。したがって、支配株式取引においても少数株主に保護を与えるべきであると主張される。機会均等ルールでは、その保護は少数株主に支配株式取引への売却機会の確保という形で与えられている。

③売却利得の共有の確保

Andrewsの機会均等ルールの第3の利点は売却利得の共有の確保である。その内容は主要次のとおりである¹⁰。

支配株式取引では、売却機会は支配株主のみに与えられているため、その取引における利得は支配株主のみが享受しうる。しかし、本来各株主は企業の利益を持分比例的に共有する資格を持っている。そして、株式の売却による利得は、会社の行為を通じて得た利益と同様に、株主間で共有されるべき“企業の利益”とみなされるべきである。もちろん、持ち株売却の取入資金は配当などのように全株主に自動的に振り向けられるわけではないが、これは売却を選択しない株主がいるからである。しかし、このような株主については、一度売却してその後すぐに再取得したみならずことができる。そうすると、株主間で売却するかどうかに差異が生じるという事実によって、配当支払いに求められる平等取り扱いが覆されることにはならない。Andrewsはこのように述べ、配当などのような会社と株主間の直接取引における株主間の平等取り扱いと同様に、株式市場との関係においても株主間の平等を保障すべきと主張する。そして、機会均等ルールは支配株式取引においてこの考え方を具体化したものと述べる。

III 先行研究の批判

IIで述べたように、Andrews理論には主に3つの利点が主張されている。しかし、これらにはすでにいくつか批判がなされている。以下では順にこれを述べる。

1. 支配株式取引の自然淘汰効果への批判

有害な支配株式を予防し、有益なそれを抑圧しない

というこのルール其自然淘汰効果については、その実現性に疑問が呈されている。まず、このルールが有害な支配株式取引を予防するという主張は、市場価格より低い価格での支配株式の売却が可能となるため非現実的であると指摘されている¹¹。この疑問を呈した Javaras はこれについて詳しく説明していないが、筆者の推測によれば、要するに市場価格より低い価格で公開買付が行われれば、その価格に事前に合意していた支配株主を除く他の株主は通常応募しなくなるため、結果的に支配株主の全持ち株が売却される¹²。こうなると、公開買付が強制されたとしても、支配株主は支配株式の移転語の少数株主の立場に置かれるというリスクを負担しなくなり、Andrews が想定する有害な者への支配株式の移転予防効果は期待できない。

次に、このルールが有害な支配株式取引をそれほど抑圧しないという主張についても、Javaras は次のように批判する¹³。まず、部分買付において売り手となる支配株主が支配株式移転後に少数株主となることを喜んで受け入れるという Andrews の主張に対して、次の2点を指摘する。1つは、実際には支配株主は単に即座の現金を欲していることである。緊急に現金を必要とする売り手にとって、たとえ手残り株の投資価値が魅力的であっても、それを現金化して得られるベネフィットの方が価値が高いかもしれない。2つ目は、大口株主間の政治関係である。公開買付の強制によって、過半数所有の元の支配株主が移転後にたとえば25%の大株主になる可能性がある。この場合、元の支配株主は過半数所有の新支配株主の存在する下では劣位に置かれる。将来、新支配株主との見解の相違が生じうることを考慮すれば、この状況は好ましいものではない。同様に買い手側にとっても、旧支配株主が中心となって反対派を形成するリスクの点から、この状況は望ましいものではない。

さらに、有益な買い手にとっては支配株式取得後の株式価値は支配株式のそれと同じなので、全株買付を自ら進んで行うはずという Andrews の主張に対して、Javaras は、たとえ資本市場が完全で資金調達に成功したとしても、合理的な事業家はリスクと機会の分散から、プレミアム価格で全株式を買おうとはしないだろうと述べる¹⁴。これらの指摘は、このルールによっ

て有益な支配株式取引がそれほど抑圧されないという Andrews の主張があまり説得的ではなく、実際には有益な取引もかなり抑制してしまうことを示唆する¹⁵。

このように、先行研究では支配株式取引を有益なものと同有害なものに峻別するという機会均等ルール其自然淘汰効果あまり期待できないとの批判がなされている¹⁶。

2. 少数株主の保護の確保への批判

機会均等ルールの下では、少数株主に支配株式取引への売却機会確保という形での保護が与えられるという点について、その保護の不十分さと不適切さが次のように指摘されている¹⁷。すなわち、Andrews は機会均等ルールの意義として、このルールが会社の損害の証明に関わらないこと、そして存在が発生しても売り手がそれを予見しえたかという問題を排除していることを明示している¹⁸。つまり、このルールの下では、少数株主は過失ある売り手の支配株主に対して損害賠償を求めないと想定されていると考えられる。しかし、前述のように、このルールの下でも有害な支配株式取引が行われる可能性がある。少数株主にはこれを防ぐ手立てが与えられていないため、実際の損害に対する賠償が認められなければ少数株主の保護は不十分となる。さらに、少数株主が過失ある売り手に損害賠償を求めないという想定理由は、少数株主に均等に売却の機会、すなわちプレミアム受領の機会が与えられているため、このプレミアムが損害の補償に相当するという点にあると推測される。しかし、そもそもそのような考えは誤っている。なぜなら、有害な買い手は支配株式取引に支払うプレミアムを、その後実施する会社財産略取による利得より低くするからである¹⁹。つまり、プレミアムが実際の損害額に相当するという考えは不適切である。

このように、有害な支配株式取引が行われる可能性がある限り、少数株主の保護を売却機会の確保という方法のみで担保することは不十分かつ不適切であることを、先行研究は批判している。

3. 売却利得の共有の確保への批判

支配株式売却取引においてすべての株主が売却機会を確保される機会均等ルールの背景には、配当などの会社と株主間の直接的な取引における株主間の平等取

り扱いと同様に、株式市場との（取引）関係においても株主間の平等を保障すべきという Andrews の考え方があり、これに対して、理論的根拠が明示されていない点から次のような批判がなされている²⁰。もし株主平等の原則がその根拠に置かれているのであれば失当である。なぜなら、この原則は株主と会社の関係に焦点を当てたものであり、本来株主間の関係を取り扱うものではないからである。あるいは、支配株主の少数株主に対する忠実義務を根拠とするのであれば、これも妥当ではない。なぜなら、たしかにアメリカでは支配株式の売却の際に支配株主の忠実義務の存在を肯定する考え方が確立しつつあるといえるが、その内容の定義は非常に抽象的であり、具体的にいかなる場合において義務違反が生じるかは明確とは言えず、さらに、プレミアムの存在あるいは受領自体が忠実義務違反を構成するという考え方には疑問が生じるからである²¹。

このように、先行研究は機会均等ルールの背景にある株式市場の関係における株主間の平等確保という Andrews の考え方の理論的根拠が不明確であることを批判している²²。

IV 考察

以上のような Andrews 理論に対する批判は、それ自体としては肯首しうる部分が多い。しかし、これらの批判の存在自体が必ずしも Andrews の理論的試みの意義をすべて消失させると考えることは早計であろう。むしろ、彼の理論の意義と問題はこれらの先行研究の批判によって十分とらえられているとはいえない。そこで、本節では先行研究では指摘されていない彼の理論の意義と示唆、そしてそれに伴う問題を述べる。なお、支配株式取引の自然淘汰効果および売却利得の共有の確保については先行研究の批判に委ね、ここではとくに少数株主の保護の確保に関わる2つの論点について論じることとする。というのは、Andrews の理論は少数株主の保護の確保についてその特徴が大きく見出されるからである。

Andrews による機会均等ルールにおける少数株主の保護の確保についての説明には次の2つの特徴があ

る。1つは、支配株式の売却の比較対象として合併や営業譲渡が取り挙げられていること、もう1つは、保護の形態として売却機会の確保が採用されていることである。以下ではそれぞれについて考察する。

1. 合併や営業譲渡との比較

Andrews は、営業譲渡あるいは合併と支配株式の売却には機能的な類似性があるにもかかわらず、一方（営業譲渡や合併）では、その対価収入が株主すべてに均等に分配されるのに対して、他方（支配株式の売却）では、支配株主のみにそのリターンが流入して他の株主はそれに参加できないことを問題視している²³。II で述べたように、先行研究はいずれもこれに触れていないが、この比較が何を意味するかを考える必要がある。

Andrews が指摘するように、たしかに買い手の側から見ると、（全部）営業譲渡や合併は支配株式の取得と実質的に類似した効果をもっている。これを売り手の株主側から見ると、まず営業譲渡では株主総会での決議を経た上で、営業としての会社の全資産を対象として売り手である会社と買い手が売買を行う。売買の対価は会社に支払われるため、その金額は結果的に全株主に所有比率に応じて分配される。したがって、仮に買い手が会社の資産を時価を超える価格で評価してその金額を支払ったとすれば、そのプレミアム分は全株主に比例配分される。次に、合併では、営業譲渡と同様に株主総会決議を経た上で会社の株式と買い手企業の株式が交換される。売り手の株主側から見れば、これは実質的に自己の持つ株式を含めた全株式を一括して買い手企業に売却することであり、その対価が買い手企業の株式となる。このとき、売り手企業の株式時価と、買い手企業のそれに交換比率（合併比率）をかけたものの差額がプレミアムとなる。合併では売り手企業の全株式が一括して売却されるため、プレミアムも全株式に与えられる。したがって、合併においても営業譲渡と同様に、プレミアムは全株主に比例配分される。

これに対して、支配株式の（相対）取引では、支配株主が所有する支配株式を対象として、支配株主と買い手の間で売買が行われるため、売買当事者として会社に関わることはない。したがって、株式市場での価

格を超える価格で支配株式が売買されれば、そのプレミアムは売り手である支配株主がすべて受領する。このように、たしかに営業譲渡および合併と支配株式の売却ではプレミアムの受け手において明確な相違がある。

しかし、ここでこの2つの取引対象の相違を指摘する必要がある。まず、営業譲渡と合併における売買の対象は、営業譲渡については営業としての会社の全資産であり、合併については全株式である。全株式の所有は会社資産すべてに対する完全な所有を意味する。したがって、この両者は会社の全資産が売買の究極的な対象であるという点で共通しており、あとはそれを資産として直接所有するのか（営業譲渡）、全株式の所有を通じて間接的に所有するのか（合併）の差があるだけである。しかも、いずれにおいても買い手は対象である会社の全資産を完全に所有している。一方、支配株式の売却における売買の対象は、あくまで支配株式すなわち支配権であり、会社の全資産に対する完全な所有権ではない。たとえば買い手がある会社の51%の株式を取得したとすると、買い手は取締役の選任権を掌握することはできるが、その会社を自己の意のままに解散させたり、合併させたりすることはできない²⁴。つまり、支配株式の売却では、買い手は会社の全資産に対する完全な所有権を取得することはできない。

では、このような基本的な相違のある2種の取引を比較することによつてどのような意義があるのだろうか。まず指摘できることは、支配権の位置づけの相対化である。上で指摘したように、営業譲渡や合併における売買の対象は会社の全資産に対する完全な所有権であるのに対して、支配株式取引におけるそれは支配権である。所有権の内容は通常、使用权、処分権、収益権から構成されると考えられることを前提とすれば、会社の支配権は会社全資産に対する使用权に対応するといえる。このように考えると、支配株式取引では、会社の全資産の所有権のうち使用权のみが売買されていると捉えることができる。このような認識は、支配権とそれを含む完全な所有権との比較を行うことで浮き彫りにすることができる。

さらに、合併や営業譲渡と支配株式取引において対

価やプレミアムの受け取りの仕方に相違があり、前者の受け取り方と同一にするべきという Andrews の問題意識は、会社の全資産に関わる所有権の売買という視点から、その対価の受け取りの方法について見直す必要性を示唆している。このことは、支配株式取引における対価の受け取り方を合併や営業譲渡におけるそれに合わせるという Andrews の主張した方式に必ずしも制約されるものではない。むしろ逆に、合併や営業譲渡における受け取りの仕方を変更させる可能性があることも含意している²⁵。

ただし、Andrews は自らの問題に含まれるこのような重要な意義を認識していたとは必ずしもいえない。Andrews は営業上および清算と支配株式の売却の類似性から支配株主の有利性を次のように説明している²⁶。すなわち、営業譲渡および清算では、支配株主は持分比例に相当する金額のみを配分され、それ以上は何も受け取ることができない。これは、営業譲渡および清算における支配株主の有利性は、それを実行するかどうか、そしていつどうやって実行するかを決定できるだけであり、しかもこの有利性は営業譲渡および清算の決定が行われた時点ですでに費消されてしまうからである。支配株式の売却においても同様のことがいえる。すなわち、支配株主の利点は支配権の移転に基づく売却が実施されるかどうか、そしていついくらで実施されるかを一人で決定できるだけのことにすぎない。このような権限があることによって支配株主の持株が他の株主の持ち株より価値が高いからという理由で、他の株主より高い価格を自らが確保できるように支配株式取引を仕組む権利を支配株主に与えるべきではない、と。

この対比では、支配株主の持つ権利が単に手続き上の決定権としてのみとらえられており、取締役の選任権さらには会社全資産に対する使用权としてはまったく認識されていない。さらに、比較する対象として営業譲渡に加えて清算が取り上げられ、代わりに以前に取り上げられた合併はここでは外されている。清算は、営業譲渡および合併とは異なり、会社の全資産に対する完全な所有権の売買ではない。このことから、Andrews は、会社の全資産に関わる所有権の売買という視点から対価およびプレミアムの受け取り方について

で見直すことを内含する問題意識を持っていたにもかかわらず、そのような意義を認識するには至っていなかったと判断せざるをえない。

2. 売却機会の確保の意味

IIで述べたように、機会均等ルールにおいて支配株式取引への売却機会確保という少数株主の保護の形式については、その想定に反して同ルールが有害な取引を完全には防止できないことが先行研究においては批判されている。その議論をここで確認すれば、市場価格より低い価格で公開買付を実施すると、支配株主は支配株式すべてを買い手に売却することができてしまうという内容であった。たしかにこのルールの基本的な考え方のみを念頭に置けば、公開買付を実施するだけで売却機会が確保されるという認識に陥ることは想像できないわけではない。しかし、Andrewsの論文を精読すれば、彼の考える売却機会の確保がそれほど単純なものではなく、公開買付の実施はその一部に過ぎないことが分かる。

実は機会均等ルールでは公開買付という少数株主に対する積極的な売却機会の確保が必要でない場合があることが想定されている。それは、確立した市場において支配株式に対して支払われるのと同額で少数株主が持株を売却できる場合である。ここで問題となるのが、先行研究で批判されたように、市場価格以下で支配株式売却はどのように扱われるのかという点である。なぜなら、市場価格以下での売却を少数株主に対する売却機会の確保と認めるのであれば、このルールの利点とされる有害な取引の防止が機能しないからである。

この点について、Andrewsは次のように述べる²⁷。すなわち、少数株主は支配株式の移転に伴う会社の事業経営の重大な変化について知る機会を持った上で、同じ価格で売却する機会を持つべきである。それゆえ、支配株式の売却価格が市場価格以下であったとしても、支配権の移転後まもなく市場が下落すれば意味はない。移転後の市場の下落が支配権の交代に対する負の反応を示しているのか、あるいは単に市場の流動性が乏しいのかに関わらず、その下落はほかの株主に対して株式売却における実効ある平等な機会を否定することになる。それゆえ、市場がこのルールの要件を満

たしているかどうかの判断は、支配権の移転の情報が知られた後に、支配株式の売却価格以上で売却する合理的な機会が少数株主に与えられるほど十分な期間に、市場価格が支配株式の売却価格以上で留まっているかどうかである、と。

Andrewsのこの説明は、このルールにおける公開買付の興味深い位置づけを示している。まず、支配株式取引において必ずしも常に公開買付が用いられなければならないわけではない。そして、公開買付が不要な場合は、支配権の移転が認識された後十分な時間が経過しても、市場価格が支配株式の売却価格以上に維持されている場合である。ここで重要なことは次の2つである。1つは、市場価格と支配株式の売却価格の比較が判断基準となっていることであり、もう1つは、その比較は支配権の移転について認識された後であることである。この内容を時間的な順序で言い換えれば、売却発表前の時点で市場価格のほうが支配株式の売却価格より高い場合、まず、支配株式の売却とその価格などの諸条件について開示しなくてはならない。次に、十分な時間が経過した後に、市場価格が支配株式売却価格を下回っている場合は買付者は公開買付を行わなければならない。しかし、そうでなければ公開買付を行う必要はないということになる。このことは、Andrewsは明示していないが、売却発表前の時点ですでに市場価格が支配株式売却価格より低い場合においても適用されうると推測される。

これが正しいとすれば、Andrewsの考える機会均等ルールにおいて公開買付はあくまで事後における補完的な役割しか与えられていないといえる。つまり、売却についての開示後に、少数株主が市場では支配株式の売却価格で持ち株を売却できない場合のみ公開買付が実施されることになる。むしろ公開買付は市場が十分売却機会を用意できない場合の補助手段にすぎないと考えることもできる。この理解が正しいとすれば、この認識は重要な示唆を与えうる。なぜなら、強制公開買付制度の運用の柔軟化への道が展望されるからである。わが国では1990年における強制化により、それ以降公開買付の件数が以前より増加した。しかしその多くは実質的な支配株主（グループ）による支配株式の売却であり、売却価格が市場価格を下回るいわ

ゆる“ディスカウント”案件も少なくない。公開買付の実施にはさまざまなリスクとコストが伴うため²⁸、それを嫌って実施されない場合もありうる。そうなれば、本来は実施されたはずの支配権の移転が阻害されたことになる。上述のように公開買付をあくまで補完的な役割に止めることによって、本来行われるべき支配権の移転が円滑に行われやすくなるであろう。

ここで、Andrews が公開買付の役割をこのようにどちらかといえば後景に退かせ、その代わりに市場を前面に押し出すに至った視点を確認しておきたい。彼は市場を重視しているが、それはあくまで少数株主の売却機会を確保するという視点に立ち、その手段として市場が浮かび上がってきたにすぎないのであり、市場をプレミアムの算定基準にしようとする意図は見出されない²⁹。つまり、少数株主が持ち株を売却する相手は、市場であっても公開買付を実施する買い手であってもよいと考えられているといえる。

この点から、Andrews 理論の新たな意義が浮かび上がる。それは、売却の手段と相手の拡大である。従来の支配株式売却に関する議論では、主に支配株式の譲渡人としての支配株主の責任が問題とされてきた³⁰。これは、従来の議論では、(売却という形式ではないが)少数株主への対価の支払い者として支配株主ばかりに注目していたことを示している。これに対して、Andrews は市場と公開買付を新たに提案している。市場を通じた売却の相手は、従前の少数株主に代わって株式を取得しようとする新たな少数株主である。一方、公開買付を通じた売却の相手は、支配株式を取得しようとする買い手である。したがって、Andrews 理論のもう一つの意義は、それまで支配株主に限定されていた少数株主への対価支払いの担い手として新少数株主と買い手の2者を新たに登場させたことにあるといえる。このことは、誰が(売却)対価の支払いを担うかという問いに対して、従来のような法学的な責任・義務関係による分析のみにとどまらず、だれが支払いの担い手となるのが効率的かという経済学的な効率性の点からの分析が可能であり必要となりうることも示唆している³¹。

以上のように、Andrews の機会均等ルールでは公開買付の強制が盛り込まれているけれども、それはあ

くまで少数株主の売却機会確保の手段を提供するためである。したがって、常に公開買付が強制されるわけではなく、十分な時間の後に市場では売却機会が確保できない場合にはじめて公開買付を通じた売却機会が少数株主に提供される。そしてこのルールが導入されれば、不要な公開買付が防止され、円滑な支配権の移転が促進されると考えられる。さらに、支配株式取引における少数株主の(売却)対価の支払手段として市場と公開買付が新たに提起されたことにくわえて、これにより、この分野における今後の分析の枠組みの拡大が展望されることとなる。

V 終わりに

本論は、支配株式の売買取引に対する代表的な規制ルールである機会均等ルールに注目し、それを本格的に理論化し提唱した Andrews (1965) を再検討した。その結果、先行研究において看過されている以下の3つの意義と示唆を発見することができた。

第1に、Andrews が支配株式取引と合併や営業譲渡との比較を提示したことから、両者の関係と本質的な相違を明確にすることができた。その結果、支配株式取引ばかりではなく合併や営業譲渡に対する対価の受け取りの仕方への見直しの余地があることを認識することができた。この点をより詳しく分析することで、会社全資産への所有権の分解とその売買方式の効率性について体系的理解を深化させられるかもしれない。

第2に、強制公開買付制度においても、必ずしも常に公開買付を用いる必要はなく、むしろ市場が少数株主に十分な売却機会を提供できない場合に限り公開買付を買付者に利用させればよいことが明らかとなった。これは、わが国において今後も強制公開買付制度が存続した場合、不要と思われる案件にまで公開買付を強制させる現在の規制の修正を考える際に参考とすべき視点であろう。

第3に、支配株式取引における少数株主の保護手段として、それまでの議論で焦点があてられていた支配株主の受領したプレミアムの分配のほかに、少数株主の売却手段としての市場と公開買付があることが明らかにされた。株式買取請求権もくわえると、少数株主

の保護手段は4つあることとなる。したがって、今後は個々の手段の法学的分析にとどまらず、手段間の効率性についての経済学的分析も必要になる。

以上の結果と方向性を踏まえながら、株式会社制度と支配株式取引の関係についての分析を今後進めていかなければならない。

参考文献

北村雅史「EUにおける公開買付規制」『旬刊商事法務』第1732号、2005年5月25日、4-12ページ。

黒沼悦郎「強制的公開買付制度の再検討」『旬刊商事法務』第1641号、2002年10月5日、55-60ページ。

末岡晶子「EU企業買収指令における敵対的買収防衛策の位置づけとTOB規制」『旬刊商事法務』第1733号、2005年6月5日号、34-50ページ。

TOB研究会『株式公開買い付け(TOB)に関する調査研究(平成13年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究)』平成14年3月。

戸川成弘「アメリカにおける支配株式の売却 - 売却プレミアムの帰属を中心として -」『名古屋大学法政論集』第106号、1985年11月、275-325ページ。

戸田暁「米国法を中心とした公開買付制度の検討」『旬刊商事法務』第1732号、2005年5月25日、13-26ページ。

長浜洋一「支配株式譲渡人の責任」『早稲田法学』第44巻第1、2号、1969年3月、75-96ページ。

服部暢達『実践M&Aマネジメント』東洋経済新報社、2004年。

古山正明「強制的公開買付制度について」『経営と経済』第83巻第4号、2004年3月、65-81ページ。

文堂弘之「株式公開買付(TOB)の仕組みと機能」村松司叙編著『M&A 21世紀 第1巻 企業評価の理論と技法』中央経済社、2001年、第2章、43-80ページ。

前田雅弘「支配株式の譲渡と株式売却の機会均等(二)・完」『法学論叢』第115巻第6号、1984年9月、55-79ページ。

森本滋「公開買付規制にかかる立法論的課題 - 強制公開買付制度を中心に -」『旬刊商事法務』第1736号、2005年7月5日、6-15ページ。

Andrews, William D., "The Stockholder's Right to Equal Opportunity in the Sale of Shares," *Harvard Law Review*, vol. 78, no. 3, Jan. 1965, pp.505-563.

Comment, "Sale of Corporate Control and The Theory of Overkill," *University of Chicago Law Review*, vol. 31, no. 4, Summer 1964, pp.725-751.

Easterbrook, Frank H., and Daniel R. Fischel, "Corporate Control Transactions," *Yale Law Journal*, vol. 91, no. 4, March 1982, pp.698-737.

Elhauge, Einer, "The Triggering Function of Sale of Control Doctrine," *University of Chicago Law Review*, vol. 59, no. 4, Fall 1992, pp.1465-1532.

Javaras, George B., "Equal Opportunity in the Sale of Controlling Shares: A Reply to Professor Andrews," *University of Chicago Law Review*, vol. 32, no. 3, Spring 1965, pp.420-428.

Jennings, Richard W., "Trading in Corporate Control," *California Law Review*, vol. 44, no. 1, March 1956, pp.1-39.

Leech, Noyes, "Transactions in Corporate Control," *University of Pennsylvania Law Review*, vol. 104, no. 6, April 1956, pp.725-839.

Letts, J. Spencer, "Sales of Control Stock and the Rights of Majority Shareholders," *Business Lawyer*, vol. 26, Jan. 1971, pp.631-646.

Santoni, Roland J., "The Developing Duties of Controlling Shareholders and Appropriate Restraints on the Sale of Corporate Control," *Journal of Corporation Law*, vol. 4, no. 2, Winter 1979, pp.285-320.

SEC Advisory Committee on Tender Offers, *Report of Recommendations*, Federal Securities Law Report, no. 1028, extra edition, July 15, 1983.

Stern, Yedidia, "The Private Sale of Corporate Control: A Myth Dethroned," *Journal of Corporation Law*, vol. 25, no. 3, Spring 2000, pp.511-552.

注

1 EUの公開買付制度については、たとえば北村(2005)、末岡(2005)を参照。また、アメリカ

- では支配株式取得に対する一般的な公開買付強制制度は採用されていないが、SECの公開買付諮問委員会がそれを勧告した過去がある（SEC Advisory Committee on Tender Offers (1983) pp.22-23.）。EUとアメリカの制度の対比については、たとえば戸田（2005）17-18 ページを参照。
- 2 このような証券取引法学者としては、たとえば黒沼（2002）、古山（2004）を参照。実務家としては、たとえば服部（2004）91-102 ページを参照。
 - 3 たとえば森本（2005）を参照。ただし、強制制度以外についての改善の必要は指摘されている。
 - 4 少数株主の均等な売却機会の提供の必要性について触れている論文としてJennings（1956）やLeech（1956）があるが、それらは責任判定を価格の証明に依存している点や、結論までの経路が異なる点でAndrewsの理論とは異なる。Andrews（1965）p.515, n.29を参照。
 - 5 Andrews（1965）p.515.
 - 6 「自然淘汰」という言葉は、Stern（2000）p.532.によるものであり、Andrews自身はこの言葉を使用していない。
 - 7 Andrews（1965）pp.517-519.
 - 8 有害な支配株式の移転を予防することの利点として、この種の有害の証明およびそれに対する売り手責任の証明の困難が指摘されている。Andrews（1965）p.518.
 - 9 Andrews（1965）pp.519-521.
 - 10 Andrews（1965）pp.521-522.
 - 11 Javaras（1965）p.423.
 - 12 日本の公開買付の実態はこれを証明している。詳しくは文堂（2001）を参照。
 - 13 Javaras（1965）pp.425-427.
 - 14 同趣旨として、Letts（1971）p.641.
 - 15 同趣旨として、Easterbrook and Fischel（1982）pp.715-716, Elhauge（1992）pp.1486-1490.
 - 16 この批判については、注11から注15までの洋文献にくわえて、前田（1984）pp.62-63を参照した。
 - 17 Javaras（1965）pp.423-425.
 - 18 Andrews（1965）p.518.
 - 19 プレミアムと実際の損害の間に関連がないことについては、Comment（1964）pp.740-742.を参照。
 - 30 戸川（1985）pp.313-315.
 - 21 戸川（1985）pp.310,312-314.
 - 22 ただし、長浜（1969）pp.93-96.は、株主平等原則に基づいてAndrewsの見解を支持している。
 - 23 Andrews（1965）p.519-520. 長浜（1969）pp.89-91も同様。
 - 24 買い手がたとえば70%を取得したとすれば、それによって合併や解散は可能となるが、ほかの株主の利益をまったく気にしないという意味で自由な支配はやはり可能ではない。
 - 25 合併や営業譲渡が使用権、処分権、収益権をすべて含んだ完全な所有権の売買であると考えれば、その対価はそれぞれの権利ごとに配分されることになるかもしれない。そうすると、合併や営業譲渡においても支配株主には、それまでのような単純な比例配分で得たものを超える分が配分されることがありうる。つまり、処分権は別にして、使用権としての支配権と収益権を取得していた支配株主と、収益権の持分比例部分しか取得していなかった少数株主の区分を明確にする必要が生じるかもしれない。この区分をしない単純な比例配分は、支配権に配分されるべき分が全株主に比例配分されていたか、あるいは支配株主が支配権の対価として受け取るべき金額を買い手に納得させた上で、その金額と支配株主の所有比率から全体の対価を確定しそれを少数株主に比例配分していたかのどちらかで行われる。いずれの場合も、少数株主は本来の受け取り金額を超える額を受け取ることができる。
 - 26 Andrews（1965）pp.535-536.
 - 27 Andrews（1965）pp.546-547.
 - 28 日本の現行制度の下での公開買付に関わる費用については、TOB研究会（2002）p.8を参照。
 - 29 Andrews（1965）p.546.
 - 30 Andrews（1965）以前のこの議論における代表的な法理論については、たとえば長浜（1969）pp.81-87.を参照。いずれもその最終目的は支配株式の売主である支配株主が受領したプレミアムを少数株主に行き渡らせることにある点で共通し

ている。

- 31 筆者は、少数株主への売却機会の対価支払いの担い手と手段は次の4つと考えている。すなわち、(1) 支配株主（自発あるいは司法による命令）、(2) 買い手（公開買付）、(3) 少数株主（市場）、(4) 全残存株主（株式買取請求権）である。このうち、どのような場合に誰が支払うのが公平かつ効率的なのかの分析は重要な課題である。なお、株式買取請求権の通じた支払いについては、Santoni (1979) を参照。

(付記)

本論文は、常磐大学課題研究助成を受けた研究成果の一部である。

イギリス炭鉱業の繁栄と衰退： 1880年代から1920年代末における炭鉱労働者とストライキについて

井上 麻未
Inoue Mami

The British Coal Industry from the Period of the 1880s to the Late 1920s: Mining Strikes and Miners

This paper reexamines the history of the British coal industry from the end of the nineteenth century to the late 1920s, focusing on the history of mining strikes and miners in particular. In spite of the centrality of the coal industry in Britain for two centuries, a full understanding of the history of mining strikes and miners has yet to be achieved. Research into this field presented by Roy Church and Quentin Outram made it possible to study industrial relations of the industry from a new angle. First, based on their research, this paper looks at not only large-scale strikes, but also ‘ordinary’ domestic and local strikes in order to understand the essential characteristics of British mining strikes. Second, it discusses how the stereotypical perception of the ‘militant miner’ has been created and questions its validity. This analysis will highlight “how far the interaction between the various aspects of social reality can be identified and elucidated in the history of the British coalmining” between the 1880s and the late 1920s.

イギリス炭鉱業は、大英帝国の世界戦略体系を支える重要な産業であった。炭鉱業は「世界の工場」イギリスのエネルギー基盤となり、産業改革にともない、初期には石炭は主に国内で消費され、その出炭高を急速に伸ばしていった。さらに、19世紀後半には工業諸国の出現にともない、大英帝国の領土拡張を可能にしたその卓越した海運力で飛躍的に石炭輸出貿易を増大させ、海外石炭市場を拡大し、その植民地支配を強化した。まさに炭鉱業は「イギリス産業と植民地支配の強固な燃料的基礎」であったといえよう。

19世紀末から第一次世界大戦にかけて、イギリス炭鉱業はめざましい成長を遂げ、かつてない繁栄期を享受した。1911年までに、炭鉱労働者数は100万人を超え、その労働組合はイギリス労働組合の中で最大の勢力を持つに至った。同産業の規模および政治・経済への影響力の大きさを鑑みれば、第一次世界大戦前

後のイギリスの経済史、社会史の研究において、イギリス炭鉱業の歴史的研究がきわめて重要であることは明らかである。

帝国主義と植民地主義についての考察は、周知のとおり、「政治理論、経済学、『開発研究』、人類学、神学」、そして、とりわけ「文学と文化研究」において重要なテーマとなっている。しかしながら、文学や文化研究の分野において、イギリス的な帝国主義支配に重要な意義をもっていた炭鉱業や、イギリス帝国主義の衰退を促進する要因となったゼネラルストライキや炭鉱争議について、これまで十分に論じられてこなかった。さらに、経済を混乱に陥れ、市民生活を完全に麻痺させたゼネラルストライキをはじめとして、英国国内では日常的にさまざまな炭鉱ストライキがいたるところで発生していたにもかかわらず、文学のテキストにおいては、ストライキや炭鉱争議が、わずかの痕跡しか

とどめておらず、その不自然さが際立っている。

本稿では、特にストライキと炭鉱労働者に焦点をあて、Roy Churchのイギリス炭鉱業の歴史研究をはじめとする、英国での炭鉱業についての研究蓄積に拠りながら、1880年代から1920年代後半のイギリス炭鉱業について考察したい。

* * *

イギリス炭鉱業は従来多くの「構造的矛盾」を内包し、その矛盾はイギリス帝国主義の衰退とともにより一層顕在化し、激しい階級対立というかたちで表れた。実際、同産業においては、「資本の有機的構成が他産業に比し低位であり、搾取が露骨な形態で進められたため、炭鉱業における労資対立はきわめて尖鋭的な形態をとった。」⁽⁶⁾

イギリス炭鉱業が必然的に抱える、経済的、地理的な特質が、構造的な矛盾を引き起こし、労使間に絶え間ない闘争を引き起こしてきたと言えよう。イギリスにおいては、地方に炭田が分散して存在し、炭田間の自然的条件が非常に異なっていたため、炭鉱労働の技術的および社会的諸条件も諸炭田できわめて多様化していた。⁽⁷⁾このような地方間の著しい差異は、労働者の移動を困難なものとし、同産業の失業問題を特に深刻にしたばかりでなく、とりわけ、労働組合の統一賃金闘争において、組織的統一を阻む大きな要因となった。

第一次世界大戦前におけるイギリス炭鉱労働運動の主要な目標は、地区間の労働条件の格差の是正をはかり、「労働組合賃金」の理念たる「同一職種同一賃金の原則」⁽⁸⁾の達成であった。イギリス炭鉱業においては、賃金が石炭の販売価格に支配されるという「スライド賃金制」(Sliding Scale)が1870年代後半から末にかけて導入された。このSliding Scaleとは「価格連動制であって、ある『標準価格 (a standard price)』のもとで支払い可能な『標準賃金 (a standard wage)』を定め、これを基準に価格変化率に対する賃金変化率をあらかじめ確定しておくことにより、石炭市況に見合った自動的な賃金決定をおこなう制度」⁽⁹⁾であった。イギリスの場合、その帝国主義支配に重要な意義を持っていた石炭輸出は、巨額の輸出量比率を占め、海外貿易

に急速に依存度を強めていったため、とりわけ「変転する世界市場の状況に石炭価格が敏感に反応し、炭価変動が助長された」⁽¹⁰⁾。したがって、Sliding Scaleのもとでは、市場での不断の需給変動と炭価変動が賃金水準のはげしい変動をひきおこし、坑夫賃金は常に非常に不安定な状態に置かれることになる。斯かる状況下では、輸出貿易に依存していた輸出地区と国内市場地区の間に、賃金および賃金の安定性に関して明らかな差異が生じることとなった。⁽¹¹⁾このような差異はイギリス炭田の地域間における対立を生み出し、賃金闘争における労働戦線の統一を遅らせ、労働組合運動の展開を阻んだ。

各炭田間の市場的特質の差異は、各炭田の自然的な諸条件の差異に規定されるわけであるが、この自然条件の著しい差異こそが、「同一職種同一賃金」の確保をきわめて困難にした最大の要因であった。炭鉱業においては、生産される商品、すなわち石炭の質・量は各炭田の炭層の条件に左右されるため、出来高賃金は、それぞれの炭田・炭鉱・切羽ごとに著しく異なっていた。そして、主に「炭層の厚さ、岩盤の傾斜と性状、はさみの状況、湧水量・爆発性ガス量の有無など」が採掘コストを規定したため、採炭賃金の割増率の差異は各炭田・各炭鉱・各切羽間でさらに大きくならざるを得なかった。つまり、イギリス炭鉱業においては、賃金の諸格差を規定するものとして、「自然的諸条件が一義的位置を占め」ており、「炭鉱資本が未だ自然条件を克服するにいたらず、また自然条件克服の度合いと態様とが各坑所、作業箇所において大きな不均衡をもっていること、総じて自然条件差異が、単位生産コストとくに賃金コストを規定する基本的な競争条件」⁽¹²⁾であった。

イギリス炭鉱労働者の「好戦性」(militancy)と「連帯」(solidarity)は、長い歴史を持ち、イギリス炭鉱業のきわだった歴史的現象として注目されてきたものであるが、Roy Churchが指摘するように、実際、彼の新たなイギリス炭鉱業の構造および組織の研究から導き出されたのは、同産業に広く浸透していた'sectionalism'あるいは'the fracturing division'であった。互いに労働者階級に属し、似たような生活環境に置かれ、坑夫として同じ職業を共有するイギリス炭鉱

労働者は、しばしば一枚岩と見なされる傾向にあるが、実際は、前述の通り賃金、労働条件には常に著しい差異が存在し、炭鉱主の違い、各地方がそれぞれ歩んできた経済的、社会的な歴史の違いなどに起因する隔たりも大きく、それらの差異は決定的なものであったことを Church の詳細な研究は明らかにしている。⁽¹³⁾

1914年までに、イギリス炭鉱労働者の「連帯」の象徴と言える、グレイト・ブリテン坑夫連合 - MFGB (Miners' Federation of Great Briant) の組合員は673,000人に達し、世界でもっとも大きな労働組合に成長を遂げ、炭鉱労働組合運動は、イギリス労働組合運動の主力となっていた。イギリス炭鉱業において労働組合が確立したのは、19世紀半ばすぎであったが、その労働組合運動は地域的な枠を容易にはこえることができず、強力な運動の展開は見られなかった。同産業の労働運動の最も大きな特徴は「地域的分断」⁽¹⁴⁾であり、坑夫組合は利害の異なる各坑支部をそれぞれ基礎として、地方分散的に多様なプロセスを経て形成された。したがって、地区別の枠をこえての団結と運動を進めるということは、各坑が自らの利益を犠牲にしても、同産業の共通の利益を追求しようという姿勢を強力に貫かない限り、その実現はほとんど不可能であったといえよう。しかし、皮肉にも、Sliding Scaleにより、大不況下の炭価の暴落のしわ寄せが賃下げというかたちで炭鉱労働者に集中し、深刻な窮乏化に苦しめられた坑夫たちは、統一闘争をもって生活賃金を勝ち取るために団結して立ち上がらざるを得なくなる。こうして、統一賃金闘争のなかから1889年に誕生したのがMFGBであった。

MFGB創立の前後、1888-91年は、石炭価格の変動が非常に激しかった時期であり⁽¹⁶⁾、1891年以降石炭価格は下降し、炭況は悪化した。MFGBは断固としてSliding Scaleに反対し、炭価が賃金水準を決定するのではなく、「生活賃金」を確保すべく「価格がどうあるべきかについて口出しすること」⁽¹⁷⁾を要求し、ストライキを武器として闘うという政策をとった。しかし、MFGBの組織はきわめて分散的であるばかりか、当初、未加盟地区のみならず新たに加盟した地区もMFGBの賃金政策に反対し続けるなど、足並みが揃わず、容易には全国的統一をはかることができなかった。統一

闘争が難航するなか、1893年6月、炭価が35%下落したことを受け、炭鉱主連合は25%の賃下げを要求する。この炭鉱主連合の要求に対する組合の出方を決めるため、MFGBは組合員投票を行い、統一ストライキを行うことを決定した。

この統一ストライキでは、ヨークシア、ランカシア、ミッドランドで、ひと月の間に300,000人の坑夫が参加した。このストライキは歴史的な大争議に発展し、「スト破り、暴動、暴力、警察・軍の介入を伴い」、混乱のクライマックスはヨークシアで起きた事件“Featherstone Massacre” (フェザーストンの大虐殺) - 軍隊による坑夫への発砲事件 - として記憶されている。⁽¹⁸⁾ 混乱の高まり、交渉の難航によるストライキの継続は、国の全機構に影響を及ぼし始め、政府は、イギリス労働政策史上初の国家による調停介入を行うことになる。結局、この闘争をつうじて、MFGBは炭価スライディング賃金制度による炭鉱主側の賃下げ攻勢に立ち向かい、賃金率決定のための調停仲裁機構としての「調停委員会」(the Conciliation Board) の設立を条件として、「1888年基準賃金率の30%増という形態での炭鉱業協約史上画期的な最低賃金条項」を獲得することに成功したのである。

確かに、MFGBはこの統一闘争により、「競争領域を可能なかぎり広く統一するストライキをもって賃金確保のためにたたかい、炭鉱業における労働者状態と階級関係を広く認識させて労働運動の広範な支持を獲得し、坑夫大衆の生活擁護と組織的統一の前進に大きく貢献した」⁽¹⁹⁾ と言えよう。しかしながら、1893年のストライキは結果として、坑夫側の勝利といえるのか、そうでないのかという点に関しては、Churchが指摘するように、研究者の間で意見が分かれている。⁽²⁰⁾ これについては、次の2点がこの意見の対立の焦点となる。

一点目は、この闘いの結果、賃金は以前に比べ安定し、それにより労使関係の向上がみられたが、「調停委員会」の協約賃金規制の内実は、実際、従来のスライディング賃金制度とほとんど変わらず、そのひとつの変形 (“a variant of the sliding scale”)⁽²¹⁾ にすぎなかったという点である。このことの当然の帰結が、のちの1912年の全国炭鉱ストライキ (the Minimum

Wage Strike of 1912) であったという、J.E.WilliamとJ.H.Porterの指摘⁽²²⁾は的を射ているといえよう。

二点目は、この1893年のストライキが労働争議にたいする国家の調停介入の契機になってしまったという点である。やがてこの争議をきっかけとして、1896年に調停法(the Conciliation Act)が制定されることになる。「労働行政当局の労使関係に関する介入に広範な裁量権を付与した初の立法である」同法は、「労使関係における新たな国家機能の登場⁽²³⁾」であり、実際にその後、英国においては、労働争議にたいする国家の調停介入がしだいに増大してゆくことになる。

賃金問題に加え、坑夫たちにとって、坑内労働に諸条件を直接規制する炭鉱労働保護立法の推進も重要な課題であり、MFGB成立当初の組合指導者たちの関心は、賃金の問題よりむしろ炭鉱坑内八時間労働日の要求にあった⁽²⁴⁾。炭鉱業においては、自然条件により炭田間・炭坑間で労働時間の長さが大きく異なっていたため、半世紀以上のあいだ、統一的な標準労働日の闘いには制約や困難がつきまとった。しかし、MFGBは「(5) 坑内で働くすべての人々のために全炭鉱における入坑から出坑までの八時間労働日を要求し獲得する⁽²⁵⁾」ことを掲げ、「1908年炭鉱規制法」の制定に導いた。

この「1908年炭鉱規制法」により、労働時間差による労働搾取度の差異は炭田間で、ある程度、減少したことは事実であったが、同法による労働日短縮は、同時に、特に全炭田中もっとも長い労働日を常としてきたサウス・ウェールズの坑夫たちの賃金収入の低下へつながることとなった。しかし、この窮状を前に、調停委員会とその協約はこの賃金引下げの阻止に何の役にも立たない状態であった。さらに、当地で長年問題となっていた、異常切羽(abnormal places)の賃金問題が切迫した。状態の悪い切羽で働かざるを得なかった坑夫は、労働日の短縮でこれまでのように長時間労働で稼ぎの埋め合わせができなくなっただけでなく、炭鉱主たちが異常切羽の手当削減に奔ったため異常切羽で働く坑夫の窮乏は特に深刻となった。この異常切羽問題は、1909年にキャムプリアン・コンパイン(サウス・ウェールズの巨大独占資本)争議へと発展し、一万人以上の労働者がストライキに突入した。そ

してまさにこの闘争が口火となり、一炭坑の異常切羽の労働者に対する最低賃金保障をめぐる闘いが、1912年のゼネラルストライキによる、炭鉱労働者全体への最低賃金立法闘争に発展してゆくことになる。

こうして1912年、英国は「かつてこれまで経験したことも、想像したこともなかった事態」-坑内労働者、坑外労働者合わせて1,089,090人の炭鉱労働者による空前の全国統一ストライキに直面した⁽²⁶⁾。石炭生産は停止し、混乱の中、国民経済は脅威にさらされた。世界史上空前の規模となるストライキを恐れ、事前介入を図ったイギリス政府であるが、ストライキの回避には至らず、争議が始まると再び介入し、炭鉱最低賃金法の制定によって事態の終結を促した。この炭鉱最低賃金法は労働者保護立法としては、はなはだ不備な立法であったにもかかわらず、MFGBの執行部は、組合員投票を行ったものの、結局強引なやり方でストライキの解除指令を出し、士気が高まっていた坑夫たちにわだかまりを残す結果となった。

1912年の最低賃金立法闘争の意義と炭鉱最低賃金法の評価とに関しては、議論が出尽くしている点であり、ここでは要点のみを言及するにとどめたい。同法は、急場しのぎといえる三年間の時限立法であり、六カ条から成るが、その条項には「除外規定」が附され、いわゆる「抜け道が用意」されており、具体的な決定はすべて地区別協議会に委ねられているため、協議会がその適応をゆがめ「特別の地方規則および最低賃金を定めること」も可能であり、最低賃金の保証を一般に宣言するものではなかった。つまり、実際は、「政府は国家が明確に全国炭鉱賃金によって全炭鉱労働者に生活賃金を保障することを拒否し、ただ地区別に異常切羽の弊害を救済することだけを意図した⁽²⁷⁾」といえよう。しかしながら、この最低賃金立法闘争を契機として、ノーサムバーランド、ダラムの両組合がMFGBに加入し、MFGBのもとに全国の炭鉱労働者と地方坑夫組合が終結、統一されることとなり、MFGBは産業別全国組織として発展を遂げてゆく。そして、この闘いとおして、政府および全社会階層に、炭鉱労働者の団結がもつ力の大きさと、大規模なストライキがいかに国の経済機構を容易に麻痺せしめるかを知らしめることになった⁽²⁸⁾。やがて、第一次世界大戦下の英

国では、石炭は戦争のためだけではなく、資本蓄積と外貨獲得の手段としての役割を担い、炭鉱業は鉄道業や機械産業などととも、もっとも重要な位置をしめるようになった。1917年には全国の炭田が国家管理下に入った。戦時労働対策において、炭鉱業労働対策は要となるものであったが、戦時下においてMFGBは基本的に、労働者をその組織力を持って統制し、政府の、労働者に搾取を課すことで石炭増産を図り、生産の国家統制を目指そうとする戦時炭鉱労働統制に協力した。このようにして、MFGBは国家管理体制に組み込まれてゆくが、「国家の行政機構の一部」となることで、従来の地方・分散的な調停協約体制を廃し、宿願であった、「産業別全国統一交渉＝統一協約による統一的な賃金決定」を行う「賃金等全国統一的規制機構」の形成を達成する。⁽²⁹⁾

第一次世界大戦後、1921年の戦後恐慌により、炭鉱業でも失業者が増大し、失業問題は深刻化した。さらに、政府は炭鉱国管の全面解除を通告したが、これはさらなる失業増大と大幅な賃下げを意味した。かかる危機に、「産業別全国統一交渉＝統一賃金決定機構」として闘わんとするMFGBと、これを打ち破り地区別の賃金決定機構の再建を掲げる炭鉱主側との間に争議が発生し、MFGBは大規模なゼネラルストライキに入った。

政府は、「ただちに非常事態権力法を発動し、国家機構を総動員する内乱鎮圧的体制」をしき、「公然と資本家的利益を守護する強権的攻撃を展開」する。⁽³⁰⁾炭鉱労働者たちは、「三角同盟」(イギリス最大クラスの三大組合間の三角同盟)と共闘を強化して、政府や資本家の猛攻に立ち向かおうと必死にたたかったが、4月15日(金曜日)の「裏切りの(暗い)金曜日」(‘Black Friday’)と呼ばれる三角同盟の分裂・崩壊によって孤立し、結果的には敗北を余儀なくされた。この争議の結果として妥結され炭鉱労働者に強制された「1921年全国協約」⁽³¹⁾は「権力的な賃金構造」であり、この賃金協定後、さらなる賃下げ、失業者の増大に拍車がかかった。

1924年に成立した第二次ボールドウィン内閣は、1925年に旧平価での金本位制復活を強行し、輸出産業である炭鉱業はさらなる危機に立たされることとな

る。賃金・労働諸条件が一層悪化し、失業者は増加の一途をたどった。第一次世界大戦以前、イギリス炭鉱業は、市場の世界的な拡大、生産・販売の急速な拡大にひたすら頼ることで利潤を増大させることが可能であったが、実際は同産業のもつ基本構造－「寄生的で停滞的な再生産＝蓄積の構造」－は終始変わることがなく、戦中も国家管理のもとで温存された。少数の巨大企業が現れる一方、依然として多数の中小零細企業が存在し、一般的に機械化は立遅れ、技術的にも停滞していた。

同内閣は「産業合理化」攻勢により、炭鉱業の「合理化」を進め、すでに「衰退産業」となってしまった炭鉱業の起死回生を図ろうとするが、英国にはもはや設備投資による「合理化」を推進する力はなく、勢い賃金・労働諸条件の激烈な改悪によるコスト切り下げに走った。炭鉱業におけるこの危機的状態は、まさに「イギリス帝国主義の衰退の基本標識」であり、炭鉱労働者に一層の犠牲を強いる、形振りかまわぬ政府の戦闘的な「合理化」攻勢により、両者の衝突が激突し、経済闘争が大規模な政治的ストライキへと転化していくことは必死であった。⁽³²⁾

炭鉱資本はそれまでの全国協約に代わる「新全国協約制」をもって大幅な賃金切り下げを断行しようとし、1925年の7月にボールドウィン首相がこの賃下げを支持したため、総評議会が石炭輸送禁止命令を発し対抗した。政府はこの「赤い金曜日」(Red Friday)と名づけられた事件に際して、補助金の支出により一時的にゼネストを回避し、ひとまず休戦することを決めた。そして9ヶ月の準備期間を経て1926年5月1日にゼネストが決行されることになる。周到な攻撃準備をしていた政府と対照的に、総評議会産業委員会は特別な準備もない状態で、デイリー・メール社のストライキをきっかけに、ゼネラルストライキに突入せざるを得なくなった。

このゼネラルストライキは、史上空前の規模に発展し、政府の激しい攻撃や弾圧にもかかわらず労働者の団結はかたく、ますます拡大するばかりであった。⁽³³⁾しかし、激化する闘争を目の当たりにし、恐怖におののいた総評議会はゼネストを解除しようと、一方的に無条件降伏をしてしまう。こうして、5月12日に

⁽³⁵⁾あげている。

確かに、Churchと Outramの指摘どおり、イギリス炭鉱労働運動史の研究において、炭鉱夫に焦点をあてたストライキの研究というものはきわめて稀薄であったと言えよう。Churchと Outramの研究は「数年間にわたる広範囲かつ徹底的な」データ収集と一次資料(“both printed and oral”)および二次資料研究を基礎としたものであり、その主要な論点は次の引用の通りである：

How far the interactions between the various aspects of social reality can be identified and elucidated in the history of British coalmining between 1889 and 1966 is the central problem addressed in this study.⁽³⁶⁾

つまり、1889年から1966年の間のイギリス炭鉱業においては、従来注目されてきた、対立する労使〔労資〕関係という単純な図式に収まりきれない、さまざまな「力関係」というものが存在しており、それらが労使間、炭鉱主間、労働者間でいかに微妙に動き、変化してゆくかを分析するのである。

まず、1893年から1963年のストライキの公式な記録が十分に残されており、Churchと Outramはこの記録を統計学的に分析し、英国におけるストライキの重要な特徴を明らかにした。炭鉱業のストライキがもつ従来の、大規模で多くの炭鉱や地域を巻き込んだ長期間の激しい労働争議というイメージとは対照的に、実際は、非常に多くのストライキは1つの村や町や都市のなかで、あるいは1つの炭鉱で起こり、期間も短いという特徴を持ち、それゆえにこのような“the local strike”こそが「日常の」(‘ordinary’)⁽³⁷⁾ストライキと言えるものであることがわかった。実際、下記の表(Table 5.1. The geographical extent of coalmining strikes [number of strikes, Great Britain 1893-1940])⁽³⁸⁾からわかるように、第一次世界大戦以前のストライキは規模の小さいストライキが大多数であり、それらは比較的少数の炭鉱や場所で起きていた。第一次世界大戦の戦中、戦後の動乱期は、ストライキ

の10パーセントが1つの村や町や都市あるいは炭鉱という規模を超え、その中にはナショナルストライキも含まれているのであるが、この傾向はこの時期にのみに見られる特殊なものであった。したがって1921年以降は、戦前の状態に戻り、正確には戦前よりさらに“local”なストライキの割合が2パーセント増加している。

Configurations of strike activity

Table 5.1. The geographical extent of coalmining strikes (number of strikes, Great Britain 1893-1940)

Extent ^a	Period		1914-1920		1921-1940	
	Small ^b	Large ^c	Small ^b	Large ^c	Small ^b	Large ^c
Local (% of all strikes)	2,597 (94)	49 (2)	868 (85)	61 (6)	3,851 (96)	95 (2)
District	54 ^d	20	41	24	24	14
County	26 ^e	6	9	7	9	6
Sub-regional	1	8	0	3	0	5
Regional	1	8	0	11	1	5
National	0	1	0	1	0	2
Total non-local (% of all strikes)	82 (3)	43 (2)	50 (5)	46 (5)	34 (1)	32 (1)
Total (% of all strikes)	2,679 (97)	92 (3)	918 (90)	107 (10)	3,885 (97)	127 (3)

Notes:

^aLocal strikes are those that are located at a single village, town or city by the source, e.g. ‘Walbottle’, ‘West Boldon, Co. Durham’, ‘Gateshead (near)’. District strikes are those located by the source at more than one village, town or city and those that are located in an area which is not a village, town or city but which is not as extensive as a county, as defined below, e.g. ‘Raubon & Wrexham’, ‘Rhondda’, ‘Swansea Valley’, ‘Cwmnock District’, ‘South Lancs’. County strikes are those located in a county or in one of the sub-county colliery districts recognized in the industry. These include South Yorkshire, West Yorkshire, North Staffordshire, Cannock Chase, South Staffordshire, South Derbyshire, and the Forest of Dean. Yorkshire, Lancashire and Lancashire and Cheshire are treated as regions not counties. Sub-regional strikes are those located in aggregations of counties, as defined above, which are not as extensive as a region, or aggregation of regions, as defined below, e.g. ‘Derbys, Notts, Staffs, and Warwickshire’. Regional strikes are those placed by the source in South Wales, South Wales and Monmouthshire, Scotland, the North East, Yorkshire, Lancashire, Lancashire and Cheshire, the East Midlands (Derbyshire, Nottinghamshire and Leicestershire), the West Midlands (Warwickshire and Staffordshire), and aggregations of these regions falling short of Great Britain. This class therefore includes the 1893 Lock-out. National strikes are those affecting England, Scotland and Wales.

^bData for January 1901 to January 1902 are incomplete and for February-December 1902 are missing.

^cLarge strikes are defined as those directly involving more than 2,000 workers.

^dIncludes one strike of unknown size.

^eIncludes three strikes of unknown size.

Sources: 1893-1900: Board of Trade, *Reports on Strikes and Lock-outs*; 1901-2: Board of Trade, *Gazette*; 1903-40: Board of Trade (later, Ministry of Labour), *Trade Disputes: . . . Strikes and Lock-outs in 1903* and subsequent volumes, PRO LAB 34/3-20 and 39-55.

従来の通説は「お互い同じ労働者階級に属す英国全土の炭鉱夫は、その生活水準や生活環境および労働環境の類似から連帯を強め、連帯により、互いに共通の価値観が生まれ、それを共有してきた⁽³⁹⁾」というものであり、これにより、英国では伝統的に、炭鉱ストライキとは、固い絆で結ばれた炭鉱夫が常に互いに団結し、助けあい果敢に闘うものと考えられてきた。連帯という観点から考えると、確かにこれは1921年や1926年の、炭鉱夫の見事な団結を強烈に印象づけたナショナルストライキにあてはまるが、このようなストライキは稀有なもので、実際は、大多数の日常の小規模なストライキには、1つの地区や炭鉱をこえた炭鉱夫の

連帯や互助というものは存在していなかったことがわかった。つまり従来の通説では、統一や連帯の象徴ともいえるこのようなナショナルストライキと、他からの援助なしで闘う大多数のセクト的なストライキの並立を説明できないことになる。⁽⁴⁰⁾

そこで、ChurchとOutramは社会学者E.デュルケムの「社会的連帯」の理論(“Durkheim's theory of social solidarity”)をもとに、それまで労使間の闘争という側面からしか捉えられてこなかったストライキを、あらたに、労働者間の連帯という側面から研究している。デュルケムの有名な「機械的連帯」(‘mechanical’ solidarity)および「有機的連帯」(‘organic’ solidarity)について、次のように説明がなされている⁽⁴¹⁾：前者は類似による連帯で、この連帯に対応する法(laws)は‘repressive’な法であり、この法で罰せられるのは共通の価値観を犯したもので、社会生活の規則や道徳を破ったものであり、誰によっても分け隔てなく執行されるものである。後者は分業による連帯で、この連帯に対応する法(laws)は‘restitutive’な法であり、この法は刑罰をとまなう贖罪的なものではなく、単に「原状回復」的なものであり、「特定の諸官吏」すなわち司法官、弁護士等によって執行されるものである。⁽⁴²⁾

ChurchとOutramは、1910年以降、炭鉱労働組合運動をイギリス労働組合運動の主力へと導き、組合員の強力な統一と団結でナショナルストライキを闘ったMiners’ Federation of Great Britain (MFGB)が、「有機的連帯」(‘organic’ solidarity)のひとつの例であると論じている。⁽⁴³⁾ MFGBは一部の地域や炭鉱などの局地的な利益のために援助を行う組織ではなく、組合員全体の利益を追求する組織であり、ストライキへの支援はそれが全体の利益に合致する時のみ行われるものであった。つまり、労働者の賃金や労働条件の向上、組合存続のための統一組織の維持、炭鉱主の組合との交渉など、組合員の共通の目的達成のために大規模な行動を起こすには、個別の利益を主張するそれぞれの地域への援助を拒絶する必要があった。このような「有機的連帯」が形成されるには、通常「組織や制度や人脈などの‘social capital’」が十分に確立されていること、連帯をつくりあげるための時間があること、そし

て利益に反する事柄もそれを全体の利益のために受け入れる協調⁽⁴⁴⁾が必要であるが、これらはまさにMFGBの成立の条件と一致する。

一方、一般的な小規模なストライキにおいては、連帯が形成されていない状態での闘いがほとんどであったが、炭鉱夫たちはこのようなストライキは自分たちの一地区の利益のためにだけ闘うものとして、ナショナルストライキとは区別しており、MFGBからの援助は期待していなかった。このようなストライキの中には「機械的連帯」(‘mechanical’ solidarity)の例となるような、同じ価値観を共有するコミュニティの連帯により自然発生的に起こったストライキというものもあるが、このようなタイプのストライキはまれである。⁽⁴⁵⁾ そして、日常の小規模のストライキの中にも、「有機的連帯」の例となるストライキも存在し、その場合の連帯は、主に各地の組合が中心となり形成されたが、集団的な感情や価値観も基盤としつつ、地域の活動家や教会、個々人も連帯の形成の過程において重要な役割を果たしながら、形成された連帯であった。⁽⁴⁶⁾ つまり、「ナショナルストライキでも、ローカルなストライキでも、そこに見られる連帯とは、炭鉱夫の全国レベルの指導者や地方の指導者たちがそれぞれ何代にもわたって、審議のもと、計画的につくりあげてきたもの」である⁽⁴⁷⁾ことがわかる。このような連帯は、日常の近親者同士の団結の延長として自然に立ち上がってくるのではなく、社会的、文化的に形づくられたものである。

ストライキとは労使間の闘争であるばかりではなく、「炭鉱夫の連帯」の場であることが、ChurchとOutramによってしめされ、両者の研究から、この「炭鉱夫の連帯」とは、実際は非常に複雑なものであり、伝統的にイメージされてきた、共通の経験、価値観を共有する「炭鉱夫の連帯」とは明らかに異なっていることがわかった。さらに、ChurchとOutramは統計学的な分析をとおして、このイメージを長いあいだ支えてきた、「お互い同じ労働者階級に属す英国全土の炭鉱夫は、その生活水準や生活環境および労働環境の類似から連帯を強め、連帯により、互いに共通の価値観が生まれ、それを共有してきた」という既成概念は、実は「神話」にすぎなかったことを実証する。

miners. They are undoubtedly feeling the strain of inactivity acutely, but are putting up with it, and such privation, as there are, with the best of good humour – a good humour is a very great gift to us all. Particularly a high tribute must be paid, in my mind, to the wives and mothers of men.

1926年のゼネストストライキが解除された後も、孤立した炭鉱夫たちは闘いつづけていた。この記事は、ちょうどその時期にヨークシアの西にある町を訪れた一人の芸術家、Steven Spurrierが、この土地や炭鉱夫に対して抱いた率直な印象をまとめたものである。このなかで、“one goes to a fresh country with a fresh eye and mind open for the things out of the ordinary, coupled with the spirit of adventure. . .”と書かれているように、Spurrierにとっては炭鉱の町も炭鉱夫もまったく未知なものであり、異国を訪れ、異邦人に会う時のような気持ちでこの地を訪れたことがわかる。まず彼は、この地が美しい土地であることに非常に驚き、次に、炭鉱夫たちが落ち着いていて静かであること、苦境の中でもユーモアを失わずにいることに深い印象を受ける。

この記事からわかることは、Spurrierが受けた衝撃、つまり彼が想像していたであろう炭鉱の町や労働者たちと実際のそれとが大きく違っていたという記述は、おそらく、この記事を読んだ当時の『イラストレーテッド・ロンドンニュース』の読者にとっても、大きな驚きであったはずだということである。英国社会では「好戦的な炭鉱夫」(‘militant’ miners)というステレオタイプが定着しており、「炭鉱夫とは、集団で孤立したコミュニティで共に働く、プロレタリアートであり、その労働のあり方や孤立により、ストライキを頻繁に、執拗に激しく戦うようになってしまった者たち」と信じられていた。

日本ではまだその研究に対する議論が全くなされておらず、ChurchとOutramの研究が、膨大な一次資料分析と社会学の理論に拠る分析を通して、炭鉱夫＝「好戦的な炭鉱夫」(‘militant’ miners)という伝

統的な坑夫像をくつがえしたのである。

さらに、ChurchとOutramの詳細なデータ分析により、従来、歴史研究者たちが研究の対象にしてこなかった、日常の小規模なストライキこそ、英国で起こったストライキの大部をしめていたことが明らかにされた。さらに、デュルケムの『社会的連帯』の理論を基に、ストライキとは労使間の闘争であるばかりではなく、「炭鉱夫の連帯」の場であることが示され、ストライキへのより深い理解が可能になった。

しかし、なぜこれほどまで、ストライキの本質が理解されず、炭鉱労働者への理解が著しく歪められてきたのであろうか。ChurchとOutramはこのことに関して、先行研究の問題点とは別の、他の理由も示唆している。二人が、次の引用の中で指摘するように、イギリス炭鉱業のストライキの記録は、権力者にとって、とりわけ国家機関にとって非常に‘problematic’なものであったのである：“we wish to emphasize how ‘problematic’ the industry’s strike record has appeared to those in positions of power, and in particular to the organs of the state.”⁽⁵⁰⁾

そしてChurchとOutramは、19世紀後半から、「政府により（あるいは政府のために）労使関係の研究がなされてきたが、常に、問題の原因を十分につきとめ説明することができなかった」こと、ストライキの原因は労使それぞれの不平不満‘grievances’であり、それらを取り去れば問題は解決するであろうなどという、理論的な裏づけが全くない研究報告が、まことしやかになされていることなど具体例をあげながら言及している。⁽⁵¹⁾

つまり、「ストライキ」や「炭鉱労働者」についての言説を巧みにコントロールし、抑圧するような力が、社会のなかで働いていたと考えられる。そして、1926年のゼネラルストライキにおいては、それらの力関係が、もっとも露骨なかたちであらわれたといえよう。ゼネスト抑制機構を発動した政府は、警察や軍隊を動員し、さらにOMSも管理下に置き、労働者に対して思想攻撃も含め激しい弾圧を行い、BBCをはじめ報道機関もこれに加担し、一般市民までも臨時警察として協力したのである。

これまで見てきたように、炭鉱業は、強力な海運

力を背景に、ヨーロッパのどの国よりも急速な経済成長を成し遂げた英国のまさに基幹産業であり、重要な輸出産業として急激に成長した。しかし、同産業の構造的な問題もあいまって、衰退の途をたどっていた大英帝国の抱える矛盾がとりわけ集中して現れる場でもあった。したがって、イギリス炭鉱業に見られる、さまざまな「力関係」が、さまざまな関係性のなかで、いかに微妙に動き、変化してゆくかを分析した Church と Outram の研究は、当時の英国社会における制度および権力の分析としても、きわめて重要な研究であるといえよう。

史上空前のゼネラルストライキ、そして日常のおびただしい数のストライキを前にしても、文学のテキストは沈黙を守り、唯一 D.H.Lawrence のテキストに、わずかの痕跡をたどることができるだけである⁽⁵²⁾。文学のテキストにおいても「ストライキ」や「炭鉱労働者」がほとんど表面にあらわれてこないのは、ここでも同様の、あるいは別の、「権力の装置」が働いているからであろうか。この問題については別稿にゆずりたい。

注

¹ 1830～1913年の出炭高の推移については下記の表を参照されたい。Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, (Oxford: Oxford Univ. Press 1986), p. 3.

Table 1.1. *Estimates of UK coal production, 1830-1913, by mining region*
(million tons, average per annum per quinquennium)

	1830-4	1835-9	1840-4	1845-9	1850-5	1855-9	1860-4	1865-9	1870-4	1875-9	1880-4	1885-9	1890-4	1895-9	1900-4	1905-9	1910-13	
Scotland	3.2	3.8	4.6	6.1	8.1	9.9	12.0	13.9	15.9	18.4	20.4	21.7	24.8	29.6	34.1	38.6	41.3	
North-east	7.1	8.4	10.0	12.0	15.2	17.4	20.9	25.8	31.2	36.1	36.1	36.2	38.8	43.3	46.8	53.1	54.2	
Cumberland	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	1.3	1.4	1.2	1.4	1.8	1.7	1.7	2.0	2.1	2.2	1.8	
Lancashire	4.2	4.9	6.0	7.5	9.6	11.2	12.8	13.7	15.8	18.6	20.3	21.6	21.9	24.0	24.8	24.9	23.9	
and Cheshire	0.6	0.7	0.7	1.0	1.4	1.6	1.8	2.2	2.5	2.3	2.6	2.6	2.9	3.0	3.1	3.3	3.4	
North Wales	3.0	3.5	4.4	5.4	6.7	8.5	9.2	9.9	13.6	15.7	18.6	20.1	21.5	24.7	28.1	33.7	33.9	
Yorkshire	1.8	2.0	2.4	2.9	3.4	4.4	6.0	7.2	9.7	12.1	14.5	16.3	18.5	21.6	25.9	30.1	31.2	
East Midlands	5.9	6.9	7.8	9.2	10.9	11.5	13.0	15.2	16.8	15.6	16.6	16.4	17.0	17.5	18.1	19.4	20.3	
West Midlands	4.8	6.0	7.1	8.7	10.6	13.2	14.3	15.1	16.5	16.7	23.4	26.0	30.8	33.9	41.1	48.2	51.5	
South Wales	0.8	0.9	1.0	1.1	1.4	1.5	1.8	2.0	2.0	1.9	2.1	2.2	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	
South-west																		
Total (tons) ^a	32.0	37.8	44.7	55.9	68.4	80	92.5	106.4	123.3	133.6	156.4	161.2	180.3	201.9	217.4	216.1	271.0	
(tonnes)	32.5	38.4	45.4	56.8	69.5	81.3	94.0	108.2	125.3	136.3	158.9	167.8	183.2	205.1	231.0	260.2	275.3	
Annual compounded rate of growth (%)	(1835-39)	(1831-37)	(1837-47)	(1847-54)	(1854-66)	(1866-73)	(1873-83)	(1883-90)	(1890-1900)	(1900-7)	(1907-13)							
	2.1	3.2	3.6	4.8	2.8	2.9	2.5	1.5	2.2	2.0	1.8							

^a Including Ireland.
Sources: See Appendix 1.1.

² 1912年にはバンカー炭を含めた輸出は世界総輸出高の47%弱をしめ、他国を凌駕していた(相沢与一『イギリスの労資関係と国家』、未来社、1978、58頁参照)。なお、イギリスの石炭輸出市場に関しては、下記の表を参照のこと。Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 35.

Table 1.8. Destination and origin of British coal exports, 1830-1913 (per cent of total exports)

	1830	1850	1870	1890	1913
<i>Destination</i>					
Russia	5.3	7.0	7.2	5.0	8.0
Scandinavia	1.7	3.1	5.6	7.7	9.6
Denmark	19.8	8.8	6.1	4.5	4.3
Germany	18.7	17.1	13.9	11.1	11.7
Holland and Belgium	4.5	4.8	4.6	3.7	5.3
France	10.3	18.3	18.1	16.9	17.2
Iberia	2.8	7.7	6.8	10.0	7.4
Mediterranean	2.5	9.7	6.7	18.2	17.5
Africa	1.2	2.4	4.5	8.2	7.9
North America	22.0	10.3	7.4	2.1	0.3
South America	0.7	4.5	5.6	6.5	9.9
Asia/Australasia	0.5	4.5	5.8	5.7	1.1
<i>Origin</i>					
Scotland	9.3	10.0	11.4	14.4	13.9
North-east	68.8	64.9	47.2	31.4	30.6
East Coast	1.5	2.0	4.3	7.9	12.3
South Coast	4.5	2.4	0.6	0.2	0.4
Bristol Channel	2.6	12.5	31.6	44.0	41.8
North-west	13.9	8.0	4.9	2.1	1.0

Sources: Annual Statements of Trade; Mineral Statistics.

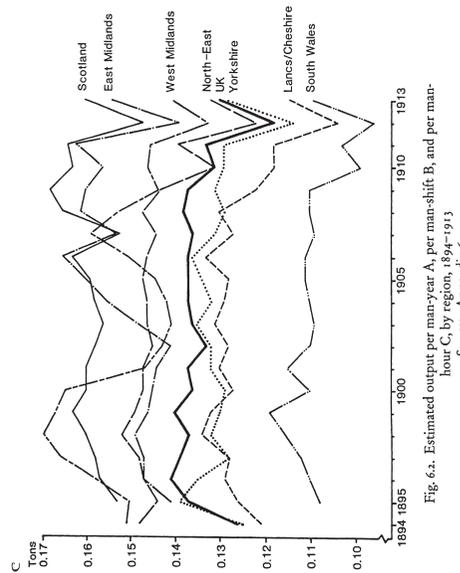


Fig. 6.2. Estimated output per man-year A, per man-shift B, and per man-hour C, by region, 1894-1913
Sources: Appendix 6.1.

³ 山本尚一「イギリス炭鉱業の基礎構造」(『香川大学経済論』43 (1~3)、1970年)、79頁。

⁴ Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 758.

⁵ スティーブン・ハウ(見市雅俊 訳)『帝国』岩波書店、2003年、177頁。

⁶ 山本尚一、110頁。

⁷ 相沢与一『イギリスの労資関係と国家』未来社、1978年、95頁参照。山本尚一、79 - 80頁。地域による労働者1人1時間あたりの生産高の違いについては下記の表を参照。Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 476.

⁸ 吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』、ミネルヴァ書房、1974年、189頁参照。

⁹ 小笠原幸一「イギリス労使関係における調停・仲裁制度—1870～90年代の炭鉱業の場合」(『社会経済史学』53(4)、1987年)、78(526)頁。なお、Sliding Scaleに関して、Churchは*The History of the British Coal Industry*において、次のように説明をしている：“The owners’ victory was accompanied by the introduction of a sliding scale, but the inclusion of minimum rates proved a serious limitation upon the ability of owners to press for the most favourable wage agreements possible when coal prices entered their dramatic decline from 1876.” p. 665. 参照。

¹⁰ 相沢与一、57頁参照。

¹¹ 山本尚一、80 - 88頁。輸出地区を東北地区、サウス・ウェールズ地区、スコットランド地区、国内市場地区を東中部地区、西中部地区とし、それぞれの地区の自然的、市場的特質がまとめられている。

¹² 吉村朔夫、190頁。自然条件と出来高賃金率についての詳細は同書、189 - 190頁参照。なお1890 - 1913年の坑夫賃金に関しては、Roy Church, *The History of the British Coal Industry*の7章、i. Wages, earnings, and the cost of livingを参照されたい。

¹³ Roy Church and Quentin Outram, *Strikes and Solidarity: Coalfield Conflict in Britain 1889-1966* (Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1998), p. 261. 参照。

¹⁴ *Ibid.*, p. 18.

¹⁵ 栗田健『増補 イギリス労働組合史論』未来社、1978年、46頁。

¹⁶ Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 737.

¹⁷ 小笠原幸一、(528) 80頁。R.C. on Labour, Digest of Minutes of Evidences, Group A, Vol. III, c.6708-I, 1892, pp. 389-390. 参照。

¹⁸ 1893年のストライキの詳細については、Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, pp. 736-741 および相沢与一、127-135頁参照。

¹⁹ 相沢与一、133頁。

²⁰ Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 740. 参照。A.R.Griffin, Page Arnot, Challinorらの研究者は賛成派である。

²¹ Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 740.

²² *Ibid.*, p. 740.

²³ 小笠原幸一、(516-518) 68-70頁参照。

²⁴ Roy Church, *The History of the British Coal Industry*, p. 737.

²⁵ 相沢与一、162頁。

²⁶ R. Page Arnot, *The Miners: Years of Struggle* (London: George Allen & Unwin Ltd), p. 102.

²⁷ 相沢与一、*op.cit.*, p. 207. 最低賃金法の問題点に関しては、R.P.Arnot, *op.cit.*, pp. 90-122, G.D.H.Cole, *Labour in the Coal Industry*, p. 13以下、Roy Church, *op.cit.*, pp. 741-746. , 相沢与一 *op.cit.*, pp. 204-217. 、吉村朔夫, *op.cit.*, pp. 206-207. 参照。

²⁸ 相沢与一、256頁。

²⁹ 相沢与一、265-266頁。

³⁰ 相沢与一、311頁。

³¹ 「1921年全国協約」に関しては、相沢与一、314 - 316頁参照。

³² 吉村朔夫、261頁。

³³ 政府機関紙『ブリティッシュ・ガゼット』は「ゼネストは議会にたいする挑戦であり、アナーキーと破滅

への道である」という首相からのメッセージなどを載せるなど、毎号激しい思想攻撃を行っていた。さらに、ゼネスト崩壊直後の、5月15日の『イラストレーテッド・ロンドンニュース』では、ゼネラルストライキの様子を生々しく伝える、大砲や装甲車の写真、それらで装備された軍隊の写真、大挙する労働者の写真、群集を蹴散らす警察官たちの写真、逮捕されるや労働者の写真などが載せられ、写真の下に“The Prime Minister praised, in a broadcast message, the devotion, courage and patience of the Navy, Army, Air Force, and Police throughout the country”というコメントがつけられている。このような報道を前に、一般の国民が、炭鉱労働者に対し、武力行使により抑えなければならぬほど好戦的な炭鉱夫たちというイメージを、さらに強く持つに至ったことは想像に難くない。

³⁴ 相沢与一、397頁。

³⁵ Roy Church and Quentin Outram, “Mining strikes and ‘militant miners’: contemporary perceptions and empirical expositions,” pp. 1-5. 参照。

³⁶ Roy Church and Quentin Outram, p. 8.

³⁷ Roy Church and Quentin Outram, p. 94. および p. 100 参照。日常のストライキについて Church and Quentin は次のように簡潔に述べている：“the domestic sectionalism indicated by low strike participation rates was the long-term historic norm in the industry” (100).

³⁸ Roy Church and Quentin Outram, p. 77.

³⁹ Roy Church and Quentin Outram, p. 216. 参照。

⁴⁰ Roy Church and Quentin Outram, p. 117. 参照。

⁴¹ Roy Church and Quentin Outram, p. 15. 参照。

Church と Outram は、本来ストライキとは、労働者と使用者の間の争議という側面と、労働者間の連帯の機会という2つの側面を併せ持つものであるにもかかわらず、従来ストライキ=労働者と使用者の間の争議と捉える研究しかなかったため、ストライキを労働者間の連帯の機会という観点からも研究することの必要性を指摘している。

⁴² Roy Church and Quentin Outram, p. 101. 参照。「機械的連帯」に関しては、“Repressive sanctions result from

insults to collectively held values, 'are administered in a diffuse way by everybody without distinction' and consist of inflicting some harm on the wrongdoer." と、一方「有機的連帯」に関しては "Restitutive sanctions 'do not necessarily imply any suffering on the part of the perpetrator, but merely consist in *restoring the previous state of affairs*, re-establishing relationships that have been disturbed" と説明されている。

⁴³ Roy Church and Quentin Outram, p. 106. 参照。MFGB は「有機的連帯」でありながら、原状回復的制裁ではなく、追放 ('expulsion') というかたちをとり、反抗的な組合員は組合から排除されたと Church と Outram は論じている。

⁴⁴ Roy Church and Quentin Outram, p. 116.

⁴⁵ このような「機械的連帯」 ('mechanical' solidarity) の例となるストライキに関しては、1902年にサウス・ヨークシャーの Denaby Main で起こったストライキ ('the 1902 'bag-dirt' strike') がその一例として挙げられているが、このストライキで炭鉱夫は敗北したこと、「コミュニティは組織の代わりにはなりえない」ということが言及されている。Roy Church and Quentin Outram, pp. 109-111. 参照。

⁴⁶ Roy Church and Quentin Outram, p. 131.

⁴⁷ Roy Church and Quentin Outram, p. 131. および p. 262. 参照。

⁴⁸ Roy Church and Quentin Outram, p. 261.

⁴⁹ Roy Church and Quentin Outram, p. 261. 参照。

⁵⁰ Roy Church and Quentin Outram, p. 2.

⁵¹ Roy Church and Quentin Outram, pp. 2-5. 参照。

⁵² 拙稿 "The Role of Industrial Disputation in the Writing of D.H.Lawrence" 『人間科学』第23巻1号 参照。

【参考文献】

相沢与一 「英国炭鉱業における全国協約と産業合理化 - 第一次大戦後英国労働者階級の炭鉱合理化反対斗争」 『研究年報経済学』21(3)、1960年。

_____ 「英国における1912年炭鉱最低賃金法の成立」 『研究年報経済学』21(4)、1960年。

_____ 「第一次世界大戦下イギリス炭鉱業の国家統制と労働運動」 『商学論集』43(3)、1974年。

_____ 『イギリスの労資関係と国家』 未来社、1978年。

Alexander, Jeffery C. and Philip Smith., ed. *The Cambridge Companion to Durkheim*. Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2005.

Annot, R. Page. *The Miners: Year of Struggle: From the Year 1910 Onwards*. London: George Allen and Unwin, 1953.

Askwith, George Rankin(Lord). *Industrial Problems and Disputes*. London: John Murry, 1920.

Church, Roy, ed. *The Coal and Iron Industries:1830-1913 Victorian Pre-eminence*. Oxford: Blackwell, 1994.

_____. "Edwardian Labour Unrest and Coalfield Militancy, 1890-1914." *The Historical Journal* 30, 4 (1987) : 841-857.

_____, and Andrew Godley, ed. *The Emergence of Modern Marketing*. London: Frank Cass, 2003.

_____. *The History of the British Coal Industry*. Oxford: Oxford Univ. Press, 1986.

_____, and Quentin Outram. *Strikes and Solidarity: Coalfield Conflict in Britain 1889-1966*. Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1998.

Cole, G.H.H. *A Short History of the British Working-class Movement 1789-1947*. London: George Allen and Unwin, 1960.

- Durkheim, Emile. *Division of Labour in Society*. Trans. George Simpson. New York: Free Press, 1964 [1933]. (井伊玄太郎訳『社会分業論』上・下、講談社、1989年。)
- Greasley, David. "Fifty Years of Coal-mining Productivity: The Record of the British Coal Industry before 1939." *The Journal of Economic History*, Vol. L, 4 (1990): 877 - 902.
- Griffin, Alan R. *Mining in the East Midlands 1550-1947*. London: Fran Cassell, 1971.
- Harrison, Royden, ed. *Independent Collier: The Coal Miner as Archetypal Proletarian Reconsidered*. New York: St.Martin's Press, 1978.
- Hobsbawn, E.J. *Labouring Men: Studies in the History of Labour*. London. George Weidenfield and Nicholson, 1964. (鈴木・永井訳『イギリス労働史研究』、ミネルヴァ書房、1968年。)
- Howe Stephen. *Empire: A Very Short Introduction*. Oxford: Oxford Univ. Press, 2002 (見市雅俊訳『帝国』、岩波書店、2003年。)
- Jaffe, James A. *The Struggle for Market Power: Industrial Relations in the British Coal Industry, 1800-1840*. Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1991.
- 川北稔 『工業化の歴史的前提』岩波書店、1983年。
- 川北稔・木畑洋一(編)『イギリスの歴史：帝国＝コモンウェルスの歴史』有斐閣、2000年。
- 川北稔・鈴木正幸(編)『シンボジウム 歴史学と現在』柏書房、1995年。
- 木畑洋一 『大英帝国と帝国意識』ミネルヴァ書房、1998年。
- 古賀良一 『『イギリス石炭鉱業の史的分析』若林洋夫』『社会経済史学』52 (1)、1986年。
- 小森・富山・沼野・兵藤・松浦(編)『岩波講座 文学9: フィクションか歴史か』岩波書店、2002年。
- 栗田健『増補 イギリス労働組合史論』未来社、1978年。
- 桑原莞爾 『『イギリス石炭鉱業の史的分析』若林洋夫』『土地制度史学』28 (1)、1985年。
- 前川嘉一 「イギリス炭鉱業と労働者階級 - 第一次大戦後の国有化運動をめぐって」『経済論叢』68 (6)、1951年。
- 小笠原幸一 「イギリス労使関係における調停・仲裁制度 - 1870～90年代の炭鉱業の場合」『社会経済史学』53 (4)、1978年。
- Pelling, Henry. *A History of British Trade Unionism*. London: Penguin, 1963, 1971, 1976. (大前太郎・大前真訳『新版イギリス労働組合史』東洋経済新報社、1982年。)
- "The Spirit of England - "Carry On." *The Illustrated London News* 15 May. 1926: 854.
- Spurrier, Steven. "Yorkshire Miners in Strike Time: An Artist Impressions of A Coal Area in the West Riding." *The Illustrated London News* 5 June. 1926: 962.
- Sturmthal, Adolf. *The Tragedy of European Labor*. New York: The Columbia Univ. Press, 1951. (神川・神谷訳『ヨーロッパ労働運動の悲劇』I、岩波書店、1958年。)
- 富山太佳夫 『ポバイの影に』みすず書房、1996年。
- _____ 『文化と精読』名古屋大学出版会、2003年。

富沢賢治「『イギリス石炭鉱業の史的分析』若林洋夫」
『立命館経済学』34（5）、1985年。

角山・村岡・川北（編）『産業革命と民衆』河出書房新
社、1992年。

山田茂「英国炭鉱の1912年・全国ロックアウト（1）」
『石炭評論』6（6）、1955年。

_____「英国炭鉱の1912年・全国ロックアウト（2完）」
『石炭評論』6（7）、1955年。

山本尚一「イギリス炭鉱業の基礎構造」『香川大学経
済論』43（1～3）、1970年。

吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』ミネルヴァ書
房、1974年。

若林洋夫『イギリス石炭鉱業の史的分析』有斐閣、
1985年。

メディア・リテラシー教育に対する教員の意識¹⁾ —日立市内の小中学校教員に対する調査結果の報告—

A Preliminary Survey on the Teachers' Attitude toward Media Literacy Education

石川 勝博

Ishikawa Masahiro

1. はじめに

現在、「メディアを能動的に活用する能力」育成の必要性が叫ばれている。こうした能力を指す用語を思いつくままに挙げてみると、メディア・リテラシー、映像リテラシー、コンピュータ・リテラシー、情報リテラシー、ネットワーク・リテラシー、情報活用能力などがある。

本稿では、この中でも最も一般的となりつつある「メディア・リテラシー」を用いる。リテラシーとは、識字能力のことであり、メディア・リテラシーを直訳すれば、「メディアの読み書き能力」となる。この場合のメディアとは、マス・メディアを指すことがほとんどであった。よって、従来のメディア・リテラシーは、マス・メディアから一方的に送られるメッセージをいかに解釈するかという意味合いが強かった。

近年では、コンピュータ（含むインターネット）やケータイが身近なメディアとなっており、我々の生活において重要な役割を果たしている。これら相互作用性を持つメディアによって、我々は単なる受け手ではなく、送り手としての表現者にもなりうるようになった。そこで、「メディアを使って表現する能力」も含まれるなど、メディア・リテラシーの概念は多義的になっている。例えば鈴木（2004）は、1.メディアを主体的に読み解く能力、2.メディアにアクセスし活用する能力、3.メディアを通じてコミュニケーション

する能力と分類している（pp. 258-259）。

メディア・リテラシーは、主に視聴覚教育・教育学、マス・コミュニケーション研究、図書館情報学などで研究されている。視聴覚教育・教育学におけるメディア・リテラシー（1980年代はコンピュータ・リテラシーと呼ばれる）の定義として、坂元（1986）によるものがある。彼によれば、コンピュータ・リテラシーにはメディア特性の理解力、批判能力「わかる」、メディアを選択して利用する能力「つかう」、メディアを構成したり、作成したりする能力「つくる」の3側面がある。マス・コミュニケーション研究では、「メディア・リテラシー」の語が用いられ、能動的受け手研究に基づく「クリティカルな（批判的）視聴能力」の意味で捉えられることが多い（鈴木、2000など）。図書館情報学では、「メディア・リテラシー」よりも「情報リテラシー」の語が一般的であり、情報検索能力と同義に用いられることが多い（情報学事典, 2002；山内, 2003）。このように、メディア・リテラシーの概念は各研究領域によって様々な形で捉えられている。さらに、十分に定義がされないまま用いられている場合も多い（山内, 2003）。

その一方、教育現場では、「メディア・リテラシー教育」よりも「情報教育」の語が用いられているようである。例えば、学習指導要領には「メディア・リテラシー」の語は見られず、高等学校のコンピュータ

を教える科目は、「情報」となっている。中学校では、技術の半分を占めるコンピュータに関わる単元は、「情報とコンピュータ」とされている。小学校には、直接、「情報教育」をうたう科目は存在しない。その代わりに、「総合的学習の時間」の一環としてのコンピュータに関する教育が行われる場合がある。ここでも、「情報教育」が用いられることが多い（教科書研究センター, 2001）。

こうした「情報関連」科目の充実に加えて、教育現場のインフラも整備されている。『平成17年度情報通信白書』によれば、公立学校における教育用コンピュータの整備は、平成15年度は児童生徒8.8人に一台である。公立学校におけるインターネット接続率は99.8%に達し、ほぼすべての公立学校がインターネットに接続している。さらには、平成15年度の時点で公立学校におけるコンピュータの利用が可能な教員の割合は93.0%、コンピュータを利用したの教科指導が可能な教員の割合は60.3%となっている（同書,p.183）。

こうした数字からすると、情報教育の未来は明るそうであるが、ことはそう簡単ではない。公立学校を対象とした「2004年度学校放送の利用状況調査」の結果は、それを示唆するものである（小平と西村, 2005; 小平, 2005）。例えば、小学校では「児童自身が授業でネット上のコンテンツを利用」、「他校とインターネットを使って交流」といった項目への同意は、2002年度と比較して有意に減少している（小平と西村, 2005）。この結果は、ハード面での整備が先行する中、活用に向けた教員の情報提供や研究の準備が進んでいないことの影響と解釈されている。

現在、ネット詐欺、出会い系サイトなど、インターネットやケータイなどを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれることが問題視されている。子どもたちがこれらに対応できるようになるためには「メディアを能動的に活用する能力の1つとしての情報モラル」を育成すべきとの声が上がっており、教育現場ではいかに取り組むかが問題になっている。

こうした社会状況を反映して、筆者は日立市視聴覚センターにて、日立市内の小中学校の教員を対象とした「教員のための情報モラル講習会」で講演をする機会を得た。先に述べたように「メディア・リテラシー

教育」の語は教育現場では一般的ではないが、筆者の専門であるマス・コミュニケーション研究におけるメディア・リテラシー教育の成果を教育現場に取り入れて、情報モラル育成の教育を検討する必要性を提言した。それと共に、現場の教員のメディア・リテラシーに対する意識の実態を明らかにする調査を実施した。本稿では、その調査の結果を報告したい。

2. 調査

2.1. 調査の手続き

2005年2月3日に、日立視聴覚センターでの「教員のための情報モラル講演会」の参加者に質問紙を配付し、講演開始前に一斉に回答させた。出席者は、校務として参加した教員や、情報教育に熱心であるが故に出席している教員など様々のようである。よって、今回得られたデータはランダムサンプリングに基づくものではなく、一般化には問題があることをお断りしておきたい。

参加者41名のうち回答者は39名であり、回収率は95.1%となった。その内訳は、表1に示すとおりである。なお、回答者の性別は、男性33名、女性6名となった。年齢は、27才から57才までであり、平均は39.11才である。

表1 回答者の内訳（勤務先と担当教科）

	小学校	中学校	その他	合計
社会	2	2	1	5
数学	0	3	0	3
理科	1	4	0	3
技術	0	6	0	6
英語	0	1	0	1
全教科	5	0	0	5
全般（技・数）	1	0	0	1
無回答	12	1	0	13
合計	21	17	1	39

小学校教員21名のうち、担当教科に無回答の者が12名と最も多い。全教科、全般担当との回答が6名見られたことから察するに、全教科担当のため、敢えて、教科名を記述しなかったためと思われる。中学校教員では、17名のうち技術家庭科が6名と1/3強を占めている。この6名は、家庭ではなく技術の担当である。これは、中学校の技術の指導内容の約半分が、「情

報]であることが関連していると考えられる。次いで、理科、数学の順になっている。

以下、調査票での質問順に結果を示す。今回の調査は、メディア・リテラシー教育についてどのような意識を持っているのか、実態を明らかにすることが目的であるので、自由記述が多くなっている。

2.2. 質問1 (自由記述) への回答

「メディア・リテラシー教育という言葉から、どういった内容を連想なさいますか?」という質問に自由記述で回答させた。39名のうち38名の回答が得られた。

ここでは、情報(29回)、コンピュータ(13回)と言った語が頻繁にみられた。メディア・リテラシー教育は、情報教育、コンピュータに関する教育と同義に捉えられているようである。

その内容を、視聴覚教育や教育工学、メディア・リテラシー教育、情報教育で扱われている教育目標の概念を参考に分類を試みた(これは以下の質問についても同様である)。その結果、「情報検索・情報活用能力の育成」、「情報モラル・マナーの育成」、「メディアに関する教育(メディアについて学ぶことが教育目標)」、「メディアを使った教育(何らかの教育目標の達成のためメディアを用いる)」、「総合的な概念として捉えている」に分類された。

「総合的な概念として捉えている」とは、記述内容に複数の概念が含まれ、総合的な意味でのメディア・リテラシー教育を意味すると判断されるものである。ここに分類された記述が、12名分と最も多い。これは、メディア・リテラシー教育が多様な側面からなる複合概念と解されているためと解釈できる。次いで、情報モラル・マナーの育成が、9名であった。これは、講習会のタイトルが、「情報モラル講座」であったこと大きいであろう。なお、自由記述に続く括弧内は、所属と担当教科である(以下の質問についても同様)。

総合的な概念として捉えている (12名)

- ・著作権、コピーライトについて。インターネットを利用するに当たってのマナー、書き込みの内容、個人の情報の扱い、利用するサイト (小学校)

- ・メディアへの接し方を教える、メディアの特性を教える、メディアの正しい使い方を教える (小学校)
- ・情報モラル、著作権、ネチケット、インターネットの活用、情報活用(選択)能力 (小学校)
- ・情報教育、コンピュータ教育、情報モラル (中学校・技術)
- ・便利さと危険性、著作権、判断 (小学校)
- ・読み書き、使いこなし、対応力 (中学校・英語)
- ・今日、はじめて聞きました。すみません。情報モラルやメディアを使っていく力など総合的なものかなと思います (中学校・数学)
- ・情報活用教育、モラル教育、総合的に情報を活用していく (中学校・理科)
- ・学校と社会とのつながり、児童生徒あるいは教職員と保護者のプライバシーの保護・侵害、健全な情報収集整理能力の育成、コミュニケーション能力の育成、教育工学、道徳との関連、総合的な学習との関連、氾濫するカタカナ用語 (中学校)
- ・メディアの活用能力(いろいろな機器の操作、情報活用のモラル、各種メディアを自分にどう取り入れるか、どう使うか) (小学校・全教科)
- ・パソコン、視聴覚機器を使うことで学習していくこと、また情報を活用する力 (小学校・理科)
- ・情報を伝えたり、受けたり、表現したりする方法、機器を活用していく能力 (その他・社会)

情報モラル・マナーの育成 (9名)

- ・IT、情報モラル (小学校・全教科)
- ・情報モラル (小学校)
- ・情報モラル、マスコミ (小学校)
- ・モラル (小学校・全般、技術、数学)
- ・モラルやきまり、自分が知らない世界での注意すること、モラル (小学校・全教科)
- ・モラル、ルール (小学校・全教科)
- ・情報機器を利用する際の道徳心、モラル (小学校・社会)
- ・コンピュータ、携帯電話、情報、情報モラル (中学校・理科)
- ・あまり、はっきりしたものが自分の中に思い浮かばない。モラルみたいなモノですか、マナーみたいな

モノですか、という感じとしか思い浮かばない（中学校・技術）

メディアに関する教育（7名）

- ・ コンピュータを使いこなすというイメージ（中学校・数学）
- ・ 情報機器を活用する能力（小学校）
- ・ コンピュータ関連（小学校）
- ・ 情報一般、コンピュータ、メールなど（小学校）
- ・ ITやコンピュータ、ケータイ（中学校・技術）
- ・ 情報教育、コンピュータ（小学校・全教科）
- ・ パソコン、インターネットその他、高度情報化社会で生活するために不可欠な教育（小学校・社会）

情報検索・情報活用能力の育成（3名）

- ・ パソコンを使っての情報収集、インターネットの利用（中学校・理科）
- ・ 情報を収集する能力、情報を選択する能力、情報を活用する能力、コンピュータなどの情報活用能力を育てる教育（小学校）
- ・ 情報を活用する能力を育てること（中学校・技術）

メディアを使った教育（3名）

- ・ コンピュータやテレビ放送、ビデオなどを使った教育（中学校・技術）
- ・ 視聴覚機器（パソコンやビデオなど）などを活用した教育実践（中学校・社会）
- ・ メディアの使用（小学校）

イメージがわからない（3名）

- ・ 正直、この言葉はあまり使ってませんので、何もイメージできません（中学校・理科）
- ・ リテラシーということばは聞いたことは何度もあるが、意味は分からなかったので連想はできなかった。考え方を普及させるには分かりにくい横文字を使うのではなく、日本語がわかりやすいことばにおきかえたほうがいいのではと思う（中学校・社会）
- ・ はじめて聞いたことばなので、連想できません（中学校・数学）

その他（1名）

- ・ メディアの読み書き能力について学ぶこと（中学校・技術）

2.3. 質問2（多肢選択式）への回答

「生徒さんに、メディア・リテラシーに関するお話をなさったことがおありですか？」という質問に、表2に示す4つの選択肢の中から1つを選ばせた。回答の度数は、次のとおりである。授業内容に関連づけている者（15名）と、話したことはない者（14名）が多い。メディア・リテラシーについては、授業のカリキュラムの一環として話すのであって、それ以外では話す機会は少ないようである。

表2 質問2への回答結果

	小学校	中学校	その他	合計
A. 授業内容と関連づけて話したことがある	9	6	0	15
B. 授業中の雑談として話したことがある	2	1	0	3
C. 日常会話でのみ話したことがある	1	3	1	5
D. 話したことはない	9	5	0	14
E. 授業の内容に加え、雑談として話したことがある	0	2	0	2
合計	21	17	1	39

2.4. 質問3（自由記述式）への回答

質問2で、メディア・リテラシーに関して「A. 授業内容と関連づけて話したことがある」と回答した者（15名）に、どの教科で話をしたのかを、複数回答可として質問した。その結果を表3に示す。総合的な学習の時間（9）、技術（7）という回答が目立つ。それに次ぐのは、社会（3）、道徳（3）となっている。この結果からすると、メディア・リテラシーは、小学校では総合的な学習の時間で、中学校では技術で教えられていると捉えられる。複数回答可としたために、回答者の総数と度数は一致しない（表3）。

表3 メディア・リテラシーに関する話しをした教科 (複数回答可)

	小学校	中学校	その他	合計
国語	2	0	0	2
社会	3	0	0	3
数学	0	1	0	1
理科	1	1	0	2
生活	1	0	0	1
技術	0	7	0	7
英語	0	1	0	1
図工	1	0	0	1
総合的な学習の時間	9	0	0	9
道徳	1	2	0	3
学活	0	1	0	1
特定せず	1	0	0	1

2.5. 質問4 (自由記述式) への回答

質問3において、児童・生徒に何らかのかたちでメディア・リテラシーについて話したことがあると回答した者(A,B,C,Eのいずれかに回答をした25名)を対象に「メディア・リテラシーに関してお話をなした内容をお答え下さい」という質問をした。質問3で「D. 話したことはない」と回答したにも関わらず、この質問に回答した者が1名いたため、総数は26名となった。頻出したのは、総合的な内容(8)、情報モラル・マナー(7)といった回答であった。総合的な内容とは、複数の側面からなる記述を指す。具体的な内容は以下に示す通りである。なお、自由記述の前の括弧内の記述は、話をした場を示している。

質問1において、メディア・リテラシーという語からはあまり連想されなかった「情報の真偽の判断」、「著作権の保護」という具体的な回答が見られる点が興味深い。

総合的な内容(8名)

- ・(総合的な学習の時間で) 情報収集・処理・表現の仕方など、モラルについて(小学校・全教科)
- ・(総合的な学習の時間、社会、生物、図工で) インターネット使用上の注意、作品・レポートなどを作成するときの著作権の発生、PC・ケータイ使用時のマナー、犯罪性、情報を活用することの意味(小学校)
- ・(総合的な学習の時間で) 著作権について、インターネットを利用するに当たってのマナー(掲示板、

チャット)(小学校)

- ・(日常会話で) 自分の考えを表現し伝えたり、情報を受けたり、自分の考えを深めたりする方法には、いろいろなものがあり、それを充分活かしていくことが大切であると言うこと(その他・社会)
- ・(技術と学活で) インターネットや電子メールでできること、その効率の良い方法、その危険性、自分の失敗談(中学校・技術)
- ・メディア・リテラシーというものを今日はじめて知ったので、よく分かりませんが、パソコン関係の本やネチケツなどの話しは雑談の中で話しています。パソコンやIEメールなど、今や生徒たちにとって当たり前のものであり、使いこなせるようにならないと将来困ると思います。「制限を加えすぎる」ことで、何もできなくなるのではなく、使っていくうちに「それはダメ」という形式ではダメなんでしょうか? 私は自分でパソコンを組み立てたり、毎日パソコンから情報やニュースを得ているので、自分の分かる範囲で生徒に話しています(中学校・数学)
- ・(英語、学活で) メールの有用性と危険性(中学校・英語)
- ・(特定せず) 著作権や有害サイト、ウイルスに関する話を話した(中学校・技術)

情報モラル・マナーの育成(7名)

- ・(理科と総合的な学習の時間で) 情報モラルについて(中学校・理科)
- ・(技術で) 情報モラルについて(中学校・技術)
- ・(社会と総合的な学習の時間で) モラル=その場にはいない相手を思いやること(コミュニケーション能力)(小学校・全般、技術、数学)
- ・(総合的な学習の時間で) インターネットを使うときの注意点として話した。入力する際の言葉の表現に気をつけること等(小学校・全教科)
- ・(技術と道徳で) 技術では、情報モラル、情報ルールなど、道徳では、長崎の小学生殺人事件について(中学校・技術)
- ・(総合的な学習の時間と国語で) 感想の書き方、伝え方など(小学校)

- ・(技術で)情報モラルとして、インターネット上のモラル(ネチケット)について授業を行っています。テレビのニュースや新聞を読むと同じ事件でも伝え方が違うんだというような話しをした(中学校・技術)

情報の真偽の判断(4名)

- ・(技術で)メディアの情報をそのまま受け取ってしまっただけはいけないこと(中学校・技術)
- ・(特定せず)善悪に関する情報をどう判断して得るか(小学校)
- ・(総合的な学習の時間で)インターネットから情報を得るとき、それが完全に正しい情報とは限らないので、同じ内容について、2,3カ所のホームページを開く必要があること(小学校・全教科)
- ・(社会で)コンピュータの各HPに書かれたことの全てが真実ではない(正しいことではない)(小学校・社会)

著作権の保護(2名)

- ・(日常会話のなかで)人が考えて作りだした物には著作権が発生することがあるということ(小学校)
- ・(理科と総合的な学習の時間で)主に著作権(小学校)

情報検索・情報活用能力の育成(2名)

- ・(国語と総合的な学習の時間で)情報の集め方、使い方、情報活用のルールなど(小学校)
- ・(日常会話で)インターネットの利用の仕方(中学校・理科)

その他(3名)

- ・(数学で)図形の証明のなかでプログラミングについて話した(中学校・数学)
- ・(日常会話で)雑談の中で、生徒が自分の家庭でサイトを開いたので、それに対する注意など(中学校・理科)
- ・(道徳で)長崎の事件に関連して(小学校)

2.6.質問5(自由記述)への回答

ここでは「質問4でお答えになった内容を、お話し

された理由をお答え下さい」という質問に、自由記述で回答させた。メディア・リテラシー教育の必要性をどのように捉えているかを調べるためである。回答者は23名であった。

指導の理由については、質問4の内容と一見対応しない回答も見られる。例えば、情報モラル・マナーの育成は、質問4では7名であり1位だったが、質問5では、「危険性(犯罪など)を認識させるため」の5名が1位である。これは、質問4においては、広義の情報モラルと回答した者でも、その具体的教育内容については、教員によって認識が異なるためと考えられる。また、「指導要領などに盛り込まれているため」などの回答も見られた。メディア・リテラシーの指導理由は、教員によって判断が分かれるようである。

危険性(犯罪など)を認識させるため(5名)

- ・社会的に様々な犯罪や問題が起こっているため(小学校)
- ・生徒には当たり前ものだが、潜んでいる危険性が認知されていない(中学校・英語)
- ・危険にさらされてしまう可能性があることを知ってもらうため(中学校・理科)
- ・トラブルを出したくないから(中学校・技術)
- ・自分を守るために必要な知識と考えている。モラルやマナーが悪いと九州の小学生のような事件が起きてしまう(中学校・技術)

情報検索・情報活用能力の育成のため(3名)

- ・調べ学習に必要なため(小学校・全教科)
- ・表現する方法や情報を集める方法にはいろいろなものがあることを知って欲しいから(その他・社会)
- ・情報を正しく利用することを生徒に伝えたかった(中学校・技術)

著作権の保護のため(3名)

- ・知らないうちに他の知的財産(著作権など)を犯してしまうことがあると考えたため(中学校・理科)
- ・図工で人が作ったキャラクターを使った作品が見られたため(小学校低学年のため)(小学校)
- ・印刷しそのまま使っていたので(小学校)

情報の真偽の判断力育成のため (3名)

- ・ インターネットの情報は全て正しいわけではないから、全て正しいものとして信じることは危険であるから (小学校・全教科)
- ・ 教材として適当でないものもたくさんあり、それを見抜く目を養って欲しいため (小学校・社会)
- ・ 批判的視点について考えさせたかった (中学校・技術)

情報モラル・マナーの育成のため (2名)

- ・ 有害サイトもあり、さらにインターネットをきっかけとした多くの事件も起こっている。正しく使う必要あり (小学校・全教科)
- ・ メールなど自分が誰だかわなくても、内容が相手に伝わるため、いたずらが出てきそうなので (小学校・全般、技術、数学)

指導要領などに盛り込まれているため (2名)

- ・ 総合的な学習の時間の年間計画に位置づけがされているので (小学校)
- ・ 情報モラルについての指導が内容に入っている (中学校・技術)

その他 (5名)

- ・ 論理的思考の大切さの例として (中学校・数学)
- ・ 子どもが興味を持っており、聞かれたから (中学校・理科)
- ・ 教科として教えるようになっていますが、自らの経験上、とても大切だと考えて行っています (中学校・技術)
- ・ 学習活動を進める上で必要であるから (小学校)
- ・ ホームページやチャット上での会話 (小学校)

2.7. 質問6 (自由記述) への回答

ここでは、質問3において、「児童・生徒に何らかのかたちでメディア・リテラシーについて話したことがある」と回答した者 (すなわち、A,B,C,Eのいずれかに回答をした25名)を対象にして、「生徒さんに上手く伝わったのは、どのような内容でしょうか?」と

いう質問をした。回答者は、19名であった。回答は以下の通りである。「情報モラル・マナー (6名)」、「著作権の保護 (4名)」といった内容が、比較的うまく伝わったと捉えられているようである。

情報モラル・マナー (6名)

- ・ WEBサイト上で情報モラルの事例を紹介しているサイトがあり、その疑似体験は、生徒たちは興味を持って活動していました (中学校・技術)
- ・ 事後追跡していないので、特定はできませんが、メールにありがちな言葉やその受け取り方 (中学校・英語)
- ・ 相手が嫌がることはどんな場合でもしてはいけないこと (小学校・全般、技術、数学)
- ・ PC・ケータイ使用時のマナー、犯罪性、情報を活用することの意味。一応伝わったのではないかと思う (小学校)
- ・ 友達にイタズラのメールを送ったりしてはいけない (中学校・技術)
- ・ 技術については、情報モラル、情報ルールなど、道徳については、長崎の小学生殺人事件について (中学校・技術)

著作権の保護 (4名)

- ・ インターネットからデザイン等をとって、自分の作品の一部として使用するときの留意点で、どの程度までの利用だったら、著作権を考えずに済むかのところについては、伝わったのではないと思われる。自己評価していないのであまり分からない (中学校・技術)
- ・ 知的財産 (著作権など)を守る大切さ (中学校・理科)
- ・ 著作権とは、具体的にどんな権利で、何をするといけないのか (小学校)
- ・ 印刷したものをそのまま使うことは、いけないことと考えるようになったこと (小学校)

危険性の認識 (2名)

- ・ 便利なコンピュータも使い方を間違えると大変であること、ネット社会は怖いものであること (中学校・技術)

- ・ 何に対して注意したらよいか (中学校・理科)
- 分からない (2名)
- ・ 正直なところ、何処まで伝わったかは分かりません (中学校・技術)
- ・ 長崎での小学生の事件について紹介したが、上手く伝わったかどうかは・・・ (小学校・全教科)

情報検索・情報活用能力 (1名)

- ・ 情報の集め方 (インターネットから必要な情報を集める) (小学校)

その他 (4名)

- ・ 文字によるコミュニケーションの良いところ、悪いところ (小学校)
- ・ スキル面など (小学校・全教科)
- ・ 表現のための方法には、いろいろな方法があること。マス・メディアによって伝えられているものは、作り手の考えがありつくられており、自分たちがそれを理解していくことも大切であること (その他・社会)
- ・ あまり上手く伝わっていないと思う (中学校・数学)

2.8. 質問7 (自由記述) への回答

質問6と同様に、「何らかのかたちでメディア・リテラシーについて話したことがある」と回答した者に対して、「伝えるのが難しいとお感じになったのは、どのような内容でしょうか?」という自由記述式の質問をした。回答者は18名であった。

それまでの回答に見られた「情報検索・活用能力」、「情報モラル・マナー」、「著作権の保護」といった内容への回答は比較的少なかった。むしろ、利用経験の有無などの児童・生徒の実態に即して、効用や危険性を教授することの難しさが挙げられている点が特徴的である。低学年の児童に対して、犯罪などの情報をどこまで教えるべきかといった問題も挙げられている点も興味深い。

危険性 (3名)

- ・ 出会い系サイトなどの危険性 (中学校・技術)

- ・ なぜ危険か (中学校・英語)
- ・ 性犯罪がからむもの、詐欺など犯罪性があるもの、今までの常識では考えられない新しい問題 (小学生にどこまで伝えるべきか) (小学校)

利用経験がない児童・生徒に指導すること (2名)

- ・ ケータイや電子メールに関しては経験のない生徒もいるので、伝えるのはむずかしい (中学校・技術)
- ・ あまりチャットなどの経験がない (小学校)

児童・生徒にとって抽象的な概念であること (2名)

- ・ 抽象的な考えの重要性を理解させること (生徒の実体験といかに結びつけるか) (中学校・数学)
- ・ 目には見えない抽象的な内容なので、具体的にはつかみにくい。実感しづらい (小学校・全教科)

情報モラル・マナーの育成 (2名)

- ・ ネット利用に当たってのマナー。書き込む言葉に気をつける点で、実際に掲示板を使って学習したが、良く守れてなかった (小学校)
- ・ モラルを理解できたかはあやしいです (中学校・技術)

著作権の保護 (2名)

- ・ 知的財産 (著作権など) を活用するとき、どの範囲まで具体的に許されるか (中学校・理科)
- ・ ウィルスや著作権についてのことは、やっぱり難しい (中学校・技術)

利用経験のある児童・生徒には、効用がよよく認識されていること (1名)

- ・ 実際に有用な面と危険な面が2つあるところが、有用な面が強調されてしまう傾向がある (中学校・理科)

情報検索・情報活用能力の育成 (1名)

- ・ 調べ学習ではインターネットに傾きがちなこと (小学校)

総合的な内容 (1名)

- ・著作権について、どうしたらネット中毒にならずにすむか (中学校・技術)

情報の真偽判断力の育成 (1名)

- ・追求していくと教員もメディアとなる。批判的な視点を育てる上での大きな課題である (中学校・技術)

その他 (3名)

- ・表現の方法がいろいろある中で、実際にどのような工夫や方法があるのか実際にやってみるところまで行かないこと (その他・社会)
- ・必要性 (小学校・全教科)
- ・ありません (小学校・全般, 技術, 数学)

2.9. 質問8 (自由記述) への回答

質問3において、「メディア・リテラシーについて、生徒に話をしたことがない」と回答した者(14名)に、その理由を自由記述させた。回答者は9名である。

回答の結果は、「自分の認識不足」と「機会がないこと」との2つに類別できる。その他として、低学年に教えることの困難さといった回答が興味深い。

自分の認識不足 (4名)

- ・意味をしっかり捉えていないのに話しても子どもに通じないため (小学校・理科)
- ・メディア・リテラシーの言葉の意味を理解していないので・・・ (中学校・理科)
- ・自分の認識不足 (小学校)
- ・大切なことは感じていますが、私自身勉強不足のために担任している子どもたち(小2)に分かるように、伝えることができないからです (小学校)

機会がない (2名)

- ・低学年を相手にしているので、適切な機会がない (小学校・社会)
- ・特に扱う機会がなかったため (小学校・全教科)

その他 (3名)

- ・低学年なので理解させるのが難しいと判断しているため (小学校)

- ・必要性を意識したことがなかったので (中学校・社会)
- ・メディア・リテラシーという言葉を使っただけの指導はしていないが、総合的学習や社会で、情報を選ぶこと、その情報の正確さなどで指導している (中学校・社会)

2.10. 質問9 (自由記述) への回答

「生徒さんのインターネット利用について、懸念なさっている点があれば、お答え下さい」という質問をした。学校教育という枠にとどまらず、一般的な意味での子どもとメディアの問題について、現職の教員がどのように考えているのかを調べるためである。今回は、講演内容とも関連がつよく、近年話題の俎上にのぼることが多いインターネットを対象とした。回答者は34名である。

ここでは、インターネット使って安易に情報収集できること、インターネット上の情報を鵜呑みにすることへの懸念を示す記述が比較的多い。他の懸念については、「有害サイトへのアクセス」、「家庭での利用方法」、「情報モラル・マナー」といった回答が同数で並んでいる。

情報の真偽の判断への懸念 (8名)

- ・情報の真偽の判断、自分の豹変の与える影響へのイメージができていくこと (その他・社会)
- ・情報の正しい取捨選択 (小学校)
- ・情報の選択能力が高くないと、必要のない情報や害のある情報など簡単にはいってしまうところ (中学校・理科)
- ・興味本位で使っていると、知識がかたよってしまうのではないかと。長時間利用している(らしい)児童も見られるので (小学校)
- ・テレビと同じ感覚で情報を信じていること (中学校・技術)
- ・情報が正しいと信じ込んでしまうこと。調べ学習で、情報の切り張りになり考える力がなくなる (小学校・全教科)
- ・数ある情報を取捨選択する能力が足りない、有害な情報による被害、ネット上の情報が全て正しいと判

断ってしまうこと（中学校・社会）

- ・ ネット上の情報に対して、疑ってかかるというよりも、鵜呑みに信じ、意図しないままに悪用（あるいは不適切な）される可能性がある（小学校・社会）

情報検索・情報活用能力育成への懸念（7名）

- ・ 調べ学習などに使うが、やみくもにやることがある（小学校・理科）
- ・ 情報をいかに理解して自分の知識にするかという点。生徒はどうしても情報の洪水のなかで何も身につけていないのではないかという面がある（中学校・数学）
- ・ 正しい情報を得るために、時間がかかることがある。たくさんの中から正しい情報を手に入れる方法が分かっていない（中学校・理科）
- ・ 何気なく検索していても、ちょっと面白いサイトなど発見すると、それにひっぱられてしまう（中学校・英語）
- ・ 情報検索をして、有効活用して欲しい点（中学校・数学）
- ・ Web ページを見ているだけで、学習している気になってしまう（小学校・全般、技術、数学）
- ・ インターネットによる情報を重宝し、実際に本で調べることや目で見ることなどを軽視することにつながらないか（小学校）

総合的な意味でのメディア・リテラシー育成への懸念（5名）

- ・ 情報の選択ができていない、情報を得るための技能がまだまだである、掲示板などでのモラルについて、著作権について（中学校・社会）
- ・ 危険なサイトへいきたがる、ネットゲーム中毒（依存症）になる、情報を見ただけで理解したつもりになる、本を読まなくなる、調べものをするとき安易にネット検索に頼る（中学校・技術）
- ・ インターネットにかかっている情報をそのまま信じがちになったり、ゲームなどの娯楽サイトに入っていくがちである（中学校・技術）
- ・ 刺激の強い情報を入手してしまうこと。現実社会のことが分からないうちに、安易な行動をネットで

てしまうこと（小学校・全教科）

- ・ コンピュータウイルスによるトラブル、個人情報流出の可能性、有害サイトの存在（中学校・理科）

家庭での利用方法（特に有害サイトへのアクセス）への懸念（4名）

- ・ 各家庭におけるセキュリティの甘さ（小学校・全教科）
- ・ 学校は、Inter Safe がかかっているし、検索サイトもグーグルという無広告のものがあると、夏、講習に行かれた先生から聞いて、これは使えると感じています。このように学校ではある程度考えられますが、家庭では？（小学校）
- ・ 日立市は有害サイトへのアクセスが不可能となっているが、家庭では自由に見ることができ、情報の取捨選択能力が未熟な生徒には危険な点がある。それをどう指導していくか（中学校・理科）
- ・ （家庭で）一人で使って、有害サイトへ接続してしまう不安（小学校）

情報モラル・マナー育成への懸念（4名）

- ・ 情報モラルが十分に身につけていないうちに、技術のみが向上してしまうこと（小学校）
- ・ コミュニケーション能力が低下しているためか、他人を傷つけるような言葉を簡単に話してしまうことです。モラルはとても低下していると思います（中学校・技術）
- ・ モラル面では心配がある。ネット犯罪の増加と巻き込まれるおそれなど（小学校・全教科）
- ・ 「約束を守る」、「決まり」ということの指導の徹底につとめながらも、なかなか完全なものではないというのが、人間であるということ。また、家庭までそのことを全てつながるようにしていくことは、学校教育の展開の上で、難しさがあるということ（中学校）

有害サイトへのアクセスへの懸念（3名）

- ・ 自由に利用させたときの有害情報の扱い方が難しい（中学校・技術）
- ・ 有害サイトへのアクセスによる悪情報を得てしまう

- こと (小学校・全教科)
- ・アダルトサイトや暴力, 自殺などのサイトを開くこと (中学校・技術)

特になし (1名)

- ・ありません。しかし, 生徒との日常会話の中で, 次のことは話してあります。匿名性が高いインターネットでは, 注意しすぎて活用できなくなるのではなく, 多くの情報や「これは良い」, 「これはダメ」と自分自身が学びながらやっていかないと, 消極的になってしまうと思います。また, 匿名性が高いところでは, 自由にやれる反面, 徹底的にやられることもあると話してあります。ルールはどこにも存在しますので (中学校・数学)

その他 (2名)

- ・生身の「人と人」のコミュニケーション能力 (対人関係) の育成とネット利用のかねあい (小学校)
- ・PCを使って, インターネットを活用する際には, 常に話しをしているため, 特定できません (小学校・社会)

2.1.1. 質問10 (自由記述) への回答

「その他, メディア・リテラシー教育について, お考え等あればお答え下さい」という質問に回答してもらった。回答者は11名である。

この設問への回答は分類が困難であったため, そのまま列挙することにする。カタカナ用語の氾濫が目立つこと, メディア・リテラシー教育のための適当な教材がないこと, メディア・リテラシー教育の概念の曖昧さへの懸念, 指導が後手に回りやすいこと, 安易な情報教育による実体験の軽視への懸念, 批判的 (クリティカルな) 態度の育成の方法, こころの教育の重要性などが挙げられている。

- ・あまり関係ないと思うが, カタカナ言葉がコンピュータ関係になってくるとすごく多くなる。多分, 英語の発音を日本語にするためにそうなっていると思うが, 意味不明の言葉が多くでてくる。例えば, リテラシー, メディアという言葉の意味は自分にはあ

まり理解できないし, その他の言葉も多い。チャット, オーディエンスなど言葉がもっと日本的なことに置き換えられると良いと思うのですが・・・ (中学校・技術)

- ・適当な教材があれば, いつでもすぐに指導できると思っている。しかし, なかなか見つからないのが現状 (小学校・全教科)
- ・教育全体で見ると, 指導が後手にまわりやすい (小学校・全般, 技術, 数学)
- ・メディア・リテラシー教育の定義がどうなっているのか, 不安を感じた (中学校・技術)
- ・安易にIT機器を入れない方がよい。教育委員会 (文部科学省?) とかが情報教育に夢中になりすぎ, 無理に中学校で情報教育をやる必要があるだろうか, 技術の半分が情報教育にとられてしまう, モノ作りをさせてやれなくて子どもがかわいそうである。情報やPCなどいつでもどこでもできる (中学校・技術)
- ・与えられる情報に対して, 批判的に検討する視点をどう持てるようにしていいたらよいか。受動的態度になってしまわないように (その他・社会)
- ・人対人のモラルがくずれているので, もっと根本的に考える必要がある (メディア・リテラシーはその一分野にすぎない) (中学校・英語)
- ・メディア・リテラシーということに限らず, 人としての心を育てることが大切ですね (小学校・社会)
- ・特になし (中学校・数学)
- ・特になし (中学校・社会)
- ・なし (小学校)

3. おわりに (まとめにかえて)

本稿では, 2005年の2月に行った「教員のための情報モラル講習会」の際に実施した, 日立市内の教員を対象とした質問紙調査の結果を紹介した。以下では, 筆者の印象に残った記述に対する見解を述べることによって, メディア・リテラシー教育の今後の課題を提示することにしたい。

- ・安易にIT機器を入れない方がよい。教育委員会 (文部科学省?) とかが情報教育に夢中になりすぎ, 無理に中学校で情報教育をやる必要があるだろうか,

技術の半分が情報教育にとられてしまう、モノ作りをさせてやれなくて子どもがかわいそうである。情報やPCなどいつでもどこでもできる(中学校・技術)

この教員は、技術科において、実際にモノに触れて作ることを重要視している。にもかかわらず、情報教育に時間をとられることで、実体験が減少することを懸念し、技術科のなかで、情報教育を学ぶことの是非を問題提起している。

確かに、コンピュータ操作「技術」の習得は、情報教育の目的の1つである。よって、技術科で実施するのが望ましいであろう。これは、「メディア(コンピュータ)に関する教育」という視点に立った場合である。しかしながら、この教員が指摘しているのは、コンピュータを使って効果的に学べることと、技術科の学習目標としてのモノづくりとの整合性であろう。「メディア(コンピュータ)を用いた教育」を技術家庭科で行うことには問題があるとしていると言えよう。

メディアを介した擬似体験によって有効に学べることと、実体験で有効に学べることは異なるのである。Schramm(1977)が述べているように、メディアの選択は、コミュニケーションの目標からはじめること、メディアからはじめるべきではない。この視点から技術科で情報教育を行うことの是非を検討すべきなのかもしれない。

新しいメディアが誕生すると、とかく「新しい教育を」というスローガンが生まれ、その対応に追われがちである。しかしながら、Schramm(1977)の言う基本に立ち返り、「メディアを通じて有効に学べること」を精査し、情報教育の意味を再度検討する必要があるのではなかろうか。以上を第1の課題として提示したい。

・メディア・リテラシーというものを今日はじめて知ったので、よく分かりませんが、パソコン関係の本やネチケットなどの話しは雑談の中で話しています。パソコンやIEメールなど、今や生徒たちにとって当たり前のものであり、使いこなせるようにならないと将来困ると思います。「制限を加えすぎる」ことで、何もできなくなるのではなく、使っていく

うちに「それはダメ」という形式ではダメなんでしょうか？ 私は自分でパソコンを組み立てたり、毎日パソコンから情報やニュースを得ているので、自分の分かる範囲で生徒に話しています(中学校・数学)

ここで指摘されているのは、制限を加えすぎることによる弊害、メディアの悪影響の過大視による弊害である。

現在、情報モラル教育の必要性が声高に叫ばれているが、インターネットなど新しいメディアへの漠然とした不安が先に立っているケースが多いように思われる。また、子どもを「放っておくと何をしでかすか分からない」と捉えているのではなかろうか。

この教員が指摘するように、「使いながら学ぶ」という視点は重要である。実際にコンピュータに触れ、試行錯誤しながら体得するものは多いと考えられるからである。

メディア・リテラシーは、実際にメディアに触れ、多少の失敗を繰り返しながら、自然と身につくものなのであろうか。それとも、こうした学び方では、メディア・リテラシーを身につける以前に、悪影響を受けてしまい致命的な問題が生じかねないのであろうか。

この問いへの答えを一義的に示すことはできない。学習すべき内容、学習者の特性などとの関連から検討すべき問題だからである。その前段階として、まずは「メディアの影響」の見極めが必要であろう。具体的な悪影響については、次のような記述があった。

- ・危険なサイトへいきたがる、ネットゲーム中毒(依存症)になる、情報を見ただけで理解したつもりになる、本を読まなくなる、調べものをするとき安易にネット検索に頼る(中学校・技術)
- ・生身の「人と人」のコミュニケーション能力(対人関係)の育成とネット利用のかねあい(小学校)

いずれも各種の報道で取り上げられているものであり、一般的にある懸念であろう。しかしながら、弊害を取り上げることで、必要以上に恐怖心をおおることになるとしたら、これは問題である。学習の機会を奪

いかねないからである。ましてこうした悪影響については、現時点では不明な点も多く、実証的に明らかになっているとは言い難い。むしろ、メディアの利用によって対人関係が広がり、深まる可能性さえ実証されている。

今後は、これらの悪影響についての実証的な研究成果をさらに積み重ねることが必要である。その成果を参考にして、制限すべき点は制限し、自由に学ばべき点は自由に学ばせるのである。以上のように、メディア効果研究の知見を教育現場に活かすことが重要と考えられる。これが第2の課題である。その際には、性犯罪などの問題を、青少年にどこまで教授すべきかも併せて検討する必要がある。対象者の年齢などに即した教育カリキュラムを検討する必要性が指摘できる。

・ 人対人のモラルがくずれているので、もっと根本的に考える必要がある（メディア・リテラシーはその一分野にすぎない）（中学校・英語）

上記の記述を踏まえて、「コミュニケーション学」の視点を、メディア・リテラシー教育に取り入れる必要性を指摘したい。現在、メディアの発達によって、対人コミュニケーションとマス・コミュニケーションの境界が曖昧になりつつある。現代社会における「メディアを能動的に活用する能力」とは、単なるメディアの操作能力ではない。情報を収集したり、表現をしたり、対人コミュニケーションを構築したりといった「コミュニケーション能力 (communicative competence)」の1つ捉えられないだろうか。

例えば、「利用と満足」研究における受け手の能動性概念や、コミュニケーション論で扱われる対人コミュニケーション能力の概念、社会心理学で主に扱われているCMC (Computer Mediated Communication) など視点も取り入れるなどして、メディア・リテラシーの概念を再検討することも必要と思われる。

以上、本稿では、日立市の教員を対象とした調査結果を紹介し、さらに、メディア・リテラシー教育の課題について述べてきた。今後の課題とは、1)「メディアを通じて有効に学べること」の精査、2)メディアの影響力に関する実証的研究を進めること、3)メ

ディア・リテラシー概念の再検討である。筆者は、特に、3)の点を明らかにしていきたいと考えている。

オグバーン (1944) の文化地帯論でも指摘されているように、社会は技術に遅れて進化する。よって、メディア・リテラシー教育は現実のメディアの発達に対して、後手に回るのは致し方ないのかもしれない。とはいえ、現実には社会の情報化は着実に進んでおり、メディア・リテラシー教育が必要であることは異存のないところであろう。問題は山積しているが、今後も課題を1つ1つ克服していかなばなるまい。

¹⁾ 本稿は、2005年2月3日に日立市視聴覚センターで、教員のための情報モラル講演会「メディア・リテラシー教育の現状と課題－マス・コミュニケーション研究からの提言－」と題した講演で実施した調査結果に基づくものである。この場を借りて、アンケートにご回答下さった日立市内の小中学校の教員の方々、日立市視聴覚センター所長大畑美智子氏、指導主事濱崎裕之氏（所属と職位は当時）に御礼申し上げたい。

参考文献

- 海後宗男 (2004). 大学生の情報通信技術利用の関連要素と社会的デジタル・デバイドの階層化－日本型デジタル階層の構造－. 教育メディア研究 11 (1), 47-60.
- 小平さち子 (2005). 学校教育現場におけるメディア利用と意識の変化～NHK 学校放送利用状況調査を中心に～. 第12回日本教育メディア学会年次大会発表論文集, 44-47
- 小平さち子・西村規子 (2005). デジタル時代の教育現場におけるメディア利用と今後の展望～2004年度NHK 学校放送利用状況調査を中心に～. 放送研究と調査 55 (5), 28-47.
- 教科書研究センター (2001). 新しいメディアに対応した教科書・教材に関する調査研究?平成12年度文部科学省調査研究委嘱－「総合的な学習の時間」の実践事例集－. 財団法人教科書教育センター.
- Livingstone, S. (2004). Media literacy and the chal-

lence of new information and communication technologies. *The Communication Review*, 7, pp. 3-14.

水越伸 (2002). 新版デジタル・メディア社会. 岩波書店.

文部科学省 中学校学習指導要領 (平成10年12月)
解説－技術・家庭編－.

文部科学省 高等学校学習指導要領.

西垣通他編 (2002). 情報学事典. 弘文堂.

オグバーン, W.F. (1944). 社会変化論 育英書院.

坂元昂 (1986). メディア・リテラシー 後藤和彦他 (編)
メディア教育を拓く. ぎょうせい, 61-83.

坂元昂・東洋編 (1987). これがコンピュータ教育だ.
ぎょうせい.

Schramm, W. (1977) *Big Media, Little Media : Tools and Technologies for Instruction*. Beverly Hills, CA : Sage.

Schramm, W., Lyle, J., & Pool, I. (1963). *The People Look at Educational Television : a Report of Nine Representative ETV Stations*. Stanford, CA : Stanford University Press.

総務省 (2005). 平成17年度版 情報通信白書. ぎょうせい.

菅谷明子 (2000) メディア・リテラシー－世界の現場から－. 岩波新書.

鈴木みどり編 (2000). Study Guide メディア・リテラシー入門編. リベルタ出版.

鈴木みどり (2004). メディア・リテラシーとは何か－その理念と基本的枠組み－. 柳澤伸司他
メディア社会の歩き方－その歴史と仕組み－. 世界思想社, 255-268.

山内祐平 (2003). デジタル社会のリテラシー 岩波書店.

看護管理職のネットワークに関する一分析

An Analysis on the Networks of the Nurses Responsible for the Organizational Management

林 寛一

Kanichi Hayashi

1. はじめに

最近、医療体制の充実が求められ、高齢者介護施設が増え、それに伴い看護師への需要が高まっている一方で、新卒看護師の1年以下の離職率の高さが問題となっている。日本看護協会の04年度採用の新卒看護師700人への調査によれば、彼らの多くが挙げる悩みのひとつが医療事故への不安であり、約70%と高い。医療事故が死につながりやすいイメージ故かもしれないが対策が急がれている¹。他方、深刻な看護師不足を補うという点でも海外からの人的補充が求められており、とりわけ、外国人看護師の在留資格などの法的整備、日本語教育の態勢、地域社会の理解、そしてなによりも共に働く日本人看護師との協働とコミュニケーションの問題解決が喫緊の課題として急がれている。

本稿は、管理職の地位にある看護師のネットワークが、開かれたネットワークなのか閉ざされたネットワークなのかという点に絞って、それをソーシャル・キャピタル social capital という概念を使って実証的に分析しようとしたものである。そして、彼らのネットワークの構造を分析することによって上記の問題にアプローチするための切り口を、見いだそうというのが本稿の主眼である。

そこで、本稿は、社団法人茨城県看護協会が毎年行

っている認定看護管理者教育のファーストレベルで、筆者が担当している講座「集団のプロセスと集団力学」の受講生を対象とした、彼らのネットワークの構造に関する調査結果をもとに、その分析を行った結果の報告である。

2. ソーシャル・キャピタル —ウェイン・ベーカーの二つのネットワーク概念—

コミュニティの崩壊と再生が叫ばれて久しいが、そのコミュニティの再生の切り札として注目されている言葉としてソーシャル・キャピタルがある。今日では多分野でその言葉に多様な意味をふくらませて使われている。ここでは、本稿のねらいと調査方法にあわせてミシガン大学のウェイン・ベーカー Wayne Baker のソーシャル・キャピタル概念を利用する。そこで、まず、彼のいうところのその概念を整理しておきたい²。

さて、ソーシャル・キャピタルという言葉に関しては、コミュニティに役立つ資源であるという意味では社会科学者の間ではおおむね合意が成り立っていると見てよい。ハーバード大学の政治学者であるロバート・パットナム Robert Putnam の研究によれば、デモクラシーと経済発展は、協働のありかた、市民参加の規範、そして信頼の精神に依存するといふ³。ソーシャル・キャピタルに関してのこの当初の研究に続く

て、ビジネス社会においてもソーシャル・キャピタルの役割についての研究がなされてきている。共通の目的を持ち、情報を共有し、互いに助け合い、そして互いに学習する会社内の人的ネットワークに関する研究としてである。こうしたソーシャル・キャピタルに関するビジネスでの研究は、ソーシャル・キャピタルを個人的能力や組織的能力として構築し、利用することが可能であることを証明してきている。財務資本や人的資本と同様に、ソーシャル・キャピタルも生産財であると認識し始めている。個人と会社は、ソーシャル・キャピタルに投資し、その見返りを十分期待することができる、と考え始めている。

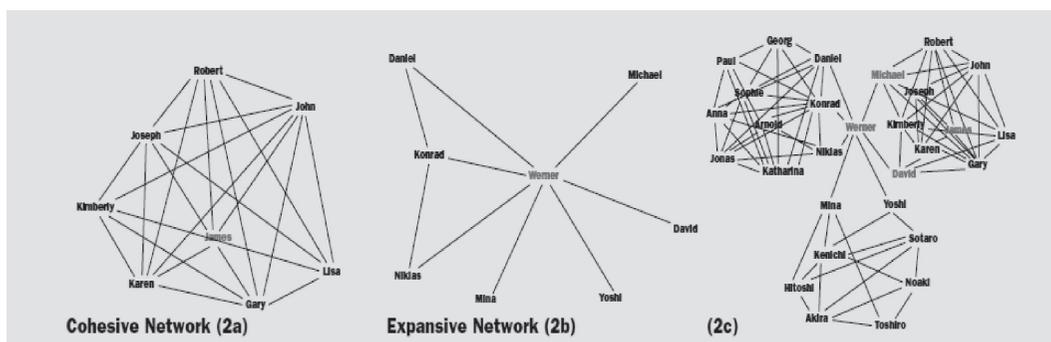
さて、このようなビジネス研究から証明されたソーシャル・キャピタルの便益については、ペーカーは、以下のような7つのポイントに要約している。

1. 個人や組織の能力を引き出し、保持する

2. 新しい価値を創造し、価値創造者には報酬が与えられる
3. サイロ（閉ざされたネットワークの比喩）を破壊し、協働を促進する
4. 知識マネジメントを高める
5. 口づて（word-of-mouth）によるマーケティングの効果が期待できる
6. 競争者たちとの協働による競争が生じる
7. ビジネス・ケースを超える価値が重視される：幸せ、健康、安寧など⁴

そして、ソーシャル・キャピタルに関する研究者たちは、ソーシャル・キャピタルを大きく二つの基本形式に区別しようとした。ひとつは、ソーシャル・キャピタルは信頼であり、協働である、と定義する。もうひとつは、ソーシャル・キャピタルを情報と起業家的機会への優位のアクセスと定義する。

図1 二つのネットワーク⁵



上記図1の左の「集約的ネットワーク」(cohesive network)は、最初の意味でのソーシャル・キャピタルを指す。このネットワークのメンバーは、比較的同質的で組織サイロのコアとなっている。このネットワークは、共通の文化や目標を持つコミュニティ、集団忠誠心、一体感、そして所属感や協調行動を生み出しやすい。しかし、このネットワークは、「集団思考」(groupthink)を生み出しやすいために、ネガティブな面では、新しい発展の前線に立ち、新しい情報を獲得し、そしてネットワーク以外の人びとに影響を与え

たりしようとするのには妨げとなりやすい。

図1の中央の「拡散的ネットワーク」(expansive network)は、二番目の意味でのソーシャル・キャピタルを代表する。このネットワークは、異なった文化または背景をもつメンバーを含んでいる。このネットワークは、異なる新規の情報を獲得し、資源を見だし、そして新しいチャンスを発見するのに役立つ。これは、また、図1の右のような3つの組織サイロの間をつなぐ「くさび」(linchpin)となって、その新たなつながりが新規の価値を生み出すことにつながるとい

う利点がある。しかし、このネットワークは、共通文化、目標の共有、そして協働行動などを創り出すという点では難点がある。

さて、集約的コミュニティ・ネットワークと拡散的コミュニティ・ネットワークはそれぞれの長短があるため、実際のところは、両者の組み合わせが問題であり、その組み合わせ如何は、組織の戦略、フォーマルなデザインまたは「計画」、規模といった要素に依存するといつてよいのであろう。

本稿の調査は、この集約的ネットワークと拡散的ネットワークという二つの概念を利用してのその両者の布置状況を看護管理職のネットワーク構造というところで捉えようとするものである

3. 分析方法 —GSSネットワーク分析—

個人がもっている人的ネットワークを抽出し分析する方法としては、ミシガン大学のNORK (National Opinion Research Center) が主催するGSS (General Social Survey) が開発したネットワーク質問票を用いた調査を実施するのが、もっとも代表的な方法であるとされている⁶。筆者は、これを若干修正して以下の手順で用いた。

最初に「親密な相談相手」、「ビジネスパートナー」、「ステークホルダー」、そして「友人や知人」というカテゴリーを設け、最大5人の個人を記入させた。該当者がいなければゼロでもよいとした。

- ・ 「親密な相談相手」とは、過去6ヶ月の間で重要な事柄を相談した人。
- ・ 「ビジネスパートナー」とは、過去6ヶ月の間にコミュニケーションした人の中で、仕事を成し遂げる上で重要な人。
- ・ 「ステークホルダー」とは、現在係わっているプロジェクトで資金や承認など、サポートを得ることができる人。
- ・ 「友人や知人」とは、過去6ヶ月の間で親しくつき合いのある人。

次に、カテゴリーごとに記入した個人間の関係を捉えるために、簡単な「ソシオグラム」を作成し、自分を除いた個人をアルター（文節点）として数える。次

にそのアルター間の関係がお互い知り合いであればそこに実線を引きその数も数える（図2⁷）。この二つの数をベースとしてネットワークの「密度」を計算し、集約的ネットワークと拡散的ネットワークの程度を見つけることができる。それに補正をかけて「実効サイズ」として計算し、その数値が大きければよりオープンなネットワークとして、逆にその数値が小さければよりクローズなネットワーク（これをベーカーは、サイロと呼ぶ）として、認知されることになる（表1）。

図2



護師をいう」に倣っているが、看護師等の「等」を外し、一括して看護師として扱った。

看護部門に関する組織は、地域、または病院等で若干異なるため、ここでの管理職の分析では、次のようにカテゴライズした。

看護単位としては、病棟部門、外来、そして手術室等の単位に師長が、その下に主任が配置されている。また、部内管理として、総師長、各師長による運用指針をはかる師長会議、そして主任による業務遂行のための調整を行う主任会議等が行われている。そこで、師長については師長のみを括ることができたが、主任に関しては名称が多様であったので以下のものを含めた。主任クラスは、主任、副師長、師長補佐、係長、主幹、そして主任補佐とした⁸。

4-1. 看護師全体のネットワーク

表3 看護職全体

ネットワーク	アルターの数	密度(%)	重複度	実効サイズ
親密な相談相手	4.1	48.4	1.5	2.6
ビジネスパートナー	4.7	85.2	3.1	1.6
ステークホルダー	3.9	81.9	2.6	1.4
友人や知人	4.3	46.3	1.5	2.8

まず、表3について、看護師全体の標本数は56人(女性55人、男性1人)で、内誤答などの欠損値の2人と男性1人は分析上これを除いた。アルターの数の平均に関しては、一応、多重比較(ボンフェローニ)を行った結果、有意差(.05水準)は、「親密な相談相手」と「ビジネスパートナー」の間(.02)と、「ビジネスパートナー」と「ステークホルダー」の間(.001)に出た。「ビジネスパートナー」と「ステークホルダー」の密度が高いのは、看護師という職業柄、高度な専門性とチームワークという点で集約し、そのため実効サイズの拡散性は小さくなる。この二つの変数が比較的フォーマルなネットワークを形成するのに関連すること、そして「親密な相談相手」と「友人や知人」はインフォーマルなネットワークを形成するのに関連することは理解しやすい。そこで、以下、師長レベルと主任レベルの相対的なネットワークの位置づけを検証することにする。

4-2. 師長レベルと主任レベルでのネットワーク比較

表4 師長レベル

ネットワーク	アルターの数	密度(%)	重複度	実効サイズ
親密な相談相手	4.4	45.0	1.5	2.9
ビジネスパートナー	4.9	77.5	3.0	1.9
ステークホルダー	3.7	78.2	2.1	1.6
友人や知人	4.5	35.0	1.2	3.3

表5 主任レベル

ネットワーク	アルターの数	密度(%)	重複度	実効サイズ
親密な相談相手	3.9	51.0	1.5	2.4
ビジネスパートナー	4.6	90.2	3.2	1.3
ステークホルダー	4.2	88.1	3.1	1.1
友人や知人	4.2	55.2	1.8	2.3

表4、表5については、師長レベルの標本数は20人で、主任レベルは28人である。看護師全体の標本数より少ないのは、看護師とだけ書いたもの等がありレベル分けできなかったため、それらを除外したことによる。アルターの数の平均についてはその有意差(.05水準)が、師長レベルでは「ビジネスパートナー」と「ステークホルダー」の間(.00)と、「ステークホルダー」と「友人や知人」の間(.03)に出たのに対し、主任レベルでは有意差(.05水準)は出なかった。師長はステークホルダーとして認知されるという点でこうした結果が出たものと判断される。

次に、ネットワークの4つの変数の全てで師長レベルが主任レベルと比べて密度の数値が低く実効サイズが大きくなっている。これは、総体的に、師長レベルが主任レベルに比べ、より開かれた拡散的ネットワークを形成し、逆に、主任レベルは師長レベルに比べより閉ざされた集約的ネットワークを形成していることを意味している。また、「ビジネスパートナー」と「ステークホルダー」のフォーマルなネットワークと、「親密な相談相手」と「友人や知人」のインフォーマルなネットワークを比較すると、師長レベルと主任レベルの双方で、密度では、前者の数値が高く後者の数値が低く、他方、実効サイズでは、前者の数値が低く後者の数値が高くなっていた。

そこで、実効サイズで、個々の変数を比較すると、「友人や知人」変数では、その数値の差が大きく、師長レベルのネットワークの広がり大きさを示しているといえよう。「ビジネスパートナー」の変数は、仕事上

看護管理職のネットワークに関する一分析

のコミュニケーションの範囲を示しているので、病院内の比較的専門分野の狭いサークルに限定されるためその数値は小さいが、師長レベルでの数値は相対的に高くなっている。「ステークホルダー」の変数についても同様であるが、「ビジネスパートナー」のコミュニケーション範囲と異なり、利害（承認、予算等）関係者ということで、そのサイズは主任レベルにおいてより小さくなっている。「親密な相談相手」の変数は、仕事以外の相手も含んでいるが、師長のサイズの相対的な大きさはより広範囲な意思決定に関わる職責によるものと推測される。

4-3. 属性分析

表6

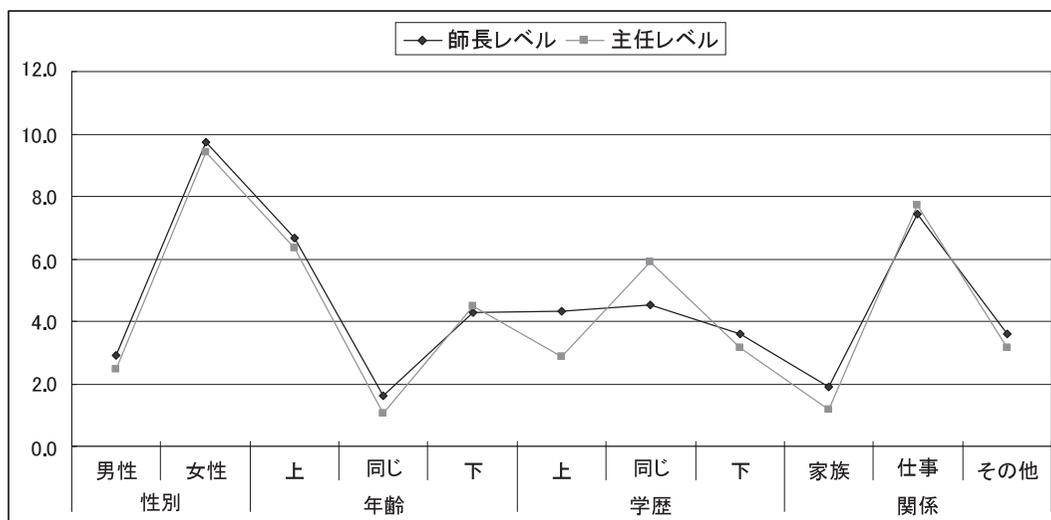
	性別		年齢				学歴			関係		
	男性	女性	上	同じ	下	上	同じ	下	家族	仕事	その他	
看護職全体	2.6	9.5	6.5	1.2	4.4	3.4	5.1	3.6	1.5	7.3	3.4	
師長レベル	2.9	9.8	6.7	1.6	4.3	4.3	4.5	3.6	1.9	7.4	3.6	
主人クラス	2.4	9.4	6.4	1.0	4.5	2.9	5.9	3.2	1.2	7.7	3.1	

属性の標本数は、看護職全体では55人で、男性1人を除いた数である。「性別」が書かれていないのが1人、「最終学歴」が判定できないのが3人いて、そ

れらの部分を欠損値として処理した。師長レベルと主任レベルは4-2での比較と同じ標本数である。数値はすべて回答者1人あたりの平均の数である。

属性に関して師長レベルと主任レベルを比較すると、総じて、師長の数値が高くでており、学歴の「上」と「同じ」というところは、師長レベルと主任レベルで数値が大きく開いている。これは、現場に近い主任では同じ水準の能力またはネットワークが求められ、高次の意思決定が求められる師長レベルではより高い学歴とのネットワークが必要とされることを示している。学歴は、また、年齢と近い相関をもつものと考えられるが、年齢の「上」と「下」の関係がそれを示している。性別で「男性」が師長レベルで大きいのはより高いポジションの男性占有率の高さによるものでそのネットワークへの参加を示している。また、「あなたとの関係」では、師長レベルでは、家族、仕事以外の「その他」の数値が高く、ネットワークの広がりを示している。逆に、主任レベルでの「仕事」の数値の高さはネットワークの狭さを示している。「家族」が師長レベルでその数値が高いのは、成長した子どもの年齢が主任に比べて高いことによるものと考えられる。

図3



5. 考察

急速に進行する少子高齢化社会は、医療・看護の分野ではとりわけ多くの問題を生じており、その解決が急がれている。筆者は、2003年の11月に同じく看護管理職に行った調査の結果を分析したところ、行政の管理職に比べ看護の管理職がインフォーマルなコミュニケーション・スタイルを重視していることを見いだした⁹。医療という現場ではチームワークが重要であり、その作業過程においては、フォーマルなネットワークだけでなくインフォーマルなネットワークが潤滑油としてより強く働いているのであろう。グループ・ダイナミックスの研究の意義もここにある。

新卒看護師の高い離職率、急速な高齢化に伴う看護師への需要、このアポリアを解決するためのひとつの処方箋としての海外からの看護師の受け入れ、それに、国の福祉政策の転換が重なり、看護師の組織とそのモラルが大きな転機にさしかかっているようである。グループ・ダイナミックスに対しリーダーシップ・アプローチを導入したレンシス・リッカート Rensis Likert は、組織に高いモラルを形成するには「高信頼」のリーダーシップ・スタイルが求められることを実証しようとした¹⁰。リッカートのいう小集団を結び合わせる「連結ピン」としてのリーダーは、最近のベーカーのネットワーク用語では「ブレイクスルー・リーダー」(breakthrough leader)に相当し、前者が、組織のピラミッドモデルを前提にしているのに対し、後者は組織のネットワークモデルが前提となっているといつてよいのであろう¹¹。筆者が、ベーカーのソーシャル・キャピタルの概念を用いた理由もここにある。

本稿は、管理職の地位にある看護師に対して行ったネットワークに関する調査を、集約的ネットワークと拡散的ネットワークというソーシャル・キャピタルの二つの概念で分析し、管理職の中でも比較的高次の意思決定に携わる師長レベルと、より現場に近いところで意思決定を迫られる主任レベルとを比較し、この二つのグループのネットワークの特徴を捉えようとしたものである。

R.D. パットナムは、ソーシャル・キャピタルを、デモクラシーを働かせるものと定義し、それを独立変数

として制度パフォーマンス(従属変数)の差異を証明しようとした¹²。グループ・ダイナミックスの研究でも、K.レヴィンの古典的研究に見られるように、デモクラシーの重要性は確認されている¹³。とりわけ、インフォーマル・グループでのデモクラシーの重要性は決定的である、というのがソーシャル・キャピタル論の基本的認識である。ベーカーによれば、フォーマルな拡散的ネットワークでは「情報」が求められ、インフォーマルな集約的ネットワークでは「信頼」が求められる。この二つのネットワークの位置づけは他の組織との共時的な比較と、同一組織の通時的・時系列的な分析が必要であり、本稿は、そうした比較と分析への入り口にたったほんの出発点にすぎない。しかし、看護研修におけるグループ・ダイナミックスの研究において、患者、それを取り巻く親族などの関係者、それらのネットワーク内の行為者のシンボリックな意味を多様な相互行為を通じて構築し、しかも状況を「変えていく」というエスノメソドロジー的方法を試みた優れた研究もすでにこの分野にはある¹⁴。しかし、これについてはフォーマルな政策として制度化につなげていくという点が、言い換えれば、ソーシャル・キャピタルから「ポリティカル・キャピタル」¹⁵へとつなげていくという視点が、今後の課題として求められているといつてよいのであろう。

¹『朝日新聞』2005年10月16日(朝刊)

²ベーカーのソーシャル・キャピタルについては、ベーカー自身の著書、中島 豊訳『ソーシャル・キャピタル一人と組織の間にある「見えざる資産」を活用する』(ダイヤモンド社、2001年)を参照。本稿では、主に、ベーカーらが開設しているホームページに最新の論文ないし研究成果を公開しているので、それらを参考にしている。

cf., <http://www.HUMAXnetworks.com/>

³ロバート・D・パットナム、河田潤一訳『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』(NTT出版、2001年)

⁴<http://www.HUMAXnetworks.com/>に掲載された

論文 W.E.Baker, Social Capital. 参照。

⁵ *Ibid.*

⁶ 中島 豊「第5章 組織戦略」佐久間賢編著『経営戦略』（中央経済社、2003年）177頁。

⁷ 図2は、ベーカーも中島も5人の環の中心に「自分」を置いていたが、昨年の同様の調査では回答者の混乱による計算ミスが目立ったので、特になくとも支障がないのでこの調査では省いた。

⁸ 師長クラスと主任クラスの種類は、看護協会の理事に相談し、それを参考にした。

⁹ 林 寛一「管理職のコミュニケーション・スタイルとリーダーシップの自己認識の分析」『法政論叢』第41巻第1号（2004年11月）。

¹⁰ レンシス・リッカート、三隅二不二訳『組織の行動科学』（ダイヤモンド社、1968年）。

¹¹ <http://www.HUMAXnetworks.com/> に掲載されている論文 Wayne E.Baker, Breakthrough Leadership: Believe, Belong, Contribute, Transcend. では、「ブレイクスルー・リーダーとは、信念、所属、貢献、そして超越を表現する言葉や行動におけるロール・モデルである」と述べている。

¹² 前掲『哲学する民主主義』3頁-21頁参照。

¹³ K. レヴィン、末永俊郎訳『社会的葛藤の解決—グループ・ダイナミックス論文集』（東京創元社、1954年）

¹⁴ 楽学舎編『看護のための人間科学を求めて』（ナカニシヤ出版、2000年）。

¹⁵ cf., Whiteley, P. and Seyd, P. (1997) 'Political Capital Formation among British Party Members', in J.W. van Deth (ed.) *Private Groups and Public Life* (London: Routledge).

執筆者一覧 (掲載順)

真部 多真記	常磐大学人間科学部	専任講師
阿部 昌信	常磐大学人間科学部	教授
堀口 秀嗣	常磐大学国際学部	教授
北根 精美	常磐大学国際学部	助教授
坂井 知志	常磐大学コミュニティ振興学部	教授
塩 雅之	常磐大学コミュニティ振興学部	専任講師
森 弘一	常磐大学人間科学部	助教授
文堂 弘之	常磐大学人間科学部	助教授
井上 麻未	常磐大学人間科学部	専任講師
石川 勝博	常磐大学人間科学部	専任講師
林 寛一	常磐大学人間科学部	助教授

編集委員

宮本 聡介	Kieran G. Mundy	水嶋 陽子
島田 茂樹	文堂 弘之	石川 勝博
松崎 哲之		

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第23巻 第2号

2006年3月25日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 伊田 政司 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 株式会社 あけほの印刷社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.23, No.2

March,2006

CONTENTS

Articles

- Shakespeare's Views of Kingship in *Richard II*
 T.Manabe 1
- Tokiwa eLearning Trial – What is the Key for Best Practice
 in eLearning at University ? –
 M.Abe, H.Horiguchi, A.Kitane, T.Sakai & M.Shio 13
- Criticism and Defense on Humanism in the Early Tudor Period
 – Thomas More's Defense and Refutation –
H.Mori 31
- Reconsideration of the Equal Opportunity Theory in the Sale of
 Controlling Shares
 – Some Implications from Andrews (1965) –
 H.Bundo 45
- The British Coal Industry from the Period of the 1880s to
 the Late 1920s : Mining Strikes and Miners
 M.Inoue 57
- ### Research Notes
- A Preliminary Survey of the Teachers' Attitude toward
 Media Literacy Education M.Ishikawa 73
- An Analysis on the Networks of the Nurses Responsible for
 the Organizational Management K.Hayashi 87

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan